

参考資料2

参考資料2 個別施策修正(案)第一稿について

- 総合計画の基本計画のうち、P47以降は全ての施策を10の宣言(分野)に分類した上で、112の個別施策を記載しています。
- この個別施策について、所管する課により修正を行いました。現時点では、策定当時(平成22年度)から5年以上が経過しているため、平成28年現在の状態に整合するよう、「現状・課題」や「目標指標のデータ」などを一部修正しています。
- よって、今の段階は、施策の全体像というフレーム(全体の枠組み)が固まっていませんので、いわば「時点修正」のみを行った状態です。
- 第3回審議会で施策の全体像での議論が進み、フレームが概ね固まった時点で、重点施策等の内容を踏まえて再度修正し、次回以降、第二稿を提出します。

健康	1 健康づくりの推進 2 保健サービスの充実 3 感染症対策
----	--------------------------------------

1	健康づくりの推進	施策 011
---	----------	--------

<健康推進課・文化スポーツ課>

●現状・課題

健康は、市民が生活を送る上で最も基本的なものであり、市民一人ひとりが、自分の健康は自分で作り、守ろうとする主体的な健康づくりを目指すことが求められています。

本市では、平成 15 年度に策定した「みんなで進めるいぬやま健康プラン 21」計画に基づき健康づくりの施策を推進し、平成 24 年度には最終評価を行い、市民の健康課題を改めて見直しました。平成 26 年度からは「第 2 次みんなで進めるいぬやま健康プラン 21」として、将来目標に健康づくりを基にした自己実現と生涯現役生活の達成を掲げ、健康寿命*の延伸につながる施策を推進していきます。中でも生活習慣病予防として食生活の改善や運動習慣の定着などの一次予防に留まらず、生活習慣病の重症化予防に重点を置いた対策や健康市民づくりを推進するために、社会全体で相互に支え合いながら健康を支え守るための環境整備が重要となってきます。少子高齢社会や団塊の世代の大量退職を迎えるなか、人々がいきいきと暮らしていくには、一人ひとりの心身の状態、人間関係、環境を含めて、より良い状態であることが重要です。「健康市民づくり」をキーワードに市民と行政、関係機関が一体となって、ライフステージ*に応じた健康づくりを推進していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、健康に対する意識を高め、自ら進んで健康を保持する行動を実践することにより、健康的な生活習慣を身につけ、明るくいきいきと生活しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆健康であると思っている市民の割合 市民意識調査で『ご自分は、健康であると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。平成 28 年 4 月現在の高齢化率は 27.6%と県平均より高く高齢になるほど健康に対する不安が増加すると予測されますが、各年代において自らが健康づくりに取り組める環境を整えることで、80%の市民が健康と思えることを目指します。	%	72.1	2010 年度	68.8	80.0
◆普段、運動（ウォーキングなども含む）をしている人の割合 市民意識調査で『普段、運動（ウォーキングなども含む）をしていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。年代を問わず半数以上の方が継続的に運動習慣をつけることを目指します。	%	44.9	2010 年度	47.5	57.0
◆健康づくり応援参加宣言参加人数 健康づくりへの取組みを個人、企業、グループ、家族などで宣言してもらう「健康づくり応援宣言」への参加人数。年 130 人程度の増加を見込み 5,000 人の参加を目指すとともに、企業などに対して新たな参加を促していきます。	人	2,584	2010 年度	4,016	5,000

●施策の展開方向

①**健康づくり行動の展開** 「健康づくり応援参加宣言」を推進するとともに、市民が主体的に健康づくりに取り組む機会としてインセンティブをつけた健康マイレージ事業を実施、市民の健康意識を醸成し、市民自らの健康づくり行動を促します。

②**市民ボランティアの育成支援** 健康づくり推進員や食生活改善推進員、さら・さくら会などをはじめ、地域での健康づくり活動を支援するボランティアの育成と活動支援を行います。

写真・イラスト・データ

③市民の健康を支える環境整備

健康づくりの拠点である市民健康館（さら・さくら）をはじめ、体育館や多目的スポーツ広場などの関連施設周辺において、健康づくりにつながる環境の整備を行います。

④全庁的な推進体制の確保 現在、市が各分野で実施している健康づくりに関連する事業を、「健康づくり事業」として体系化し、全庁的に健康づくりに取り組む推進体制を確保します。

●重点事業

健康づくり事業	健康市民づくりを促進する事業を総合的に実施します。主には、市民の健康意識の向上を目的とした健康マイレージの実施をはじめ、生活習慣病の重症化予防に重点を置いた事業に取り組みます。また現在、本市が各分野で実施している健康づくりに関連する事業を、「健康づくり事業」として体系化して展開します。
---------	---

■健康寿命 平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のことで、平均寿命から衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差引いた寿命のこと。

■ライフステージ 人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

●現状・課題

本市では、保健センターを拠点とした母子保健や予防接種の取組み、市民健康館（さら・さくら）を拠点とした成人保健や健康診査の取組みをはじめ、福祉や医療と連携を図りながら、総合的な保健サービスを提供しています。

平成 19 年度からの乳児家庭全戸訪問事業＊（こんにちは赤ちゃん事業）や、国による平成 20 年度からの医療制度改革での特定健康診査＊の開始に加え、妊婦健康診査や予防接種の充実、生活習慣病＊予防のための保健指導の強化が求められるなど、少子高齢化に伴い、保健・医療・福祉の分野全体で制度が目まぐるしく変化しています。また、平成 28 年度からは、これまでの乳児家庭全戸訪問事業をベビワン訪問と称し、地域の主任児童委員にも訪問してもらうことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。今後も各種制度の動向や市民ニーズを見定め、本市の現状を分析し、関係機関との連携を密にした効果的な保健サービスを提供していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

ライフステージ＊に合わせた個々の健康診査や各種健康相談、健康教室が充実し、出生時から高齢期に至るまで安心して健康的な生活を維持することができます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆特定健康診査受診率 国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率。「特定健康診査等実施計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）及び実績値に基づいた目標値を目指します。	%	43.2	2009 年度	39.7	55.0
◆がん検診受診率 がん検診の受診率。「第 2 次みんなで進めるいぬやま健康プラン 2 1 計画」（平成 25 年度～平成 34 年度）及び実績値に基づいた目標値を目指します。	%	14.6	2009 年度	25.0	40.0
◆妊婦健康診査の平均受診回数 妊娠初期から出産までに受診する健康診査回数。国により健診を受けることが望ましいと示された回数を目指します。	回	11.2	2009 年度	13.1	14.0

●施策の展開方向

- ①健康診査・教育・相談の推進 成人から老年期における生活習慣病の予防、疾病の早期発見、早期治療を促すため、特定健康診査・歯科健康診査・緑内障検診などの健康診査を行うほか、生活習慣病改善のための健康教育・相談などの充実を図ります。
- ②がん検診の推進 がんの死亡率を減少するため、各種がん検診の受診率の向上のための普及啓発を図るとともに、若い年代の死亡率の高いがんへの対策を推進します。
また、がん検診で要精密検査となった人の精検受診率の向上を目指します。
- ③妊婦・乳幼児の健診・相談の推進 妊婦健康診査・乳幼児健康診査・赤ちゃん訪問・乳幼児健康相談などを実施し、安心して子育てができるよう妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制（子育て世代包括支援センター）の整備に努めます。



- 乳児家庭全戸訪問事業 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育てに関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行う。
- 特定健康診査 糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40 歳から 74 歳までを対象として実施される健診のこと。
- 生活習慣病 心臓病、高血圧症、糖尿病、がん、脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。
- ライフステージ 人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

●重点事業

特定健康診査事業	国民健康保険加入者の40歳から74歳までを対象として健康診査を実施することにより、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防を図ります。
妊婦・乳幼児健康診査事業	妊婦・乳幼児を対象として健康診査を実施し、母体や胎児の疾病の早期発見並びに乳幼児の発育・発達の確認や異常の早期発見などに努め、妊婦・乳幼児の健康保持の増進を図るとともに、 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制(子育て世代包括支援センター) の整備に取り組みます。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

平成 21 年に新型インフルエンザが発生し、世界的な流行を引き起こしましたが、こうした感染症の流行は市民生活に大きな影響を及ぼします。市民一人ひとりが正しい知識を持ち、予防に向けた行動をとることができるよう情報提供や啓発を行い、感染症の発生予防やまん延防止に努め、疾病の流行を最小限に抑えていくことが必要です。

現在、本市では、**ヒブ**、**小児用肺炎球菌**、BCG、MR（麻疹、風疹混合）、**四種混合**（ジフテリア、破傷風、百日咳、**ポリオ混合**）、**水痘**、日本脳炎、**子宮頸がん予防ワクチン**の 8 種類の予防接種を乳幼児期と学童期を中心に定期的に行っており、**平成 28 年 10 月からは B 型肝炎も定期接種化されました**。また、65 歳以上の高齢者にはインフルエンザワクチンや**高齢者用肺炎球菌ワクチン**の接種費用の一部助成を行っています。

感染症対策の中でも予防接種は最大の防御策であり、高い接種率を保つことが市民全体の免疫水準を維持することにつながるため、接種機会を安定的に確保するとともに、接種を促し、予防接種を一層有効なものにしていくことが求められています。また、感染症が流行したときには、迅速に行政や関係機関が連携し、予防防災対策や市民への情報提供を実施することも求められています。

●目指す姿と目標指標

感染症に対する知識の普及が図られ、安心して検査や治療を受けられる体制が整っており、感染症全般の拡大を防止するための備えができています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆MR 予防接種率 生後 12 か月から 24 か月までと小学校就学前 1 年間を対象とする接種率。麻疹排除に向けて国の取り組みでの目標接種率を目指します。	%	94.1	2009 年度	96.7	96.0
◆高齢者インフルエンザ予防接種率 65 歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種率。 高齢者のインフルエンザリ患者を減らすために今後さらなる接種率の向上を図り、目標接種率 60% を目指します。	%	51.1	2009 年度	47.5	60.0

●施策の展開方向

- ①**予防接種の実施と知識の普及推進** 定期予防接種や任意接種などの区分に応じて、乳幼児期から老年期に至るまでの各種予防接種の実施と正しい知識の普及啓発に努めます。
- ②**任意予防接種費用の助成** **先天性風しん症候群の発生を予防するための大人の風しんワクチンや高齢者の肺炎球菌の任意予防接種に係る接種費用を助成し、感染予防対策の充実を図ります。**
- ③**感染症予防体制の確立** インフルエンザをはじめ伝染病やエイズなど各種感染症の予防知識の普及に努めるとともに、感染症の流行など様々な状況に対応できるよう行政と関係機関が連携を強化し、感染症予防体制を確立します。

●重点事業

定期予防接種事業	対象年齢や接種方法が法律で定められた予防接種（ ヒブ 、 小児用肺炎球菌 、BCG、MR（麻疹、風疹混合）、 四種混合 （ジフテリア、破傷風、百日咳、 ポリオ混合 ）、 水痘 、日本脳炎、 B 型肝炎 ）の接種率の向上を図りながら適切に接種を実施します。
任意予防接種助成事業	法定予防接種以外に本市が独自に、 大人の風しんや高齢者肺炎球菌予防ワクチン の予防接種費用を助成することにより、接種しやすい環境を提供し、感染症対策の充実を図ります。

医療

- 1 地域医療の充実
- 2 救急医療の充実

1 地域医療の充実

施策 021

<健康推進課>

●現状・課題

今日では、高齢者が増加傾向にあり、市民の健康寿命*を延ばしていくことが、地域の活力の源にもつながる重要な課題となっています。健康寿命を延ばしていくためには、医療における人材不足を解消し、地域の医療体制を充実していくことが不可欠です。看護医療を担う地元看護学校の尾北看護専門学校は、今後、さらに管内医療機関への就職を推進し、地元医療の充実や人材不足の解消をしていくことが必要となります。また、在宅医療を行う訪問看護ステーションの支援を強化するとともに、今後も一般社団法人尾北医師会と協力しつつ、地域の診療所と専門医療や高度医療としての役割を担う病院との病診連携を強化し、救急医療に関する第1次救急医療機関*と第2次救急医療機関*による機能分担と連携を明確にすることにより、地域医療を充実させていくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

一般社団法人尾北医師会による協力と指導のもとで、地域の診療所と病院が連携した地域診療システムが確立し、市民が安心して医療を受けることができます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2009年度	2015年度	2022年度
◆尾北看護専門学校卒業生の管内就職率	%	47.5	2009年度	36.4	50.0
年度ごとの尾北看護専門学校卒業生に占める管内医療機関への就職率。尾北看護専門学校へ支援することで、地域医療の重要な担い手として看護師の育成を図り、管内就職率50%を目指します。					
◆第2次救急医療機関数	病院	3	2009年度	3	3
地域診療所の後方支援の役割を担う圏域での第2次救急医療機関の数。尾張北部地域では、社会医療法人志聖会総合犬山中央病院、愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、医療法人医仁会さくら総合病院が第2次救急医療機関として指定されており、今後も医療機関の充実や病診連携の強化の継続を目指します。					

●施策の展開方向

- ①病診連携の推進 一般社団法人尾北医師会との連携により、地域の医療機関と病院との病診連携を強化するとともに、かかりつけ医の定着化などを進めます。
- ②看護師育成の支援 管内にある尾北看護専門学校の運営に係る支援を継続して行い、地域医療の充実に欠かせない看護師育成を支援します。
- ③尾北看護専門学校卒業生管内就職の推進 尾北看護専門学校を卒業する看護師に対して、管内の医療機関への就職を促進し、管内医療機関の充実や人材不足などの問題解消を図ります。

●重点事業

病診連携の推進事業	一般社団法人尾北医師会と連携し地域の医療機関の相互連携と機能分担を促進することで病診連携体制の強化を図ります。
-----------	---



- 健康寿命 平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のことで、平均寿命から衰弱・病気・痴呆などによる介護期間を差し引いた寿命のこと。
- 第1次救急医療機関 軽いけが、かぜ、子どもの軽症の熱発患者など入院の必要がなく休日・夜間の時間外に自力により受診可能な比較的軽症を診察（点滴、小処置、内服薬処方など）するとともに、手術や入院治療を要する重症救急患者を、高次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う救急医療施設。
- 第2次救急医療機関 事故や急病による傷病者に対して適切な医療行為の実施できる医療体制の整備された総合的な病院。尾張北部地域においては、社会医療法人志聖会総合犬山中央病院、愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、医療法人医仁会さくら総合病院（平成28年12月現在）。

●現状・課題

本市では、休日（日曜・祝日）の急病患者に対する医療サービスとして、休日急病診療所で診療を施しており、さらに休日の夜間（午後5時～午後8時）には、市内在住の当番医師が、引き続き**当番医師**の診療所で診療にあたっています。また、緊急入院や緊急手術が必要な急病患者については、第2次救急医療機関*で対応するとともに、第2次救急医療機関の後方病院として、脳卒中、心筋梗塞その他特殊診療を必要とする重篤な救急患者の救命を24時間体制で行う救命救急センターとしての第3次救急医療体制*が構築されています。

今後も、このような休日、夜間などにおける急病患者や重篤患者に対して、各医療機関の役割分担のもと、速やかに対応できる医療システムを維持していくことが必要です。また、救急車への救急救命士の乗車数を増加するなどの救急搬送体制の充実を図っていくことも必要です。

●目指す姿と目標指標

一般社団法人尾北医師会の協力のもとで、休日急病診療所における医療機器、診療体制が充実し、休日や夜間でも迅速に医療サービスを受けることができます。さらに、救急救命士数を増加し、3台ある救急車に、常時2人の救急救命士が乗車**することが可能な状態**になっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆ 休日急病診療所開設日数 年間の日曜日、国民の祝日、年末年始に休日急病診療所を開設した日数。 休日における地域医療の確保として、引き続き一般社団法人尾北医師会と協力して休日急病診療所の開設を図っていきます。	日	70	2009年度	70	70
◆ 消防署の運用救命士の配置 救急搬送体制を担う救急救命士の数。3台の救急車に常時2人の救急救命士が乗車していることが可能となる数を目指します。	人	14	2009年度	15	20

●施策の展開方向

- ①**休日急病診療所の充実** 一般社団法人尾北医師会と連携及び協力を図りながら、市民が適切な診療を受けることができるよう必要な医療設備や医療器材を更新し、診療サービスの充実を図ります。
- ②**第2次救急医療機関の充実** 第1次救急医療機関*の後方病院として、常時、救急医療の態勢をとり、緊急入院や緊急手術を要する患者に対し、適切な処理ができるよう体制の整備や医療サービスの向上を図ります。
- ③**専門的人材の確保** 常時2人の救急救命士が救急車に乗車可能となる救急救命士の確保を図ります。



■**第2次救急医療機関** 事故や急病による傷病者に対して適切な医療行為が実施できる医療体制の整備された総合的な病院。尾張北部地域においては、**社会医療法人志聖会総合犬山中央病院**、愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、医療法人仁国会さくら総合病院（平成28年12月現在）。

■**第3次救急医療体制** 脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等における重篤な救急患者の救命を24時間行う医療体制。医療機関としては、尾張北部医療圏域では小牧市民病院（平成28年12月現在）。

■**第1次救急医療機関** 軽いけが、かぜ、子どもの軽症の熱発患者など入院の必要がなく休日・夜間の時間外に自力により受診可能な比較的軽症を診察（点滴、小処置、内服薬処方など）するとともに、手術や入院治療を要する重症救急患者を、高次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う救急医療施設。

行政運営

- 1 行政改革の推進
- 2 組織・人事管理の適正化
- 3 窓口サービスの向上
- 4 消費者の保護・育成
- 5 電子自治体の推進
- 6 公共施設の整備・管理
- 7 広域行政・自治体連携の推進

1 行政改革の推進

施策 031

<経営改善課>

●現状・課題

国では、人口減少と高齢化という状況に立ち向かうため、地方創生として、地方公共団体に対しそれぞれの特徴を活かした主体的な取組みを進めることを求めています。今後は、国による全国画一的な投資は薄り、地方の創意工夫が応援される仕組みへと転換されていくことが見込まれています。

本市では、平成 26 年度から平成 28 年度（2016 年度）の期間で、第 6 次犬山市行政改革大綱に掲げた「公共施設の適正化」、「持続的な財政基盤の確立」、「継続的な事務事業の改善」、「職員の意識改革と人材の育成」、「市民等との協働」を進めてきました。

しかし、重点項目を定めた行政改革の実行のみをもって質の高い行政運営を持続させることは不可能で、昨今の多様化する市民ニーズに十分に答えることが困難になりつつあります。したがって、抜本的な政策判断に基づく業務の効率化と合理化の実現とともに、国の動向などを見極め、貪欲に新たな財源の確保を図ります。

●目指す姿

時代背景や市民のニーズが的確に反映された無駄のない行政サービスが提供されています。

●施策の展開方向

- ①**行政改革は次の段階に** 国における集中改革プランは平成 21 年度、本市における行政改革大綱は平成 28 年度をもって終了となりました。今後は、これまでのように重点項目として特定の事項をピックアップするのではなく、すべての業務についての検証（業務の総点検）を推進します。
- ②**効率的な事業の見直し** 市が実施するすべての事務事業を対象として評価を実施し、議会と市民への公表を実施します。これにより全市レベルでのチェック体制を構築し、一層の合理化と効率化を進めます。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

地方分権が進み、行政施策における市民との協働や市民参画がますます推進され、地方自治は成熟期を迎えつつあります。こうした状況のなか、地域の特性や資源を活用し、市民の視点に立った行政経営を進めていくためには、職員が常に目的意識を持ち、行政組織の慣例や前例にとらわれない柔軟な発想を持つことが求められています。

また、それと同時に、市民ニーズの多様化・専門化・高度化に柔軟に対応していくためには、行政組織も、従来の固定型・縦割り型から横断的な組織への転換が必要であり、新たな行政課題に柔軟に対応できる組織づくりが求められています。

●目指す姿と目標指標

職員一人ひとりが自己啓発と意識改革により、企画立案や法制執務、政策形成にかかる能力を高めるとともに、住民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことができる、スケールメリットを活かした横断的行政組織へ転換し、市民の参画と協働のもとで、本市の特性を活かした独自の地域づくり、まちづくりを展開しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆犬山市の行政全般に対する市民満足度(CS)	%	67.1	2010年度	80.6	90.0
市役所への来庁者に対するアンケートで『犬山市の行政全般について満足していただいていますか。』の設問に対して「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①人材育成の推進 人材育成型人事評価制度※の活用により、職員に求められる能力を明確にするとともに、職員個々の強み・弱みを明らかにし、気づきを促し、職員一人ひとりの能力開発を進めていくことで、職員全体の資質の向上を図ります。
- ②専門職制度の導入 行政課題の多様化・専門化・高度化に対応するため、特定の分野に精通した専門職を養成する仕組みを確立するとともに、職場環境、人事管理制度を整備します。
- ③組織・機構の弾力化 従来の固定型・縦割り型行政組織から、多様化・専門化・高度化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、スケールメリットの活かせる「部」単位型の組織に変革するとともに、部を横断するワーキンググループ※・プロジェクトチーム※を組織し、横断的な行政組織への転換を図ります。

●重点事業

トータル研修プログラムの活用	地域の特性や資源を活用し、市民の視点に立った行政運営、行政経営を進めていくため、人事評価制度と研修制度を連携させ、段階的に人材育成を推進します。
ワーキンググループ・プロジェクトチームの設置	多様化・専門化・高度化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、特定の施策・テーマを「調査・研究」若しくは「遂行」していく部・課の枠を越えたワーキンググループ・プロジェクトチームを設置し、組織・機構の弾力化を図ります。



用語解説

- 人材育成型人事評価制度 職員個々の目標の進捗管理と能力分析を行うことで、職員のやる気（意欲）を高め、能力を最大限に活かしていく評価制度。
- ワーキンググループ／プロジェクトチーム 特定の施策・テーマを「調査・研究」するために、部・課の枠を越えて特別に編成されたグループ／特定の施策を「遂行」するために部・課の枠を越えて特別に編成されたチーム。

●現状・課題

地方分権が進展し、地方の自立や地域主権の確立が一層求められるとともに、市民の行政に対するニーズが一層多様化・高度化する中であって、住民に最も身近な基礎自治体である市町村には、市民ニーズを的確に把握し、迅速に良質な窓口サービスを提供することが求められています。

そのためには、市民が利用しやすい、市民に親しまれる市役所となるよう窓口サービスの向上に取り組んでいくとともに、高齢社会に即応するため、市内4箇所にある出張所においてもその機能を強化・拡充し、地域に密着した、地域に根ざした行政サービスを展開していく必要があります。

また、市政への市民参画や市民との協働によるまちづくりの重要性が一層高まるなか、市民により身近で、より信頼される行政であり続けるため、今後も市民の目線で窓口サービスの充実を図っていくことが求められています。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

市職員が市民の視点に立ち、市民ニーズに応じた良質なサービスを提供しており、市民は不便を感じることなく心地良く市庁舎、出張所などを利用し、行政が提供する窓口サービスに満足しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆窓口での申請や手続きなどがしやすいと感じている市民割合 市民意識調査で『市役所などでの申請や手続きはしやすいと感じますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。申請書・案内などの工夫によって、市民にとってわかりやすいものとするを旨とします。	%	65.0	2010年度	73.1	100.0
◆窓口での職員の対応や接遇に満足している市民割合 市民意識調査で『市役所などでの職員の対応や接遇は良いと思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。すべての市民が満足できる窓口の対応や接遇を目指します。	%	94.6	2010年度	75.2	100.0

●施策の展開方向

- ①**窓口機能の向上** 多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、相談窓口の充実、各種証明書類の発行時間の短縮など窓口機能の向上を図ります。
- ②**出張所の機能強化、拡充と適正配置** 出張所における窓口機能の拡充を図り、地域に密着した行政サービスの推進を図ります。また、将来のまちづくりを見据える中で、出張所の適正配置を検討します。

●現状・課題

近年、社会の複雑化・高度化などを背景に、消費者を取り巻く環境が大きく変化しており、悪質商法による高齢者などへの被害や電子商取引によるトラブルの増加、さらには、食品の偽装表示など食の安全・安心を脅かす問題や身近な生活用品の製品事故や施設事故など、消費者を取り巻く問題は、ますます多様化し広範にわたっています。

本市では、このような状況に対し、消費者の利益と安全を守るため、商品・サービスの購入、契約等についての疑問・トラブルなどの相談窓口として消費生活相談、多重債務や消費者金融、クレジット等に関しては弁護士による消費生活法律相談、自立した消費者育成のための消費生活講座などを開催し、消費者行政施策を推進しています。

今後も、迅速かつ効果的な消費者被害の救済を図るとともに、誰もが安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる環境を整えていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

県、市町村、消費者、関連団体などの相互の信頼と連携が図られ、消費者の権利が尊重され、安心して安全で豊かな消費生活が営まれています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2010年度	2011年度	2015年度	2022年度
◆消費生活相談の開設日数 消費生活相談の開設日数。近年、消費生活にかかる相談は多分野にわたり複雑化していることや相談業務の継続性の対応の充実のため、現在の週2日の開催から、週4日の開催を目指します。	回	94	2010年度	96	194
◆市が「消費生活相談センター」を設置していることを知っている市民割合 市民意識調査で『市が「消費生活相談センター」を設置していることを知っていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。2010年度から2015年度の認知率の上昇率を維持し、54.1%の達成を目指します。	%	39.1	2010年度	46.6	54.1

●施策の展開方向

- ①消費生活相談体制の整備 消費者の利益を守るため、消費生活相談員との消費生活相談や弁護士との消費生活法律相談の体制を強化するとともに、的確かつ迅速な相談対応ができるよう消費生活相談員の資質の向上を図ります。
- ②消費者被害の拡大防止及び未然防止のための啓発 警察など関係機関との連携により、消費者被害の情報収集や掘り起こしを行うとともに、消費生活講座などの開催や各種広報などの活用により消費者トラブルの事例を紹介するなどして、消費者被害の拡大防止及び未然防止を図ります。
- ③消費者の自立支援 消費者が主体的かつ合理的な判断と行動に基づいて豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するための施策を推進し、自立した消費者の育成を支援します。

●現状・課題

スマートフォンの普及により、私達の生活において ICT がより身近なものとなりました。本市では、スマートフォン向けの公式ホームページの開設や SNS による行政情報の発信など、ICT を活用した市民サービスの向上に取り組んできました。また、従来ホストコンピュータで運用していた基幹系システムからパッケージシステムへの再構築が完了し、新たな行政情報システムの基盤を構築しました。

今後は、スマートフォン向けアプリを活用した行政から市民へのプッシュ型の情報発信や、市民と行政の双方向の情報共有が求められています。

一方、ICT の普及に伴い、公的機関、民間企業を問わず大規模な個人情報の漏洩が社会問題となっています。その多くは人的な要因により発生しており、システム上の個人情報保護機能の強化とあわせて、職員の育成、資質の向上が必要です。

●施策の展開方向

①ICT の活用 利便性の高い市民サービスを提供するため、ICT を活用した行政運営基盤の構築を進めます。

②セキュリティ対策と個人情報保護の推進 情報セキュリティポリシーを順守し、個人情報の適正な管理に努めます。また、情報セキュリティ教育を徹底し、セキュリティ意識の高い職員を育成します。



用語解説

■基幹系システム 住民基本台帳、住民税、固定資産税、国民健康保険など住民情報を扱う主な業務の電算システム。

■パッケージシステム 業務用にあらかじめ作成され、市販されている既製のソフトウェアによって構築されたシステム。

●現状・課題

わが国では、高度経済成長期において、急激な人口増加や社会環境の変化が起きました。これに対応する形で、本市でも教育文化施設やコミュニティ施設などの建設とともに道路や下水道など多くのインフラを整備しました。この時期に建設・整備された公共施設は、すでに相当の年数が経過しており、大規模な改修や更新が一斉に必要な時期が到来しつつあります。また、時代の変化とともに人々の生活スタイルも様変わりし、一部の施設では建設当時の想定や目的とは異なった利用がされているものも見受けられるようになってきました。

こうした公共施設の抱える課題を解決していくには、施設を適正に管理することとあわせ、利用率や維持費用など多角的な視点に立ち、施設自体のあり方や機能の見直しも含めた検討が必要となります。また、経営の視点から最小のコストで最大の効果を得るためには、**施設の戦略的な管理と適正配置が必要不可欠**です。

●目指す姿と目標指標

公共施設の効率的な管理や適正配置により、施設の長寿命化やコストの縮減などが図られるとともに、誰もが使いやすい施設となっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆犬山市は各種公共施設が利用しやすいと思う市民割合	%	42.6	2010年度	47.7	65.0
市民意識調査で『市の各種公共施設は利用しやすいと思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。年齢性別などを問わず、誰にでも使用しやすい施設とするため、最も多くの人々が『利用しやすい』と回答した29歳以下の水準（60.9%）を上回ることを目指します。					
◆現在の公共施設量（延床面積）からの削減割合	%	—	2010年度	0.0	8.0
犬山市公共施設マネジメント基本計画では、平成27年度から数えて15年目の平成41年度末までに、全公共施設の施設量（延床面積）を20%削減することを目標としており、この年度あたりの平均値として6年間で8%の削減を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**公共建築物のマネジメント推進** 既設公共施設のライフサイクルコスト*を把握し、ファシリティマネジメント*などの手法を取り入れることにより、効率的な施設の維持管理・整備を行います。
- ②**公共土木施設のマネジメント推進** 維持管理コストの縮減や平準化をするため、予防保全型の管理手法を導入、業務の効率化などを進めるとともに、安全の確保を前提に各施設の特性などにより設定した管理区分や管理水準を保つことで、メリハリを付けた維持管理を行います。

●重点事業

ファシリティマネジメント事業	すべての公共施設を最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するため、利用状況を考慮した質的・量的な見直しの検討を行い、総合的な管理手法及びその推進体制について検討します。
----------------	---



用語解説

- 公共施設マネジメント** 施設の日常管理・修繕・改修・更新（建て替えなど）だけでなく、維持管理のあり方、行政サービス、財政的な視点から、施設全体の円滑かつ持続的な管理手法を実現する一連の行動。
- ライフサイクルコスト** 施設などの構想、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを施設などの生涯と定義して、その全期間に要する費用。
- ファシリティマネジメント** 土地、建物、建築物などすべてを経営にとって最適な状態（最小コスト、最大効果）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な管理手法。

●現状・課題

本市では、行政サービスの一部を共同で行うことを目的に関係市町村を構成団体とした一部事務組合、各種期成同盟会などにより広域的な行政の推進を図ってきましたが、地方分権が進み、広域行政のあり方は変化しています。

近年では、尾張北部広域行政圏協議会（春日井市・小牧市・犬山市・江南市・岩倉市・扶桑町・大口町）が平成 22 年度に解散した一方で、平成 28 年 4 月からは、犬山市、江南市・小牧市・岩倉市・丹羽広域事務組合（大口町・扶桑町）・西春日井広域事務組合（清須市・北名古屋市・豊山町）による消防通信指令業務の共同運用が開始されました。また、新ごみ処理施設の建設に向けては、引き続き、2 市 2 町（犬山市・江南市・扶桑町・大口町）の共同による事業推進に取り組んでいきます。

人口が減少局面を迎え、少子高齢化の一層の進展が予想される今後においては、財政状況を踏まえて、これまで以上に事務処理体制の強化・効率化を図るとともに、市民の生活圏の拡大やニーズの多様化に対応していかなければなりません。そのためには、近隣市町との総合的な調査・研究機会を利用して、広域的な行政課題について検討し、行政情報システムをはじめとした様々な分野で、広域というスケールメリットを活かした新たな連携施策を構築する必要があります。

●目指す姿と目標指標

近隣市町との総合的な調査・研究機会をととして、広域的な行政課題に対する認識を共有し、課題解決のために、目的を明確にした近隣市町との機能分担や適切な連携が推進されています。また、必要に応じてスケールメリットを活かした、効率的かつ効果的な広域事業が展開されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		0	2010 年度	2015 年度	2022 年度
◆近隣市町との総合的な調査研究機会	回	0	2010 年度	8	6
近隣市町との総合的な調査・研究や意見交換などを実施した回数。広域にわたる分野が特定できない総合的な課題への対応を目的とするため、年間 6 回以上継続的（会議開催、情報共有など）に実施することを目指します。					

●施策の展開方向

- ①自治体連携の推進 近隣市町と緊密な情報交換を行い、地域の実情に応じた弾力的な連携を推進し、公共事業の効率化と市民サービスの向上に努めます。
- ②共同事業の推進 一部事務組合や協議会など周辺市町と共同で行っている事業の一層の効率化に努めるとともに、広域による事業展開が必要な事業については、積極的に推進します。

<h1 style="margin: 0;">情報共有</h1>	1 情報の公開 2 広報・広聴活動の充実
----------------------------------	-------------------------

1 情報の公開	施策 041
----------------	--------

<総務課>

●**現状・課題**

本市では、市民の知る権利を最大限に尊重するため、国の法整備に先駆け、平成 11 年に犬山市情報公開条例、犬山市個人情報保護条例を制定し、その適切かつ積極的な運用に努めています。

その一方で、個人情報の保護に関する法律の施行や、インターネットをはじめとした情報通信技術の進歩・普及に伴い個人情報の保護に対する意識もまた同様に高まってきています。

そのため、今後も引き続き、個人のプライバシーに関する情報を最大限に保護しながら、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市民と行政との信頼関係を構築し、市政への参画を促進させるとともに、市政の透明性を確保していくことが必要です。

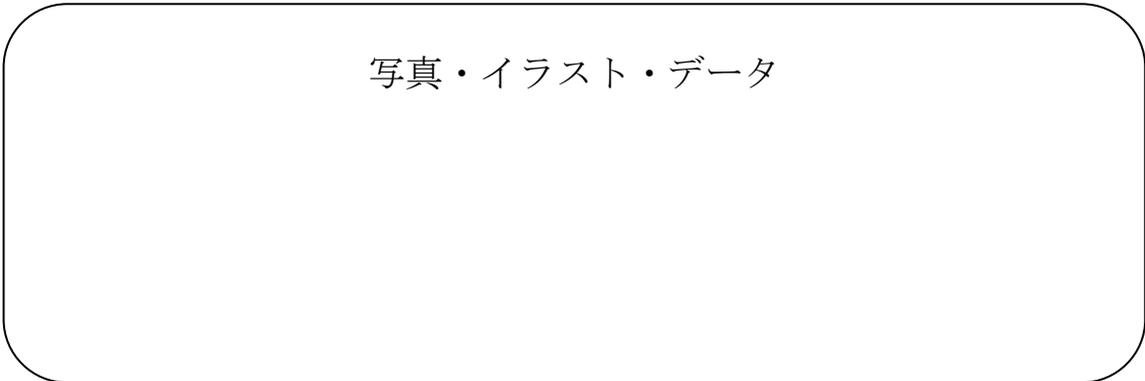
●**目指す姿と目標指標**

個人情報適正に管理され、市政の情報が速やかに公開されており、市政の透明性が確保されることにより、市民と行政の信頼関係が築かれています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆広報誌などによる市政運営状況の積極的な発信 広報誌やホームページなどによる市政情報の発信。年間 1 回の増加を設定し、積極的な発信を目指します。	回	12	2009 年度	18	25
◆犬山市は市政情報がしっかりと公開されていると思う市民割合 市民意識調査で『市民が知りたい市政情報がきちんと公開されていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。	%	44.7	2010 年度	49.3	56.7

●**施策の展開方向**

①**情報公開の推進** 行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図り、市民が必要とする市政情報を適切かつ迅速に市民に公開するため、情報公開制度を推進します。また、広報誌やホームページなどを活用し、市政情報を積極的に発信します。



●現状・課題

広報活動は、市民に市政情報を伝達するために必要不可欠なものです。本市では、毎月2回の広報紙の発行や公式ホームページ、SNSを利用した市政情報の発信など、様々な媒体を活用して市政情報の発信を行ってきました。広報活動については、NPOに委託していた広報紙の企画編集業務を市直営に戻し、編集責任と発行責任の一元化を図ることや、公式ホームページの全面リニューアルにより、閲覧しやすいページとすると同時に、フェイスブックやツイッターなどのSNS環境を整備するなど、情報発信力の強化にも努めています。

広聴活動では、市民の身近な相談機会を確保するため市役所で各種市民相談を実施し、専門分野については、担当部署との連携や弁護士による法律相談、消費生活相談などの紹介を行い、課題の解決を図っています。また、電子メールや文書での市民からの意見・提案・相談などに対しても速やかに対応しています。

今後は、さらなる見せ方伝え方の創意工夫で、これまで以上に市政情報をよりわかりやすく伝えつつ、市民が登場する場を増やしながらか広報活動の充実を図るとともに、市民の声を幅広く把握するための広聴活動についても充実を図ることが求められています。

●目指す姿と目標指標

広報紙や公式ホームページの内容が充実し、行政が伝えたい情報をいつでも市民が受け取れる仕組みが確立しています。また、様々な媒体を活用し、市民の意見が市政に反映できるようになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆広報紙を読んでいる市民割合	%	89.0	2010年度	86.0	100.0
市民意識調査で『「広報いぬやま」を読んでいますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。紙面を充実させることによりすべての市民が広報紙を読んでいる状態を目指します。					
◆公式ホームページのアクセス件数 (月平均)	件	25,127	2009年度	50,234	60,000
公式ホームページの月間平均アクセス件数。現状値に対して毎年1,600件の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①市政情報の共有化の推進 広報紙や公式ホームページ、SNSから発信する内容を、市民目線で捉えたわかりやすいものとし、新たな発信方法の創出と情報の充実、共有化を図ります。
- ②広報広聴活動のさらなる充実 市民の声を市政に反映するため、市と市民が直接意見交換できるタウンミーティングなどの機会を充実させるとともに、見せ方・伝え方の創意工夫で市内外に犬山市の魅力を発信できる環境整備を進めます。

●重点事業

情報発信の拡充

広報紙や公式ホームページなど既存の情報発信方法については、よりわかりやすいものとなるよう継続した見直しを行う。また、新聞やテレビなど報道機関と連携した取り組みや動画の配信など、新たな見せ方・伝え方を創出し、行政情報だけでなく、市内外に犬山市の魅力を発信・拡散する。

財政運営

- 1 財政運営の適正化
- 2 自主財源の確保・拡充

1 財政運営の適正化

施策 051

<経営改善課>

●現状・課題

平成 27 年度（2015 年度）の日本経済を振り返ると、年度前半には中国や新興国における景気減速の影響がみられたものの、成長戦略を柱とした政府の経済財政対策による雇用・所得環境の改善や、原油価格の低下等による交易環境の改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、本市の歳入においては、市民税や固定資産税の減収により市税全体では前年度から約 2 億円の減額となるなど、依然として厳しい状況にあります。

また、歳出においては、急速な少子高齢化の影響による社会保障関連費用の増加や、高度経済成長期に整備された公共施設（各種建物、道路、橋梁など）の建替えなどによる更新費用の増大が課題となっています。

適正な財政運営を推進するためには、限られた財源の中で、より良い市民サービスを効率的、効果的に提供し、持続可能で健全な財政運営に努めていくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

中長期的な視点で持続可能な財政運営が行われ、将来にわたり市民サービスが安定的に提供されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2009 年度	2015 年度	2022 年度
◆ 財政調整基金残高（年度末時点）	百万円	1,861	2009 年度	1,469	2,000
財政調整基金は家庭における預貯金に相当し、年度間における財源調整機能に加え、経済情勢の著しい変動により市税収入が著しく減少した場合や、災害による減収や復興に要する臨時的な対応に備えるためにも一定の蓄えが不可欠です。平成 27 年度（2015 年度）決算における県内の類似団体（合併市を除く）の概ね平均値を目指します。					
◆ 一般会計の市債残高（年度末時点）	百万円	16,754	2009 年度	20,563	19,000
市債には、国の制度によるものや、世代間負担の公平性を確保するために市の判断で発行するものがあります。いずれも必要なものとはいえ、その返済は財政の硬直化の一因となり、近年ではその残高が増加し続けています。市債の対象となる事業の見極めとともに、市債の種類などを総合的に判断し、その発行を抑制することで、市債残高の着実な減少を目指します。					

●施策の展開方向

①**計画的かつ効率的な財政運営** 今後の財政需要を的確に把握するとともに、国や県の動向などを勘案した歳入状況を見込み、毎年度策定する実施計画に即した中長期的な展望に基づく財政計画を策定し、毎年度の予算編成や予算管理を行い、計画的かつ効率的な財政運営に努めます。

②**財政状況の公表** 自治体の財政の健全度を示す健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）をはじめとする各指標や、新公会計制度※における財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）などから**財政状況を分析し、市民にわかりやすく公表**します。



- 類似団体** 総務省が人口と産業構造（産業別就業人口の比率）をもとに市町村を分類したもの。
- 新公会計制度** 従来から各地方自治体で作成・公表されてきた財務諸表について、より詳細な管理と分析を求め、資産・負債の状況をよりわかりやすく伝えるための財務書類の追加などを盛り込んだ会計制度で。

●現状・課題

世界経済の悪化に伴い、日本経済においても、依然として厳しい状況に変わりはなく、本市における市税について、平成 26 年度決算額約 116 億円から平成 27 年度決算額約 114 億円と大幅に落ち込むなど、回復には、一定期間が必要と考えられ、今後の行政運営に大きな影響を及ぼします。

市民生活において最も身近なサービス提供を担う地方自治体は、いかなる財政状況下においても、市民ニーズに的確に対応し、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていかなければなりません。これらに対応し得る安定した財源の確保を図るため、市税をはじめとする自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、その確保・拡充を図ることが課題となっています。

今後においても、行政サービスを低下させることなく、効率的な財政運営を積極的に進めていくため、事務事業の見直しや経費の削減による歳出の抑制を図ることが必要となります。一方、歳入の確保に向けては、市税の安定的確保、受益者負担の見直し、未利用地の売却・賃貸、企業誘致や産業振興など新たな取組みを積極的に実施していくことが必要となります。

●目指す姿と目標指標

安定した自主財源を確保することで、経済状況などに影響されることなく、行政需要に的確に対応した市民サービスを継続的に提供しています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
			2015 年度	2022 年度
◆ふるさと犬山応援寄附金（ふるさと納税）、行政財産の活用等による資金調達 ふるさと犬山応援寄附金のさらなる獲得のほか、新たな広告（活用）媒体の追加や価格設定の見直しなどにより、市の努力の成果が如実に表れる収入（何もしなければ得難い収入）について、平成 27 年度（2015 年度）決算額から 20%の増加を目指します。	千円		83,294	99,952
目標指標	単位	当初	実績値	目標値
◆ガバメントクラウドファンディングによる資金調達を実施する事業数 木曾川うかいや東之宮古墳などの文化財関連事業といった犬山ならではの事業について、ガバメントクラウドファンディングによる資金調達を毎年度 1 事業以上実施します。	事業数		0	7

●施策の展開方向

①**税込確保の推進** 市税の課税にあたっては、的確に課税客体^{*}を把握し、税法に則った賦課を行っていきます。また、納税者の利便性を高めるため、インターネットを活用した税手続きや住民税にかかる給与からの特別徴収の推進、口座振替制度の促進や新たな納付方法の導入検討などにより、収納率の向上を目指し、一層の税込確保を推進します。

②**新たな財源確保** 将来にわたり安定した市税を確保するため、地元産業の振興や企業誘致活動をその有効な手段の一つとして位置づけ、経済基盤の確立と新たな雇用創出に向けた取組みを積極的に推進します。また、未利用地の売却や公共施設を広告媒体とした広告収入事業など、市の資産を利活用する手法を積極的に導入するとともに、ふるさと犬山応援寄附金（ふるさと納税制度による市外在住者からの寄附金）の獲得やガバメントクラウドファンディングの実施など、さらなる財源確保に努めます。

●重点事業

<p>適正な賦課・徴収事業</p>	<p>税収による財源を確保するため、課税客体を的確に把握し、適正な評価、公平な課税を進めるほか、インターネットを活用して申告や納税などの手続きを行う e-tax（国税）、e-tax（地方税）の利用を促進します。 また、市税の効率的な収納を図るため、納税者の利便性を高める様々な納付方法の導入を推進します。</p>
<p>新規財源確保推進事業</p>	<p>新たな工業用地を整備し、そこへ企業を誘致することで、市内産業の振興及び新たな雇用の創出を図るとともに、市街化区域内の低・未利用地の活用などを積極的に推進し、自主財源の確保につなげます。 その他、市ホームページや広報誌などの刊行物、公共施設などを活用した広告収入事業の拡大や、未利用地の売却・賃貸などの推進や各種使用料など受益者負担の見直しを図ります。</p>
<p>ふるさと納税倍増地域産業活性化推進事業・ガバメントクラウドファンディング事業)</p>	<p>平成 27 年度（2015 年度）にリニューアルを行ったふるさと納税（ふるさと犬山応援寄附金）は、多くの方に犬山の良さを知ってもらう機会となり、様々な事業の財源を確保することができました。今後は期間限定品など、より魅力的な納税返礼品（特産品など）の発掘と合わせ、さらなる犬山のファン獲得のため積極的な PR を進めます。また、ガバメントクラウドファンディングの導入によりさらなる財源確保を図ります。</p>



用語解説

■課税客体 課税の対象となる物、行為または事実。

市民協働

- 1 市民参画と市民協働の推進
- 2 市民活動の支援
- 3 コミュニティ活動の支援

1 市民参画と市民協働の推進

施策 061

<地域安全課・企画広報課>

●現状・課題

本市では、平成 13 年に犬山市市民活動の支援に関する条例を制定し、市民活動の拠点として市民活動支援センター「しみんてい」を設置するなど、県内の市町村の中でも早くから、市民活動を推進するための環境整備に取り組み、市民と行政が協働し、まちづくりを進めてきました。

市民がまちに誇りと愛着を持ち、住みよいまちづくりを進める上で、市民参画、市民協働は、欠かすことができないものです。

今後は、市民と行政が共に考え、共に活動する協働型のまちづくりが求められており、人材の育成やまちづくり活動を支援していくための新しい仕組みづくりを積極的に進めていくことが必要となります。

●目指す姿と目標指標

市民が参画しやすい仕組みや機会が充実し、政策立案から事業推進に至る様々な場面で、多くの市民がまちづくりに参画し、協働による取組みを実践しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆市が実施したパブリックコメント※や意見交換会などに参加したことがある市民の割合	%	6.5	2010 年度	4.6	26.0
市民意識調査で『これまでに、市が実施したパブリックコメントや意見交換会などに参加したことがありますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。市民参画しやすい環境を整備しパブリックコメントや意見交換会に参画する市民割合の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①市民参画の促進 審議会や委員会などの委員選出時における市民公募やパブリックコメントを行うなど、市の政策立案や事業推進にあたって市民参画を積極的に推進します。
- ②市民協働の促進 愛知県が発行する「あいち協働ルールブック」を基準として、研修等による職員の市民協働に対する意識改革を行っていくと共に、市民と行政が対等の立場で意見を出し合う機会を充実させ、市民協働を一層推進します。

●重点事業

市民協働意識向上事業	あいち協働ルールブックを基準として、市民協働の意識を常とする職員の育成を勧めるとともに、協働事業の実施、検証を重ね、行政と市民で共に意識向上を図っていきます。
------------	---



用語解説

- パブリックコメント 行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
- あいち協働ルールブック NPO と行政が対等の立場で協働していくために協議、合意した事項を愛知県が取りまとめたもの。2004 年に発行され、今後更なる協議を重ね、継続的な改善、普及を目指していくとされている。

●現状・課題

本市では、市民活動支援センター「しみんてい」を拠点として、環境美化、子育て支援、高齢者のサポート、多文化共生※などの様々な取組みを行っている市民活動団体に対し相談・助言などの支援を行い、市民活動の充実・拡大を推進しています。また、先進的な取組みに対して事業費の一部を支援する目的で、平成13年度より改善を加えながら助成金事業を実施するとともに、市民活動団体の育成を目的に事業委託を積極的に進めています。

これからのまちづくりは、市民活動団体や企業などを含めた市民と行政がそれぞれの役割と責任を理解し合い、共に考え、共に活動する協働の精神が重要となり、市民の主体的な活動を一層推進していくことが求められています。

今後は、市民自らが地域の課題やニーズに向けた取組みを実践していくため、協働社会形成に向けた人材、団体の育成や関係機関の連携強化を図っていくことが必要となります。

●目指す姿と目標指標

子どもから高齢者まで市民一人ひとりの意見がまちづくりに反映されています。また、市民と行政がお互いの立場を理解し、協働できる環境が整い、誰もがまちづくりのために個々の能力を活かすことができる社会になっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆行政との協働事業数 市民活動団体の育成を目的とした事業委託の総事業数。現状値に対して年間1事業の増加を目指します。	事業	17	2009年度	28	30
◆市民活動を行っている市民割合 市民意識調査で『現在、市民活動（NPO・ボランティア活動など）を行っていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。市民活動支援センター「しみんてい」と協力をしながら啓発に力を入れ、市民活動を行っている市民の増加を目指します。	%	10.4	2010年度	8.7	22.0

●施策の展開方向

- ①協働意識の向上と人材育成 市民協働についての職員研修会の開催や市民対象のフォーラムを開催するなど、市民と行政双方の協働意識を高めるとともに、協働社会にふさわしい人材の育成に努めます。
- ②協働事業の推進 自立した組織や団体の育成、協働によるまちづくりの浸透を図ることを目的とした事業委託を推進します。また、提案事業に対する助成やコーディネートにより、多様な団体が連携する協働事業を積極的に支援します。
- ③犬山市社会福祉協議会や市民活動支援センターとの連携 犬山市社会福祉協議会や市民活動支援センター「しみんてい」と市民活動団体が緊密な連携を図り、市民活動に関する横のつながりを広げるとともに、研修などを行い各市民活動団体の能力向上に努めます。

●重点事業

市民活動支援事業	事業助成にとどまらず団体を育成する助成事業を展開していくとともに、多様な団体との協働事業を積極的に支援します。
----------	---



■多文化共生 国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての人が互いの文化や考え方を理解し、共に暮らすこと。

用語解説

●現状・課題

近年、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、地域住民相互の交流機会は、減少し、地域の連帯感や帰属意識はますます希薄化しています。

一方で、高齢者や子育て世代に対する支援、防災・防犯など住民生活に直結する様々な課題が地域で発生しています。

これからのまちづくりは、地域の課題解決に向け地域住民が主体的に関わっていくことが求められています。

本市においては、町内会を単位とした地域コミュニティ※が形成されており、城東小、楽田小、羽黒小、東小、西小、今井小の6小学校区では、小学校区単位を基本としたコミュニティ推進協議会が組織され、夏まつりや地域でのふれあい運動会、青パトによる防犯活動、小学生の登下校時における見守り活動など、地域住民の手による様々な取組みを実践しています。

今後は、既存のコミュニティ推進協議会による地域課題の解決に向けたさらなる取組の推進と、小学校区単位を基本としたコミュニティ形成に向けた人材育成、意識の醸成が求められています。

●目指す姿と目標指標

小学校区単位を基本としたコミュニティ活動が活発化し、自助・共助の精神に基づき、多くの人々が地域活動に参加することで、地域における人の輪が広がり、ふれあいと活気あふれる自立した地域社会になっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆コミュニティ推進協議会に加入する町内会率 コミュニティ推進協議会に加入している町内会の割合。広報誌などを活用したコミュニティ活動の情報提供やコミュニティ活動の環境整備に努め、加入町内会の増加を目指します。	%	75.0	2009年度	79.6	91.0
◆コミュニティ推進協議会の総数 市内のコミュニティ推進協議会の総数。12年後に基本となる小学校区全地区を対象にコミュニティ推進協議会の設立を目指します。	団体	3	2010年度	6	10
◆地域（町内会など）の活動に参加している人の割合 市民意識調査で『清掃活動やお祭りなど、地域（町内会など）の活動に日頃から参加していますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。町内会などの活動へ自主的な参加を促しコミュニティ意識の高揚を図り、参加者の増加を目指します。	%	60.0	2010年度	58.2	80.0

●施策の展開方向

- ①コミュニティ意識の啓発 広報誌や研修会などを通して、コミュニティの目的や必要性を啓発するとともに、町内会などの住民組織や地域のボランティア活動などへの自主的な参加を促し、コミュニティ意識の高揚を図ります。
- ②コミュニティ組織の育成 地域の実情に合った地域の特色を活かした地域づくりを展開するため、自主的・主体的なコミュニティ活動を行う小学校区単位を基本としたコミュニティ推進協議会の設立や育成を推進します。

写真・イラスト・データ

●重点事業

コミュニティ推進 地区助成事業	コミュニティを市民へ浸透させるため、助成金等の事業を展開し市民意識の向上を図りながら、コミュニティの自立の実現を図ります。
“総力”協議会パイ ロットプロジェク ト	町内会、事業所、子供会など、地域の様々な団体が郷土愛の醸成や課題解決に一丸となって取り組むことを一層支援し、現状把握、課題設定、将来像の検討など、行政と地域が一緒になって地域活動を実践するモデル事業に取り組みます。



用語解説

■ **地域コミュニティ 共通意識を持った住民の集まり**。地域における何らかの行事や活動に関わることで、それまでは知らない間柄だった人々が新たな協力関係を築いたり、共通の目標を通じた地域ネットワークが広がっていきます。

市民交流

- 1 都市間交流の推進
- 2 国際交流推進体制の充実
- 3 国際交流活動の推進

1 都市間交流の推進

施策 071

<観光交流課>

●現状・課題

都市間交流は、それぞれの地域が持つ、歴史、文化、自然、観光などの資源や人の営みなどの共通点や相違点を共有することで、新たなまちづくりにつなげていく有効な取組みのひとつです。

本市は、昭和 48 年に富山県立山町、平成 12 年に宮崎県日南市、平成 26 年に兵庫県篠山市と姉妹都市を締結し、小学生の姉妹都市への訪問や、絵画交流など様々な取組みを継続し、相互交流を深めています。また、沖縄県石垣市や長野県松本市、京都府宇治市など、多くの市町と市民レベルの交流や観光、文化資源などを活かした物産展、国宝 4 城サミット、鶴飼サミットなどの取組みを積極的に実施しています。

今後も、市民レベルの交流を支援するとともに、地域、企業、行政レベルなど様々な分野で情報共有を図り、新たな交流の枠組みや形態を検討し、市民同士の交流がさらに育まれていく仕組みづくりが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民グループ主導による都市間交流が行われ、それぞれの都市の観光資源などを活かした相互交流が活発化しています。また、スポーツや文化交流による市民意識の向上、相互訪問による観光客増加、産地直送の特産品による物産展開催など市民、企業、行政のそれぞれが都市間交流の利益を享受しています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
			2015 年度	2022 年度
◆姉妹都市交流事業の実施 姉妹都市交流事業の数。市民グループ主体の新たな交流事業の増加を目指します。	件	6 2009 年度	7	10

●施策の展開方向

- ①市民グループ主体の交流活動の支援 市民グループに対し、都市間（姉妹都市など）の歴史・観光・特産品・催事など情報を提供し、市民グループが主体となった交流活動を積極的に支援します。
- ②都市間交流の周知 姉妹都市をはじめとした都市間交流が幅広い世代の市民、企業など様々なレベルでの交流となるように周知・啓発を行います。

●重点事業

市民グループ主体の交流活動の支援事業	国内の都市間交流（姉妹都市など）の中心となり活動する市民グループの設立を支援するため、歴史・観光・特産品・催事などの情報を提供し組織化を図ります。
--------------------	---

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市では、犬山国際観光センターの開設と犬山国際交流協会の設立以来、行政と協会が中心となって、国際的に通用する人材の育成や国際理解交流推進に向け、語学講座や国際理解講演会などの事業を積極的に展開してきました。その結果、市民の間にも国際交流の意識が浸透し、様々な国際交流グループが活発に活動を展開しています。

現在、行政主導から市民主体の国際交流へと転換を進めていますが、今後は、行政と関係する組織が協力しながら、関係組織の自立を推進し、犬山国際交流協会と各ボランティアグループとの協働事業が推進できるような組織づくりを進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山国際交流協会が自立し、行政との協力関係の中で独自の事業展開を進め、海外との交流、市民の国際理解、地域在住外国人との多文化共生^{*}、地域からの国際支援などの事業を各種ボランティアグループと協働して行っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆国際交流ボランティアグループ	団体	6	2009年度	11	12
国際交流を行っているボランティアグループの数。ボランティアグループ数の増加を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**市民の国際理解の啓発** 市民の声を将来の国際交流・異文化交流につなげるため、国際理解や多文化共生に関するアンケートを実施するほか、広報紙や犬山国際交流協会の機関誌などの発行を通して、国際理解の推進と国際人の育成に努めます。
- ②**組織強化と自立支援** 犬山国際交流協会をはじめとする各グループの連絡調整及び協働事業に対する支援を行いながら、犬山国際交流協会と市内国際交流グループの自立を促進し、組織運営を強化します。



用語解説

■**多文化共生** 国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての人が互いの文化や考え方などを理解し、共に暮らすこと。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市は、昭和 58 年に中国・襄陽市（2010 年 12 月に襄樊市から改名）と、平成 4 年に独・ザンクトゴアルスハウゼン市と友好都市提携を結びました。さらに、平成 13 年に米・デービス市と、平成 26 年には韓国・咸安郡と姉妹都市提携を結びました。当初は、行政間での交流が主でしたが、平成 13 年頃から市民主体の交流が盛んになっていき、米・ニューヨーク市、独・ハレ市、ハイデンハイム市、台湾・草屯市、中国・内モンゴル・ナイマン旗などと、植林などを通じた自然環境保護や、スポーツや音楽を通じた市民交流などを積極的に実施しており、市民主体の海外都市交流が着実に定着しつつあります。

写真・イラスト・データ

今後は、市民グループを中心として、幅広い海外都市との交流を広げていくとともに、環境問題をはじめ世界で取り組むべき課題に対し、協力・支援を行っていく必要性も高まっています。

●目指す姿と目標指標

市民主体の海外都市交流が積極的に行われ、世界共通の課題である地球温暖化や環境問題に対する充実した取組みが行われ、大災害・飢饉などに対する支援を積極的に行っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		10	2009 年度	2015 年度	2022 年度
◆国際交流や異文化交流事業の実施数 国際交流や異文化交流などに関する事業の実施数。新たな国際交流グループの新設による事業の拡充を目指します。	事業	10	2009 年度	20	22
◆国際協力・支援事業の実施数 国際協力・支援事業に関する事業の実施数。災害復興支援事業の拡充を目指します。	事業	3	2009 年度	4	5

●施策の展開方向

- ①海外都市交流の推進 現在交流のある海外都市との交流を継続するとともに、市民グループを中心として、近隣諸国をはじめとする幅広い海外都市との交流を拡大します。また、それぞれの交流グループが交流都市や国を市民に紹介する活動を支援します。
- ②国際協力・支援事業の実施 世界各地で発生した深刻な災害に対する復興支援及び環境に関する情報提供や各種募金活動など国際支援事業を継続的に行うとともに、国際協力支援団体の組織化や活動を支援します。

●重点事業

海外都市交流の推進事業	幅広い海外都市との多様な交流を図るため、海外都市の紹介などを通して新たな市民グループの設立を支援します。
-------------	--

平和・共生

- 1 平和活動の推進
- 2 男女共同参画の推進
- 3 多文化共生の推進

1 平和活動の推進

施策 081

<企画広報課・学校教育課>

●現状・課題

核兵器廃絶・軍縮に向けた国際世論が高まりを見せる中で、依然として世界各地で戦争や地域紛争・テロ行為が続いており、多くの人々が悲しい思いをしています。

本市では、昭和 60 年に人類の平和を願い、非戦・核兵器廃絶のため全力を尽くすことを誓う「平和都市宣言」を行い、平和を願うパネル展の開催や平和行進などへの哀悼の言葉を通じた啓発、戦争体験者の講演、子どもへの平和教育など、平和の重要性の啓発・教育に努めています。また、平成 21 年に平和市長会議、平成 22 年には日本非核宣言自治体協議会に加盟しました。

しかし、平和活動の重要性が高まっているなか、戦争の悲惨さを知る戦争体験者が年々減少し、平和の重要性を直接聞く機会も失われつつあります。今後も、戦争の悲惨さを風化させることのないように、恒久平和の実現に向けて市民一人ひとりの平和意識の高揚を図るとともに、平和の重要性を次代につなげる様々な取組みを継続的に展開していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

恒久平和の実現に向けた教育や啓発活動が継続的に展開され、平和都市宣言を基調とした平和意識が市民に浸透しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆平和を学ぶ取組みを推進する市内小中学校の数 平和の尊さや大切さを学ぶ機会や取組みを推進する市内小中学校の数。市内の全小中学校で平和を学ぶ機会や取組みの充実を図りながら、継続して行うことを目指します。	校	14	2009 年度	14	14
◆平和パネル展開催時における署名者数 市民に平和の尊さを訴えるパネル展における平和に関する署名数。開催場所や時期を工夫することにより、実績値を維持することを目指します。	人	100	2010 年度	342	400

●施策の展開方向

- ①平和啓発の推進 平和都市宣言に基づき、平和パネル展や署名活動、さらには広報誌などを通して平和を願う啓発活動を積極的に展開するとともに、平和活動を行う団体との連携を図り、**大学生などの若者や子どもたちをはじめ**市民の平和に対する意識の高揚を図ります。
- ②平和教育の推進 次代を担う子どもたちが平和の尊さを学び、受け継ぐことができるように、学校と連携して体験学習や講話会などの効果的な平和学習の充実を努め、子どもたちが平和の尊さを学ぶ機会を整えます。

●重点事業

平和教育推進事業	平和教育の推進を図るため学校と連携し、 講話会の開催や学校給食での戦時中の食事体験など 、平和学習の充実を図ります。
----------	---

●現状・課題

本市では、平成9年度にボランティア団体などにより推薦された委員による男女共同参画推進懇談会を発足し、この懇談会を中心に男女共同参画社会を実現させるために「男女の平等」と「男女の自立」を基本理念とした犬山市男女共同参画プランを策定し推進してきました。平成18年度からは、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを実践していく目的で、男女共同参画推進懇談会が中心となり市民が主体となった男女共同参画市民会議を設置しました。この市民会議では、次世代を担う子供達への出前講座や、講師を招いての講演会、参加型の普及啓発活動など、男女共同参画を推進する様々な活動を展開しています。

しかし、市民や社会全体を見ると、男女共同参画に対する意識は未だ十分ではありません。

今後、少子高齢化・人口減少が進行するなか、官民が一体となった男女共同参画社会に向けての意識改革や、様々な分野での女性の活躍促進が、将来の社会を支える基本となることを市民一人ひとりが十分に理解して、行動することが求められています。

●目指す姿と目標指標

男女を問わず、安心して働くことのできるワーク・ライフ・バランス*の整った社会の中で、様々な分野で活躍する女性とともに、家事や育児などに取り組む男性の環境も整っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆性別に関係なく、平等な生活を送っていると思う市民の割合 市民意識調査で『男女の性別に関係なく、平等な生活を送っていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。男女共同参画社会づくりの推進と市民への一層の意識啓発を図り78%以上を目指します。	%	65.7	2010年度	67.6	78.0
◆審議会などへの女性の登用率 審議会などの委員として登用されている女性の割合。平成34年度(2022年度)には35%以上を目指します。	%	21.6	2009年度	27.2	35.0

●施策の展開方向

- ①男女共同参画意識の向上 社会における様々な組織や企業の管理職への女性の登用率など北欧を中心とした先進国の状況について、あらゆる機会を通して市民に紹介するほか、講演会やフォーラムなどを通して男女共同参画社会に対する理解と必要性に関する意識啓発に努めます。
- ②女性の就労機会の確保に向けた環境整備 男女共同参画社会の実現に向けて、託児所をはじめとした保育の施設整備やサービスの充実、フレックスタイム*の導入など子育てや介護中であっても仕事を続けることができるような支援や、子育てなどによりいったん仕事を辞めた人の再就職支援などを中心に、行政として、ワーク・ライフ・バランスの保てる環境整備を積極的に推進します。
- ③性別にとらわれない人材登用の促進 官民の各機関に対して性別にとらわれない人材登用のための環境づくりや女性の雇用促進に対する提言活動を行い、企業や各種団体などの意識改革や環境整備を進めるとともに、女性の登用率の目標値の設定と実施を啓発するなど、様々な分野において女性の活躍を促進します。



■ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

■フレックスタイム 各人の1日の労働時間は一定(たとえば拘束8時間)とするが、出・退勤時間は、各自の職務内容と身の都合を自己調整して自由裁量にゆだねる制度。

●現状・課題

少子高齢化や雇用環境の悪化など将来への不安を抱えるなか、働き盛りの世代が大半を占める在住外国人は将来の日本にとってなくてはならない存在といえます。

本市では、平成3年に入国管理法が改正されたことを受け、在住外国人が次第に増加し、市内に在住する外国人の数は、ペルー人や中国人をはじめとして、平成28年7月現在で2,001人にのぼります。特にベトナム人の増加が目覚ましく、平成28年4月から7月までの4か月間に130人が増加しています。

そこで、増加した在住外国人に対応した快適な居住環境の整備を進めていく必要があります。同時に、地域住民との多文化共生^{*}も大きな課題であるため、今後は国籍を超えた組織づくりを行い、国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化の違いを認め合いながら、共に生きる多文化共生の地域づくりが重要になっています。

在住外国人のための教育、医療、福祉、環境など、広範囲にわたる行政サービスを整え、快適な社会生活が送れるようコミュニケーションや生活の支援を行うことが必要であり、幅広い分野における多文化共生の地域づくりを推進していくための体制整備が求められています。

●目指す姿と目標指標

日本人と外国人が国籍の垣根をなくし、互いに個人を尊重しながら地域で共に生活しています。また、外国人も市民として同じ市民サービスを受け、市民としての責任も担っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆日常生活で外国人と接する機会のある市民の割合	%	9.7	2010年度	9.0	15.0
市民意識調査で『日常の生活の中で、外国人と話をするなど接する機会がありますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。地域住民とのコミュニケーションを促し12年後に50%を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**在住外国人の生活・コミュニケーション支援** 異なる言語や文化を持つ全ての市民が暮らしやすいまちとなるよう、多言語による情報誌の発行や外国人無料相談窓口事業の充実を図るとともに、安心した市民生活を送るために、コミュニティ通訳の育成・派遣をし、外国人住民のコミュニケーションを支援します。
- ②**多文化共生の地域づくり** 住民、企業、NPOなどと協力し、市内在住外国人との交流イベントなどを開催することにより互いの文化を理解する多文化共生の意識啓発を行うとともに、コミュニティリーダーとしてのキーパーソンを発掘・育成し、自助組織を構築するほか、在住外国人のグループ化・組織化、ネットワークづくりなどを支援し、在住外国人の地域社会への参画と自立を支援します。



■多文化共生 国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての人が互いの文化や考え方などを理解し、共に暮らすこと。

用語解説

写真・イラスト・データ

- ③**多文化共生の推進体制の整備** 行政の推進体制については、多文化共生推進委員会を中心として庁内の横断的な連携を図るほか、地域社会の構成員である外国人市民自らが生活に関わる問題を話し合い、その生きた声を市政に取り入れることで、外国人市民と日本人市民のすべてにとって暮らしやすい「共生のまちづくり」を推進します。

●**重点事業**

多文化共生推進事業	在住外国人の生活やコミュニケーションの支援を図るため、多文化共生ソーシャルワーカーの育成や行政情報の多言語化などの総合的な事業展開を行います。
------------------	---

農業

- 1 農業生産基盤の保全
- 2 農業経営の確立
- 3 農地の活用
- 4 地産地消の推進

1 農業生産基盤の保全

施策 091

<整備課・土木管理課>

●現状・課題

本市の農地は、市域の 20%弱を占めており、これまでにほ場整備 ※により農業生産基盤の整備を進めてきました。

近年、食に対する安全意識の高まりなどから、農業の重要性が再認識されている一方、農業従事者の減少や高齢化が問題となっており、今後一層農業生産が健全に行われることが期待されます。

また、ほ場整備地区内に整備された道路や用排水路などの公共施設は、今後も引き続き維持管理が必要となっています。具体的には、資材の搬入や農産物の搬出のために、車両走行に適した道路舗装や草刈りなどの地区要望に基づいた整備が必要となっています。用排水路やため池も、地元要望に基づき草刈りや^{しみんせつ}浚渫、老朽施設の修繕などの対策が必要となっています。

●目指す姿と目標指標

ほ場整備地内の道路整備や用排水路などの維持に市民参加による管理が進み、農業生産基盤が整っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度	2015 年度	2022 年度
◆年間あたりの、地元要望により整備した用排水路・ため池などの実施率	%	55.4	2009 年度	45.7	40.0
地元から要望のあった用排水路・ため池などを整備した実施率。施設の老朽化に伴い地元要望は増加しており、地区により要望内容にばらつきがあるが一定水準を保つのに必要な実施率の維持を目指します。					

●施策の展開方向

①用排水路・ため池などの維持管理 用排水路やため池などの維持管理に対する地元要望を的確に把握し、地元土木常設員との施設管理や維持に関する協議を行い、市民参加により事業を推進します。草刈りなどの実施については、積極的に市民に参加してもらえよう地元と業務委託を締結していきます。

②ほ場整備地内道路の整備 ほ場整備地区内における道路の現状を的確に把握し、計画的な整備を推進します。



■ほ場整備 農地の基盤整備事業で、区画の規模・形状の変更、用排水、道路などの整備のほか、農地の利用集積や非農用地（道路や水路など）の創出による土地利用の秩序化などを行う。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市の農業は、水稻や桃・柿などの果樹を中心に行われています。兼業農家が多く、農家全体の94.3%を占めています（2015年農林業センサス）。また、本市農業を今後推し進めていくことが期待される担い手については高齢化や後継者の他産業への流出などが進み、その減少が懸念されています。

優良農地での水田耕作は、徐々に専業農家や大規模農家に移りつつあります。そうしたなか、本市では、健全な農業経営を促進するため、農業近代化資金等利子補給補助*などにより財政面で農家の支援を行っています。

農業は国の政策に大きく左右されますが、本市としても、効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農用地の利用集積、認定農業者*や大規模経営者の育成、農産物ブランドの商品化、6次産業化*などを推進し、魅力ある農業を育成していくことが求められています。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

犬山産農産物のブランドが確立され、認定農業者や大規模経営者を中心として農業経営が健全に行われています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2009年度	2015年度	2022年度
◆認定農業者数 認定農業者の数。2年間で1人の認定農業者の育成を目指します。	人	11	2009年度	17	20
◆農産物ブランド対象種数 ブランド化できそうな農産物の種類の数。現状の2種類（桃、じねんじょ）から倍増の4種類を目指します。	件	2	2009年度	2	4

●施策の展開方向

- ①認定農業者・大規模経営者の育成 水稻、野菜、果樹、花き園芸などの認定農業者を育成し、未利用農地の斡旋などを行い、農地の利用集積化の推進と大規模経営者の健全経営を支援します。
- ②農業の担い手育成 農家の後継者の確保・育成や新規就農者の養成に努め、関係機関と連携した営農支援を通じて農業の担い手を育成します。
- ③農産物ブランドの推進 果実ジャムやじねんじょ「夢とろろ」をはじめとした犬山産の農作物を活用（加工）した農産物のブランド化を推進します。



用語解説

- 農業近代化資金等利子補給補助 農業者などが生産性の向上や農業経営の合理化に必要な施設資金などを融資機関から借りた農業近代化資金及び農業一般資金に係る利子の補給補助を行う制度。
- 認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づく制度により農業者の農業経営改善計画が市の基本構想などの基準に適合した農業者として、市が認定した者。
- 6次産業化 第一次産業である農林水産業が、農産物等の生産にとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売など、第二次産業や第三次産業を取り込むこと。

●現状・課題

市内の農業振興地域内農用地は、ほ場整備※がほぼ完了した集団的な優良農地となっています。

しかし、農業従事者の減少や高齢化により農業の担い手が不足し、耕作放棄地や管理不十分な農地が増加しています。また、今井地区で昭和 52 年に実施された今井開拓パイロット事業により 70ha 余りの果樹園が造成され、ブドウや柿の栽培が行われていましたが、採算性や後継者不足などの理由から農家も撤退し、現在では、大部分が山林・原野となっています。

このようななか、近年では野菜づくりを楽しむ人が増えてきており、また、平成 21 年の農地法改正により企業も農業参入しやすくなり、農業を取り巻く環境も変わってきたことから、市内全域の耕作放棄地を活用するための新たな方策を打ち出す必要があります。

●目指す姿と目標指標

農業振興地域内の農用地が、食料の安定供給のための優良農地として、また、都市における貴重な緑地空間や保水空間として役割を發揮し、有効に活用されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2010 年度	2015 年度	2015 年度	2022 年度
◆農用地内耕作放棄地	ha	62.1	2010 年度	5.6	2.8
農地パトロール（現地調査）による耕作放棄地の面積。2015 年度実績値の半減を目指します。					

●施策の展開方向

- ①耕作放棄地の解消と有効活用 耕作放棄地の実態を的確に把握し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の活動を通じて、耕作できる人に斡旋するなど有効活用を図ります。また、民間企業による適正な農業参入を促進し、教育ファームや観光農園、福祉農園としての利用なども含め、農地の多面的な有効活用策を検討します。
- ②今井開拓パイロットの利活用 農業経営継続者に対する新たな農業展開や耕作放棄地を再生・解消する取り組みを支援するほか、農業分野の枠にとらわれない新たな利活用等を含めた複合的な利用を支援します。

●重点事業

耕作放棄地解消事業	インターネット等で農地情報を公開し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者へ農地の集約化を促進するとともに、耕作放棄地を再生・利活用する取り組みを支援します。
-----------	--



- ほ場整備 農地の基盤整備事業で、区画の規模・形状の変更、用排水、道路などの整備のほか、農地の利用集積や非農用地（道路や水路など）の創出による土地利用の秩序化などを行う。
- グリーン・ツーリズム 農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

近年、食の安全・安心に対する意識が高まり、食料需給や環境問題なども含めて、地産地消[※]の重要性が一層認識されています。これまで本市では、地元農産物を市内小中学校の給食に納入するためのシステムづくり、朝市の振興のための支援、農業講演会や農業実践講座の開催協力などを行ってきました。

このようななか、農業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、農業経営においては機械を導入し大規模に作付けしないと採算がとれなくなってきました。また、犬山の土地は畑作に向いていないところが多く、農業者も高齢化してきました。このため犬山特有の地産地消の推進や農産物の直売所の設置などが求められています。

●目指す姿と目標指標

地域の生産者によって安全・安心な農産物が作られ、朝市や農産物直売所を通して地域の消費者に届けられています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度	2015年度	2022年度
◆学校給食での地元農産物使用量	kg	12,916	2009年度	9,254	9,800
学校給食における市内の朝市出店農家が生産・納品した地元農産物の使用量。2015年度実績値から毎年1%の増加を目指します。					

●施策の展開方向

①**農業生産者の育成** 安全・安心な地元農産物の供給に向けて、関係機関・団体等と連携し農業生産者の育成や新規就農者の拡大を図ります。

また、公益社団法人犬山市シルバー人材センターが取り組む農業の事業化について、支援していきます。

②**地元農産物の消費促進** 地場の農産物を地域の消費者に届けるため、直売所の設置を検討し、生産者の販売場所の確保や朝市の活性化を支援します。また、小中学校の給食食材として、地元農産物の利用を促進します。

③**農業に触れる機会の確保** 市民が自ら農産物の生産を行い、農業に触れることができ、農業の楽しさを認識することができる市民農園制度の普及を図るとともに、農業者と消費者や学校、行政などが一体となって、市民が気軽に農業に触れることができる機会の確保・充実を図ります。

●重点事業

「シルバーと若者が農業に挑戦！」事業	公益社団法人犬山市シルバー人材センターによる高齢農家の農作業支援やセンターによる農園事業の実施体制構築を支援します。
--------------------	--



■地産地消 地域で作られた農産物・水産物をその地域で消費すること。

用語解説

商業

- 1 魅力ある商業地の整備
- 2 中小事業者の育成

1 魅力ある商業地の整備

施策 101

<産業課>

●現状・課題

商業は、都市を形成する重要な要素の一つです。しかし、モータリゼーション*の進行や郊外型大型店舗への顧客の集中などにより、既存の商店街は衰退が進んでいます。

本市では、平成 12 年度から商店街の販売促進事業や街路灯電料料などの支援、平成 13 年度より城下町地区ではじめて空き店舗の活用への支援を平成 21 年度以降は対象を新たに広げて取り組んでいます。

より魅力ある商店街づくりのため、市民と商店街、関係団体との協働によりまちの活性化を図り、既存商店街のにぎわい創出に取り組むとともに、大型店舗の立地に対しては、地域商業の活性化・共存共栄が図られるよう努める必要があります。

●目指す姿と目標指標

地域資源の魅力を活かした商業機能とともに、子育てや介護などの保健・医療・福祉サービスやコミュニティ活動などの市民交流機能も備えた、集客性の高い魅力ある商業地が形成されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆市内の商店（店舗）で買い物をする人の割合 市民意識調査で『市内の商店（店舗）で買い物をしていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。全世代で市内の商店（店舗）で買い物をする人の割合を高めるため、年齢別の集計結果のうち最も高い世代（70 歳代 67.8%）を上回ることを目指します。	%	58.0	2010 年度	66.0	68.0
◆市内の商店が魅力あると思う人の割合 市民意識調査で『市内の商店街には、商品（品揃えや価格など）だけでなく、お店の人や雰囲気、人が交流する場（子育て、介護、コミュニティなど）としての魅力があると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。全地区で市内の商店が魅力あると思う人の割合を高めるため、地区別の集計結果のうち最も高い地区（池野地区 38.9%）を上回ることを目指します。	%	21.5	2010 年度	28.1	39.0

●施策の展開方向

- ①**商業機能の充実** おもてなしの心のある商業機能の充実に向けて、城下町地区を中心とした中心市街地や駅周辺地区ではにぎわいの核を形成するとともに、地域では生活拠点として市民の交流や生活サービス提供の場の導入を図ります。
- ②**商店街の魅力づくり** 県や犬山まちづくり株式会社、犬山商工会議所をはじめとする関係機関との連携のもと、地域イベントなどとタイアップした活性化事業や空き店舗活用、商業団体等による販促活性化事業などへの補助を活用し、地域の特性を活かした魅力ある商店街づくりを進めます。
- ③**犬山らしい特色ある商業の振興** 犬山市特産品協会をはじめとする関係機関と連携し、地酒や和菓子などの飲食料品、犬山焼などの伝統工芸品、犬山の農産物など地場産品の流通拡大と地域ブランド化、自然薯や桃など地域資源を活用し、地産地消及び 6 次産業化を促進します。また、観光を含めた他産業と連携したイベントの開催による地場産業の普及啓発や新たな地場産品の開発、市外の大規模商業施設等で特産品や商工業製品の PR 活動を行うなど犬山らしい特色ある商業を振興します。

●重点事業

空き店舗活用事業 費補助事業	城下町地区をはじめ 19 指定地域における空き店舗などを活用する事業で、その経費の一部の補助を実施します。
商業団体等事業費 補助事業	商業、サービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体などが実施する事業に要する経費の一部の補助を実施します。

小規模企業設備投資支援事業	犬山商工会議所と連携して、市内でがんばる小規模企業者の設備投資を支援し、小規模企業者の持続的発展を図ります。
特産品・工業製品を通じた市外への犬山PR作戦	犬山の特産品を市外に向けて売り込むための営業活動を官民一体となってどんどん仕掛けます。また、市内で作る農産物等を加工して新たな地域ブランドや商品を開発する事業を応援します。



■モータリゼーション 自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。

用語解説

●現状・課題

本市の商業は、平成 19 年の商業統計調査によると商店数 642 で従業者数 3,947 人、年間商品販売額 739 億 6,576 万円となっており、事業所の 66.5%が従業者数 5 人以下の小規模企業者となっています。

これまで、融資資金の預託や信用保証料・融資利子補給などの助成制度や中小企業相談所の運営費補助などに努めていますが、近年の景気悪化や地域間の競争が激しくなり、商業を取り巻く環境は厳しさを増しています。大型店や量販店など郊外型・沿道型の店舗の進出などにより顧客の流出が進むなど、商店数は平成 9 年には 752 ありましたが、その数は減少を続けています。

商業の振興は、市民に豊かな生活をもたらすだけでなく、まちの魅力や活力をつくる重要な要素です。地域全体が活力あるまちになるように、国・県や犬山商工会議所などの関係機関との連携のもと、社会経済の動向に合わせた取組みを推進し、中小事業者の育成を進めることが求められています。

●目指す姿と目標指標

中小事業者の経営の安定化・合理化が図られ、魅力ある商店づくりが進み、まちの産業が活性化し元気あふれる地域となっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆商店数	事業所	642	2007 年度	431	431
「商業統計調査」による商店数。現在、商店数が減少している実態に加えて、これからの超高齢化及び人口減少社会の進展の中において、2015 年度現状値の維持を目指します。					
◆商工業融資件数	件	105	2010 年度	51	80
小規模企業等振興資金（旧商工業振興資金）の融資件数。社会経済の動向の影響が大きいので、リーマンショック後の融資件数の平均値の維持を目指します。					

●施策の展開方向

- ①経営の安定化・合理化の推進 中小企業の経営の安定化・合理化を進めるため、中小企業相談所の運営費補助を行い、犬山商工会議所をはじめ関係機関と連携して、魅力ある商店経営のための経営診断、指導、研修などの充実を図ります。
- ②融資制度の活用促進 国・県や関係機関との連携のもと、中小事業者の運転資金及び設備資金のための融資資金の預託や信用保証料などの助成制度など、有効に活用できる取組みを展開するとともに広く周知し、中小事業者の基盤強化並びに活性化を図ります。
- ③中小事業者の育成 県や犬山まちづくり株式会社、犬山商工会議所をはじめとする関係機関との連携や財政的な支援・協力のもと、経営・技術改善支援、創業者支援、ソーシャルビジネス*支援、空き店舗活用支援、イベントの企画開催や交流の支援などを通して、中小事業者の育成を図るとともに、商店街などの組織基盤を強化します。



■ソーシャルビジネス 少子高齢化や環境など様々な社会的課題を、ビジネスとしての事業性を確保しながら解決しようとする活動。

写真・イラスト・データ

●重点事業

小規模企業設備投資支援事業

販売促進、経営発展を目指し事業計画を策定し、その計画に沿った設備投資等を実施する事業に要する経費の一部の補助を実施します。

工業

- 1 中小企業の振興
- 2 工業用地の確保と企業誘致

1 中小企業の振興

施策 111

<産業課>

●現状・課題

「平成 26 年経済センサス基礎調査」によると、製造業に携わる事業所数は 393、そこで働く従業員数は 11,983 となっています。小規模企業者と呼ばれる従業員数 20 人以下の事業所数は 303 あり、市内事業所の多くが小規模企業者となっています。こうした小規模企業者を含む中小企業者が日本のものづくりを下支えしている一方、大企業ほど経営・財政基盤が盤石ではないため、経営について相談する場、設備投資等のための資金調達手段を確保することが求められます。

犬山市では、中小企業者を支援するため、犬山商工会議所に設置されている中小企業相談所への運営費補助、中小企業者が円滑に事業資金の融資を受けられるように、愛知県、愛知県信用保証協会及び金融機関と連携した融資制度の実施、また、愛知県信用保証協会を利用した融資については、信用保証料の補助及び利子補給補助などを実施してきました。

しかし、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面し、売上げの減少、経営者の高齢化等の課題を抱えており、事業所数は減少傾向となっています。このような中、地域の経済や雇用を支える中小企業者を、国、県、商工会議所等の関係機関と連携して支援していくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

設備の近代化や高度化などを含め、中小企業の経営力や技術力が向上し、まちの産業が活性化し元気あふれる地域となっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆事業所数	事業所	423	2009 年度	393	393
「経済センサス基礎調査」による事業所数。現在事業所数が減少している実態に加えて、これからの超高齢化人口減少社会の進展の中において、2014 年度現状値の維持を目指します。					
◆商工業融資件数	件	105	2010 年度	51	80
小規模企業等振興資金（旧商工業振興資金）の融資件数。社会経済の動向の影響が大きいいため、リーマンショック後の融資件数の平均値の維持を目指します。					

●施策の展開方向

- ①経営の安定化・合理化の推進 中小企業の経営の安定化・合理化を進めるため、中小企業相談所の運営を補助し、犬山商工会議所をはじめ関係機関と連携して、企業相談・指導体制の充実を図るとともに、市内事業所への経営支援や技術改善のための支援などに努めます。
- ②融資制度の活用促進 国・県や関係機関との連携のもと、中小企業者の運転資金及び設備資金のための融資資金の預託や信用保証料などの助成制度など、有効に活用できる取組みを展開するとともに広く周知し、中小企業者の基盤強化並びに活性化を図ります。
- ③伝統産業の振興・活性化支援 犬山焼や犬山の地酒をはじめとした地域産業資源を活用することにより、業界や関係機関との農商工連携による 6 次産業化や創業支援、観光産業との連携の強化などに努め、地域ブランド化を促進するなど伝統産業の振興・活性化に取り組みます。
- ④小規模企業者への設備投資支援 犬山商工会議所と連携して、市内でがんばる小規模企業者の設備投資を支援し、小規模企業者の持続的発展を図ります。

●重点事業

小規模企業設備投資支援事業	犬山商工会議所と連携して、市内でがんばる小規模企業者の設備投資を支援し、小規模企業者の持続的発展を図ります。
特産品・工業製品を通じた市外への犬山PR作戦	犬山の特産品を市外に向けて売り込むための営業活動を官民一体となってどんどん仕掛けます。また、市内で作る農産物等を加工して新たな地域ブランドや商品を開発する事業を応援します。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市の工業は、昭和 30 年代後半から急速な発展をとげてきました。これは、名古屋内陸工業地帯の外延化がこの時期に波及してきたことや、本市が昭和 34 年頃から積極的な企業受け入れ体制を整えてきたことによるものです。

市内の工業用地としては、愛知県企業庁の協力を得て、昭和 41 年から羽黒・楽田地区において、また、平成 15 年から高根洞地内において工業用地の分譲を開始し、企業立地を積極的に促進してきました。現在では、羽黒・楽田地区の犬山市工業団地では 39 企業、高根洞地内の犬山高根洞工業団地では 9 企業が操業しており、安定した雇用と地域経済の活性化につながっています。

地域経済を取り巻く環境が大きく変化し、地方分権が進展する中であって、各自治体においては自立に向けた健全な行財政基盤の確保が必要とされています。

将来に向けさらなる地域経済基盤の確立と雇用の確保のため、環境と調和した工業用地の確保と優良企業の誘致をしていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

新たな工業用地が確保され、優良企業の誘致や市内企業の工場の拡張などが進み、地域経済を支える工業の振興が図られています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆公共により整備された工業用地面積	ha	92	2009 年度	92	112
県及び市により整備された工業用地と地区計画※の策定により整備された工業用地の合計面積。これまでの製造品出荷額等の伸び率を今後も確保するため必要な新しい工業用地の確保を目指します。					
◆工業用地に立地した事業所数	事業所	48	2009 年度	48	54
工業用地に立地した事業所の数。新たに拡大した工業用地や、既存の工業用地で未利用な用地へ新しい事業所を誘致することで、製造品出荷額等の伸び率の確保を目指します。					

●施策の展開方向

- ①工業用地の確保 総合計画（土地利用計画）のもとに工業用地の確保を図り、環境と調和した工業団地の整備を進めます。
- ②企業の誘致 県や関係機関との連携のもと、地域の特性や強みを活かした優良企業の誘致を促進するとともに、市内企業の工場拡張など地元企業の基盤強化を支援します。また、企業誘致においては、国、県や関係機関との連携のもと有効な助成制度の活用を図ります。

●重点事業

工業用地造成事業	新しい優良な企業を誘致するため、環境と調和した工業用地の整備を行います。
企業誘致推進事業	新たに拡大する工業用地や既存の工業用地で未利用な用地などへ、国や県との連携のもと有効な助成制度の活用を図りながら、企業誘致を進めます。



■地区計画 都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法。

用語解説

観光

- 1 観光資源の整備・充実
- 2 観光宣伝・情報発信の充実
- 3 観光推進体制の充実

1 観光資源の整備・充実

施策 121

<観光交流課>

●現状・課題

本市の観光客は、その約 60%が県内から、約 80%が中部地方からの観光客が占めており、その多くが日帰りです。観光客による市内の経済効果を高めるには、名古屋から電車で 30 分、中部国際空港から約 1 時間という交通の利を活かして、国内外を問わず宿泊客をいかに獲得するかが重要な課題となっています。

写真・イラスト・データ

そのためには、犬山城を中心とした歴史文化や自然、さらには公共施設・民間を問わず既存の多彩な観光資源を活用した振興策の創造や新たな観光資源もさらに発掘し、観光客が市内の多くの観光施設を訪れることにより滞在時間を延ばすなど、宿泊客を増やしていくための取組みを進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

それぞれの観光資源の魅力が増し、観光資源をめぐる滞在型の観光が定着しており、犬山城を中心とした城下町地区が観光客でにぎわっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆犬山城登閣者数 犬山城の年間登閣者数。2015 年度実績の維持を目指します。	人	330,573	2009 年度	546,963	550,000
◆木曾川うかい観覧者数 木曾川うかいの年間乗客数。年間 3 万人の水準を目指します。	人	21,373	2009 年度	23,807	30,000

●施策の展開方向

- ①観光資源の魅力向上と新たな資源の活用 犬山城を中心とした城下町地区の町並み、歴史、文化、伝統を活かした観光客増加を図ります。新たな観光振興として、整備が進んだ電線類等の地中化や道路の美装化により歩きやすくなった城下町地区や犬山遊園駅から犬山城への桜並木の遊歩道など、歩いて楽しむことができるまちづくりを進めるほか、1300 年の歴史をもつ伝統文化である「木曾川うかい」や伝統的建造物など「本物」を求めて訪れる人が増えるまちづくりを進めます。なお、鶯飼については、老朽化した鶯管理事務所の改築にあわせ、鶯飼実演の機会や場を設ける検討を行います。
- ②滞在型観光の推進 木曾川を軸とする広域観光連携により犬山での滞在時間を延ばすことで宿泊客の増加を図ります。
- ③観光地を結ぶ交通体系の整備 関係機関等と連携し、来訪者が犬山城を拠点として博物館明治村、野外民族博物館リトルワールドや日本モンキーパークなど市内各地に点在している多彩なテーマパークや四季折々の豊かな自然を楽しむことができ、円滑に観光地間を移動できる環境の充実を図ります。また、観光客用駐車場の充実を図りながら、観光地の渋滞緩和を促進し、観光客の満足度の向上を図ります。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

現在、市や犬山市観光協会では、主にパンフレットやホームページ、観光宣伝キャンペーンなどを通して、観光宣伝の情報発信を行っています。

また、犬山・各務原広域観光推進協議会、木曾川夢空間事業連絡会など、複数の市町で広域観光圏を形成することで、遠方都市や近隣市町への宣伝活動を行ってきました。愛知万博・中部国際空港セントレア開港に向け設立された名古屋圏観光宣伝協議会では、国内外からの誘客に向け、広域的に宣伝活動を行ってきました。その後、当初の目的を達成したことにより協議会は解散されましたが、現在は、名古屋市と連携を図りながら、遠方都市等への宣伝活動を行っています。近年では、行政だけでなく、企業とも連携し犬山の宣伝を行っており、こうした活動によって徐々に認知度は高まり、新規の観光客も増加傾向にあります。

しかし、都市間競争が激しさを増しており、他の観光地との差別化を図り、2度、3度と犬山を訪れたいように、多くの人々の注目を惹きつける新しい企画や、観光PR方法などの検討が課題となっています。近年は、観光ニーズが多様化し、情報媒体も多様化・高度化しており、また、犬山へ観光に訪れる人々の多くは、本市が平成22年度に実施した観光実態調査や市民意識調査によると、テレビ・ラジオの紹介や旅行雑誌、インターネットなど様々な方法で事前に調べて訪れています。今後は、観光客が求めるニーズを的確に把握するとともに、多様なメディアの有効活用やwi-fiによるネット環境整備等、効果的な情報発信が求められています。城下町エリアでのwi-fi設置を進め、外国人観光客の満足度向上に努めています。

●目指す姿と目標指標

効果的に観光地犬山の宣伝や情報発信が行われており、新規の観光客も増加し、近隣、遠方を問わず多くの観光客が訪れる観光地となっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆ホームページ閲覧者数	人	6,392	2009年度	10,797	12,000

市観光情報（犬山市観光協会）ホームページの1日の平均閲覧者数。スマートフォン用ホームページによる情報発信の充実を図ることで、年平均5%増のアクセス数を目指します。

●施策の展開方向

- ①観光宣伝・情報発信の充実 犬山観光に関するホームページを拡大、充実したり、多様なメディアの活用やwi-fi等のネット環境を整備し、より積極的な情報発信に努めます。また、ビジットジャパンキャンペーン*の目標に向け、外国人観光客の誘致に向けた海外への情報発信などインバウンド誘致活動*を推進します。
- ②広域観光圏における誘客活動 犬山・各務原広域観光推進協議会、木曾川夢空間事業連絡会、名古屋市との連携などの広域観光圏による事業の実施を通して、観光客の集客や海外でのインバウンド誘致活動を積極的に進めます。
- ③「犬山ブランド」の確立 犬山観光のブランド力を高めるとともに、効果的に新しい企画を実施することでマスコミへの掲載を拡大するなど、県外での犬山の認知度や知名度を高め、イメージアップを図ります。

●重点事業

「犬山ブランド」推進事業	県外での認知度や知名度を高めるため、新たな企画を実施することでマスコミへの掲載を増強し、犬山の歴史、文化を活かした観光PRを国内外に向けて実施します。
--------------	---

-  ■ビジットジャパンキャンペーン 国（国土交通省）が主導する外国人旅行者の訪日推進キャンペーン。
- 用語解説 ■インバウンド誘致活動 外国人旅行者の訪日推進活動全般を指す。

●現状・課題

本市が実施した観光実態調査（平成 22 年度）の結果から、観光のきっかけとなるのは、家族や友人・知人からの紹介のほか、前回訪問時の印象が大きく影響していることがわかります。

また、訪問時の印象として、目的地の周辺まではたどり着くことができても、駐車場の場所がわからなかったり、入口が目立たなかったり、道路や建物などの形状が変わっていたりなどで、迷うことが多々あるとの意見も多く、効果的な案内看板の設置や観光案内所でのきめ細かい対応をしていくことが必要です。

また、専門性が高いボランティアガイドの育成や、城下町地区などを散策する際に課題となっている観光客向けの休憩・食事場所の確保なども求められています。

●目指す姿と目標指標

案内看板や観光案内所を利用して、観光客が不便を感じることなく犬山観光を楽しむことができます。また、質の高い観光案内をいつでも聞くことができるようになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆観光案内所の利用者数	人	75,006	2009 年	191,910	200,000
市内に設置されている観光案内所の利用者数。観光案内所の利便性を高めることにより利用者の拡大を図り、年間 20 万人の利用を目指します。					

●施策の展開方向

- ①わかりやすい看板の設置 文字の大きさや色、絵や図の挿入、多言語表記などの工夫を行い、高齢者や障害者、外国人にもわかりやすい統一した案内看板を効率的に設置します。
- ②観光案内所の充実 様々な観光客の要望に応えられる、きめ細かな対応ができるように観光案内所の機能の強化やスタッフを増員するとともに、観光マップの充実やデジタルサイネージ等、新たな宣伝媒体の導入も検討しながら、案内機能の充実を図ります。
- ③ボランティアガイドの充実 ボランティアガイドの知識や話術の向上を図ることに加え、海外からの観光客にも満足していただけるように、通訳ボランティアガイドを育成し、受入れ態勢を充実させます。
- ④接客術の向上 犬山に来訪した観光客へのおもてなしを強化するため、観光業に携わる人々の接客マナーの向上を図り、観光客による口コミ宣伝の効果を引き出します。
- ⑤休憩・食事場所の充実 城下町地区における休憩・食事場所を掲載したマップ作成や雑誌、ホームページを通じた様々な店舗紹介のほか、飲食店とタイアップしたサービスを行い、様々な方法での各店舗への誘客に努めます。また、来訪者が増加するキャンペーン時などには臨時の店舗を設置するなど、来訪者の利便性を高める休憩・食事場所づくりを進めます。

勤労

- 1 雇用環境の向上
- 2 勤労者福祉の充実

1 雇用環境の向上

施策 131

<産業課>

●現状・課題

市内の事業所に従事している従業者は、**経済センサス**によると平成 21 年度 33,502 人から平成 26 年度 31,354 人となっており、**近年は減少傾向となっています**。従業者数は社会経済の動向に影響を受けやすいものの、**人口減少が予測される現状では、今後もこの傾向が続くものと予測されます**。

また、近年、**グローバル化**※や**情報化**の進展などによる産業構造の変化、**フリーター**※や**ニート**※の増加、**非正規雇用**や**外国人労働力**の増加など雇用形態の多様化による賃金格差の拡大など、雇用環境は大きく変化しています。

本市では、こうした環境の変化の中にあっても、誰もが安心して働くことができる雇用環境を確保するため、雇用情報の提供やキャリア形成※**機会の創出**など**就労支援**に努めてきました。

これからも安定した雇用の確保と勤労者福祉に関する制度の周知・啓発を図るとともに、仕事と生活の調和を確保する**ワーク・ライフ・バランス**※の推進などにより、市民一人ひとりが働きやすい環境整備をしていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

性別や年齢を問わず市民の勤労意欲に応じて、誰もが働きやすい雇用環境が整っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2014 年度	2022 年度
◆ 従業者総数 「 経済センサス 」による従業者総数。 現在事業所数が減少している実態に加えて、これからの超高齢化及び人口減少社会の進展の中において、工業用地の拡大などにより新しい事業所を誘致することで従業者数の増加を目指します。	人	33,502	2009 年度	31,354	32,000
◆ 仕事と生活の調和がとれていると思う市民割合 市民意識調査で『仕事と生活の調和がとれていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した働いている市民の割合。全世代で仕事と生活の調和を高めるため、年齢別の集計結果のうち最も高い世代（29 歳以下・69.6%）を上回ることを目指します。	%	54.8	2010 年度	63.2	70.0

●施策の展開方向

- ①**雇用の場の確保** 地元企業の振興を図るとともに、**工業団地の整備・商業施設の誘致を通じた新たな企業の誘致**を推進することにより、雇用の場の確保に努めます。
- ②**就労の支援** 関係機関や企業との連携のもと、**フリーターやニート**など、若年者や女性、高齢者、障害者などへの雇用情報の提供や**キャリア形成機会の創出**など、**就労**の支援に取り組みます。
- ③**雇用環境の整備** 事業者に対する人材活用や**継続雇用制度**、**育児・介護休業制度**の周知と啓発を図るとともに、**ワーク・ライフ・バランス**を推進し、雇用環境の向上に取り組みます。

写真・イラスト・データ

●重点事業

工業用地造成事業	新しい優良な企業を誘致するため、環境と調和した工業用地の整備を行います。
企業誘致推進事業	新たに拡大する工業用地や既存の工業用地で未利用な用地などへ、国や県との連携のもと有効な助成制度の活用を図りながら、企業誘致を進めます。
新たな商業施設を呼び込みます	市内の幹線道路のうち、いくつかの路線を「商業集積ライン」とし、道路沿いへ商業系施設を積極的に呼び込みます。



用語解説

- グローバリゼーション** 経済、文化、政治、環境問題など人類の活動とその影響が、国家や地域の境界を超え、地球規模で一体化していく現象のこと。
- フリーター** 日本で正社員以外の就労形態（アルバイトやパートタイマーなど）で生計を立てている人を指す言葉。和製の造語（「フリーランス・アルバイト」の略称）。
- ニート** 「仕事につかず、就学もしていないし、就労のための訓練も受けていない人」Not in Employment, Education or Training の略称。
- キャリア形成** 労働者が自らの職業生活設計に即して必要な職業訓練などを受ける機会が確保され、必要な実務経験を積み重ね、実践的な職業能力を形成すること。
- ワーク・ライフ・バランス** 「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

●現状・課題

本市では、企業、勤労者、行政が一体となって、勤労者福祉の取組みを推進するための指針となる愛知県勤労者福祉推進ビジョンに基づき、継続雇用制度等の普及や効果的な福利厚生制度の充実・支援などの取組みを進め、勤労者の就業環境の向上に努めてきました。

一方、平成 18 年の事業所・企業統計調査によると、本市においては、従業者数 10 人未満の事業所が全体の 79.4%を占めており、このような小規模事業所は大規模事業所と比べると景気動向の影響を受けやすく、また、福利厚生など勤労者福祉の面でも格差が大きいと言われています。

このため、市民が働きやすい環境を整備し、ゆとりある生活が実現されるよう、勤労者福祉を一層充実していくことが求められています。

また、勤労青少年ホームでは、**勤労青少年を取り巻く環境の変化や余暇活動に対するニーズの変化から、勤労青少年の施設利用が減少していることを受け、対象者や設置目的など、施設自体のあり方を見直す必要があります。**

●目指す姿と目標指標

※検討中

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2010 年		2015 年度	2022 年度
◆ 労働相談日の設置回数	回	12	2010 年	12	12
勤労者福祉に関する労働相談日の設置回数。現在の月 1 回の設置を維持する。					

●施策の展開方向

- ①**勤労者融資制度の活用** 勤労者生活資金や住宅資金融資制度などの勤労者融資制度の活用をより**利用しやすくするための金融機関への預託や、取組みに対する周知を図ります。**
- ②**勤労者福祉制度の周知と啓発** 関係機関や企業と連携し、勤労者福祉制度の充実を図るとともに、制度の有効活用に向けた周知・啓発に取り組みます。
- ③**勤労青少年ホームの有効活用**
施設のあり方を見直し、勤労青少年に限らず全ての市民が自主的な学びの活動やクラブ活動が行えるよう環境整備に努めていきます。

写真・イラスト・データ

地域福祉

- 1 福祉の心の醸成
- 2 地域福祉推進体制の充実
- 3 地域福祉施設の整備

1 福祉の心の醸成

施策 141

<福祉課>

●現状・課題

少子高齢化の急速な進行、家族形態の多様化、価値観の変化などにより、地域福祉の基盤となる地域における人と人とのつながりや、助け合い、支え合いは弱体化しています。

一方、地域における社会貢献活動などへの参画意識の高まりから、ボランティアなど市民の自主的な活動が活発になってきています。

こうした状況のなか、犬山市社会福祉協議会をはじめ福祉関係団体などが福祉の心の醸成に向けた普及・啓発活動に取り組んでおり、各種講座やボランティア活動、体験活動などを通して、福祉の心を育む機会を市民に提供しています。

また、学校においても、社会奉仕体験活動や総合的な学習の時間の中などで施設訪問やボランティア活動など福祉の心を養う学習や実習に取り組んでおり、その重要性は一層高まっています。

地域社会は、高齢者や障害者、子どもなど、多様な人々で構成されています。

誰もが安心して生活できる環境にしていくためには、助け合い、支え合う思いやりの心を醸成し、豊かな福祉社会を創造していくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

高齢者や障害者などわけへだてなく共に生きる心情と理念を育むことにより、福祉活動について関心を持ち、実践する人が多くいます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆福祉教育参加延べ人数 犬山市社会福祉協議会が行う福祉実践教室と福祉体験学習の参加延べ人数。福祉実践教室など福祉教育の充実や啓発を推進し、過去4年間の実績における最高参加者数を上回る2,700人を目指します。	人	2,135	2009年度	2,582	2,700
◆福祉ボランティア登録人数 犬山市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している福祉ボランティアの人数。過去3年間の平均増加人数を上回る毎年30人程度の増加で合計390人増を目指します。	人	1,033	2009年度	1,058	1,150

●施策の展開方向

①福祉教育の推進 学校教育でも福祉の心の醸成が必要であるため、各小中学校での福祉実践教育への講師派遣などに力を入れ、福祉教育を支援します。また、大学生などを対象とした福祉ボランティア学習についても関係機関と連携して実施します。

②ボランティアの確保・養成 犬山市社会福祉協議会によるボランティアセンターの活動支援や手話及び要約筆記、点字などの福祉ボランティアを養成する事業などを実施します。また、今後の有力な地域福祉の担い手として期待される団塊の世代の中から、ボランティアリーダーの育成に努めます。

③犬山市社会福祉協議会との連携 「福祉の心の醸成」を中核的に担う犬山市社会福祉協議会とより一層連携して事業を進めます。

●現状・課題

本市では、犬山市高齢者福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）や犬山市障害者基本計画（平成 24 年度～平成 29 年度）などの策定を通して、保健・医療・福祉の連携を図り、市民と行政の協働による福祉推進ネットワークの確立に向けた取組みを進めています。

地域でのつながりが希薄となる中で、自助・共助・公助の考え方にに基づき、家族や地域で支え合い、助け合っていくことの大切さも一層認識されてきています。そのため、行政、犬山市社会福祉協議会、民生児童委員、町内会などとの協力体制を構築するとともに、市民一人ひとりに自助・共助・公助の考え方をさらに浸透させながら、市民同士が支え合い、身近な地域で多様な福祉サービスを利用でき、安心とぬくもりを感じながら暮らしていける体制づくりを進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民が地域福祉活動に主体的に参加・協力し、みんなで支え合って暮らしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆民生児童委員による相談・支援延べ件数 民生児童委員の活動記録票の集計数。過去 5 年間の平均増加件数を上回る毎年 30 件程度の増加で合計 380 件増を目指します。	件	2,825	2009 年度	2,105	3,200
◆避難行動要支援者台帳登録人数 犬山市地域防災計画に基づく台帳に登録した人数。地域の支援者との連携を進め、支援体制の強化を図りながら、平成 28 年度対象者の半数にあたる人数を目指します。	人	—	2009 年度	—	1,100

●施策の展開方向

①地域支援ネットワークの構築 誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、行政、犬山市社会福祉協議会、民生児童委員、町内会、ボランティア、市民活動団体などとの協力体制の構築に努めます。また、高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが困難な人に対して、地域支援者と連携しながら支援する体制をつくり、登録者を広げていきます。

②犬山市地域福祉計画の策定 市民の主体的な参加により、地域福祉を総合的に推進する上で基本となる犬山市地域福祉計画の策定を目指します。

●重点事業

避難行動要支援者 避難支援事業	災害時に自力で避難することが困難な人を事前に把握するため台帳を作成し、支援に必要な情報を、地域や、関係団体、行政などが共有することにより、支援体制の強化を図ります。
--------------------	--

写真・イラスト・データ

●現状・課題

福祉会館は、城下町地区に昭和 45 年に建築され、各種市民団体などの福祉活動や学習・集会の場をはじめ、犬山市社会福祉協議会や中央児童館、長寿館が併設され、各種相談事業など幅広いサービスを提供する施設として使用されています。また、地域の避難所としても位置づけられています。近年は、設備の老朽化が進行し、施設の維持管理が困難になっています。また、城下町地区を訪れる観光客の増加に伴う交通渋滞の発生や駐車場の不足、景観的な問題などの視点からも福祉会館機能の分散・移転が提案されています。

また、養護老人ホームは、昭和 51 年に移転建築された施設であり、便所や浴室をはじめ施設内のバリアフリー化がされておらず、空調などの設備も改修が必要となっています。

そのため、それぞれの施設の利用者や入所者のニーズに応えた機能を組み込んだ複合的な福祉施設の整備に向けて検討を進めていくとともに、年齢や身体能力など様々な状況にある誰もが、社会に参画し、活動できる環境を整えていく必要があります、ユニバーサルデザイン※に配慮した施設の整備や改修を進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

新たな福祉施設が整備されるなど地域福祉を支える環境整備が進み、市民誰もが快適に福祉サービスを受けることができるようになっていきます。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
			2015 年度	2022 年度
◆福祉会館機能の分散・移転 福祉会館の多様な業務や機能を目的別に集約し、既存の他施設への分散・移転を進めます。	%	— 2010 年度	—	100.0
◆養護老人ホームの整備方針の決定 平成 28 年度に「民営化計画」を策定し、プロポーザル方式により事業者（社会福祉法人）を選定して、平成 31 年度までに民営化を進めます。	%	— 2010 年度	—	100.0

●施策の展開方向

- ①福祉会館機能の分散・移転 今後、老朽化した施設の維持管理に多額の経費がかかることが予想されるため、現在の福祉会館が有する機能を目的別に集約して既存の他施設への分散、移転を進めます。
- ②養護老人ホームの整備 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を基に、老朽化した施設の更新、高齢化する入所者に対する介護を含めた専門性の高い体制を確保し、運営の質の向上を目的に養護老人ホームの民営化を進めます。平成 28 年度に公募により選定した事業者が、市内の他の場所において施設を更新し、運営していきます。

●重点事業

福祉会館移転事業	※現在検討中
養護老人ホームの整備	昭和 51 年に建築された養護老人ホームの老朽化に対応するため、施設を更新し、住環境を改善して、運営の質の向上を目的に民営化を進めていきます。



用語解説

■ユニバーサルデザイン 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

高齢者福祉

- 1 高齢者の生きがいでづくりと社会参加
- 2 高齢者福祉サービスの充実
- 3 地域包括ケア体制の確立
- 4 介護保険サービスの提供

1 高齢者の生きがいでづくりと社会参加

施策 151

<長寿社会課>

●現状・課題

今後、ますます高齢化が進展する中で、高齢者が持つ豊かな知識や技術、経験などを有効な社会資源として活用していくことが重要です。こうした資源の活用を提供することが、高齢者の生きがいでづくりと社会参加につながり、自立した高齢者の増加も期待できます。

また、生涯学習やスポーツなども、高齢者の生きがいでづくりにつながる重要なものです。生きがいを持つことで、心身ともに健康を保持・増進することができ、介護予防にもつながります。

そのため、**公益**社団法人犬山市シルバー人材センターや老人クラブの円滑な運営のための支援や、各地区の老人クラブ**をはじめとする地域**の活動に対し、指導や援助を行っています。

今後も、高齢者の生きがいでづくりと社会参加への支援や、生涯学習やスポーツの促進を積極的に行っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

就労対策、社会参加への支援、生涯学習やスポーツの促進など総合的な取組みが進められ、高齢者が生きがいを持って地域で安心して暮らしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆ 公益社団法人犬山市シルバー人材センター業務受託件数	件	5,596	2009年度	5,946	6,500
高齢者への就業の提供及び健康増進と社会交流を図る 公益社団法人犬山市シルバー人材センター の業務受託件数。 安定した会員の確保と事業運営を図るため、就労機会の確保を行い、会員数の増加を目指します。					

●施策の展開方向

①**高齢者の生きがいでづくりの支援** **公益**社団法人犬山市シルバー人材センターや老人クラブが円滑に事業運営できるよう援助し、就労機会の提供や社会奉仕活動の推進など**高齢者の社会参加**を通して、高齢者の生きがいでづくりを支援します。

②**高齢者の社会参加の促進** 市民活動団体などとも協働し、高齢者自らが積極的に学んだり、個性や能力を伸ばしたり、地域社会において豊富な知識や経験を活かして活躍できる場や機会を確保して、高齢者の社会参加を促進します。

③**高齢者の生涯学習・スポーツの促進** 市民総合大学を中心とする生涯学習事業や、さくら工房におけるものづくり講座など、高齢者の生きがいでづくりの一助として参加を促進します。また、身近な地域で、年齢を問わず誰もがができるスポーツを楽しめるようスポーツ教室への参加を推進します。

●現状・課題

高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、日常生活上の不安解消に向けた支援や介護予防の取組みが必要であるとともに、要介護状態に陥った場合にも、介護保険のサービス以外で、在宅介護の負担を軽減することができる支援などが必要とされています。

そのためには、高齢者が、それぞれの身体状況や生活状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、高齢者福祉サービスの一層の充実を図っていくことが求められています。

今後、高齢化が急速に進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれるため、高齢者福祉サービスの内容や利用対象者、事業の効果的な周知方法などについての検討と、地域における見守り体制の強化を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

各種の高齢者福祉サービスの利用と、地域コミュニティやボランティアなどによる見守り体制の強化により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2009年度	2015年度	2022年度
◆ 高齢者タクシー料金助成利用者 高齢者の足を確保し、外出支援、社会参加を促す事業として、85歳以上のタクシー利用料金の助成を行うもので、利用については、過去3年間の水準を維持します。	人	1,223	2009年度	1,142	1,200
◆ 緊急通報システム設置台数 緊急時に消防署へ通報が可能な機器を設置することで、高齢者の在宅での安心した生活を確保するもので、設置台数を当初の設置水準まで伸ばします。	台	107	2009年度	64	100

●施策の展開方向

① **ひとり暮らし高齢者などの生活支援の充実** 高齢者食事サービスやひとり暮らし高齢者安否確認事業※、緊急時に消防署へ通報できる緊急通報事業※など的高齢者福祉サービスについて、広報周知を進め、利用の促進を図ります。併せて、高齢者一人ひとりに合ったサービスを提供することで、安心して自立した生活を営めるように、サービスの内容などについて随時見直しを進め、充実を図ります。

② **高齢者の見守り体制の強化** 民生委員や高齢者あんしん相談センター職員が訪問する安否確認調査の充実を図るとともに、高齢者の生活を地域で支えるため、高齢者あんしん相談センターが中心となって、近隣住民、町内会、ボランティア、市民活動団体などと連携し、高齢者それぞれの状況に応じた見守り支援体制を強化します。



■ **高齢者食事サービス** 食生活への援助や見守りが必要な方に、食事の提供と安否確認、配達時の声かけ等のふれあいによる孤立感の解消のため、昼食を配達するサービス。

■ **ひとり暮らし高齢者安否確認事業** 虚弱なひとり暮らし高齢者宅へ電話をかけ、安否確認する事業。

■ **緊急通報事業** 身近に協力者を確保した方に対して、緊急時に消防署へ通報が可能な機器を貸与する事業。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

高齢期になっても安心して在宅で生活するためには、地域で保健・医療・福祉・介護のサービスが切れ目なく提供され、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支えていく地域包括ケアシステムの整備が必要となります。

現在、地域ケアの核として設置している地域包括支援センターは、市民にわかりやすい機関とするために「高齢者あんしん相談センター」と愛称をつけ、地域住民の保健・医療・福祉の向上や、虐待防止、介護予防マネジメントなど総合的な支援を行っています。

今後も、高齢者あんしん相談センターを中心としたワンストップ※によるケアマネジメント※や総合相談の体制を強化するとともに、地域にある社会資源と相互にネットワークされた支援体制を確立していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

高齢者あんしん相談センターを中心としたワンストップによるケアマネジメントや総合相談体制とともに、地域の保健・医療・福祉に関する各資源とのネットワーク化による支援体制が確立され、高齢者が安心して在宅で生活しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆高齢者あんしん相談センター相談件数	件	4,428	2009年度	12,261	13,000
来所・電話・訪問の相談援助実績。過去3か年の実績を維持できるように相談体制を整えていきます。					
◆認知症サポーター※の人数	人	805	2009年度	3,993	6,000
認知症サポーター養成講座を受講した人数。サポーター1人当たりの高齢者人口の目標値を平成28年度（2016年度）は10人、平成34年度（2022年度）3.5人として目標値を設定し認知症サポーターの養成を目指します。					

●施策の展開方向

地域包括ケアシステムの構築

- ①保健・医療・福祉サービスの連携の充実 高齢者がどんな状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるため、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会や、介護保険・高齢者福祉サービス関係者などとの協力・連携体制を強化し、早期段階の認知症の発見に加え、相談時に的確な対応や支援ができる体制を確立します。
- ②高齢者あんしん相談センターの機能充実 認知症高齢者や高齢者虐待などの問題に適切に対応するため、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援事業、虐待防止・権利擁護業務や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを実施する高齢者あんしん相談センターを中心に、連携体制・相談体制の強化を進めます。また、地域において認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを増やします。

●重点事業

高齢者あんしん相談センター事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者あんしん相談センターの機能を強化し、医療や福祉、介護などの生活支援サービスが包括的・継続的に提供できる体制づくり（地域包括ケア）の実現を図ります。
-----------------	--



■ワンストップ 一度の手続（単独の窓口）で、必要となる関連手続をすべて完了すること。

■ケアマネジメント 利用者や家族が必要とする各種サービスを組み合わせ、評価・調整・管理をすること。

■認知症サポーター 認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守ることで暮らしやすい地域をつくっていく人。

●現状・課題

高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者が増加している中で、介護保険サービスについては、特別養護老人ホームや地域密着型サービス※の整備を進めてきました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、要支援認定者など介護状態の比較的軽い高齢者の状態が悪化、重度化しないように、身体能力の維持と改善に向けた介護予防の取組みや、増加する認知症高齢者への対応が重要となります。

状態が悪化した場合でも、可能な限り生きがいやゆとりを持った生活を送ることができるようにするため、引き続き介護保険サービスの必要量を的確に把握して、基盤整備を進めていく必要があります。

また、利用者の安心を確保するために、介護保険サービスの質の向上への取組みも重要となっています。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

介護保険サービスについて量も質も充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心してゆとりを持った生活を送っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2015年度	2019年度	2015年度	2022年度
◆介護保険サービス利用者数 介護認定を受けサービスを利用する人数。3年毎に策定する介護保険事業計画にて計上した将来的な見込値を目標値とし、サービスの充実を目指します。	人	1,614	2009年度	2,295	2,310
◆介護相談員受入事業所数 市内の介護保険サービス事業所のうち介護相談員の派遣を受入れた事業所数。犬山市介護保険事業計画に基づき整備を進め、8箇所の新規受入れを目指します。	箇所	42	2009年度	47	50

●施策の展開方向

①介護保険サービスの充実 利用者の増加に対応できるよう、3年ごとに策定する犬山市介護保険事業計画において、介護保険事業の枠組みや目標について、市民ニーズを踏まえながら適切に設定し、介護保険サービスの充実を図ります。

②介護保険サービスの質の向上 相談員が介護保険サービス事業所を訪問し、利用者からの疑問、不満及び不安の解消を図る介護相談員派遣事業により、介護保険サービスの質の向上を図ります。また、介護保険サービス事業者を対象に介護保険に関する知識や質の向上を目的とした介護サービス事業者協議会を設置し、介護保険制度に関する情報提供を行い、事業者間の連携の強化を図るとともに、事業所を訪問して、介護保険サービス内容などの調査や指導を実施します。



用語解説

■地域密着型サービス 住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスで平成18年4月に創設され、原則市民のみが利用でき、市が指定・指導監督の権限を持つ。

子育て支援	1 地域における子育て支援 2 保育サービスの充実 3 子どもを育む環境整備
-------	--

1	地域における子育て支援	施策 161
---	-------------	--------

<子ども未来課>

●現状・課題

本市では、子育て支援センターを開設し、子育て相談の実施や子育て情報の提供など子育て支援の取組みを進めてきました。

しかし、核家族化や地域の連帯意識の希薄化が問題視されるようになって久しく、子育て家庭においては、子育てに対する不安や負担感が増えています。

子育てと仕事が両立でき、子どもたちが地域で健やかに育つためにも、地域と行政が連携して、子育てがしやすい地域環境づくりを進める必要があります。具体的には、地域における人的・物的な資源を活かした子育て支援を展開することにより、子育てへの不安や負担を軽減し、誰もが安心して子育てができ、子どもが健全に育成される環境を確保していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

地域と行政との連携により、子育てに関する支援体制が充実し、子育て家庭が孤立や負担を感じることなく、安心してゆとりを持って子育てをしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度	2015年度	2022年度
◆地域子育て支援拠点施設利用者数 子育て支援の拠点となる 10 施設の年間延べ利用者数。乳幼児数の減少と女性の社会進出に伴う就園率の上昇が予測され、利用者の実数は減少することになりますが、拠点施設の機能充実を図ることで、一定の利用数を目指します。	人	45,211	2009年度	41,484	40,000
◆ファミリー・サポート・センター*援助会員数 ファミリー・サポート・センター事業の援助会員数。年度により依頼件数は増減するものの、いつでも対応できるようにするため、直近の登録者数から算出した 5 人程度の増加を毎年目指します。	人	546	2009年度	596	610

●施策の展開方向

- ①**子育て支援の拠点機能の充実** 児童館・児童センターの子育て広場ぽんぽこや犬山市子育て支援センターなどの拠点施設において、子育て親子の遊び場・交流の場の提供、子育てに関する相談・情報提供、講習会などを実施するほか、出張型の地域子育て支援拠点事業の拡充に努めます。また、利用者の意見を反映し、ニーズに合った内容を実施します。
- ②**相互援助活動の拡充** 援助会員・依頼会員のニーズ把握に努め、**ファミリー・サポート・センター事業の活動内容の拡大を図ります**。また、援助会員のさらなる確保に努め、依頼に対応できるサポート体制の充実に努めます。
- ③**活動の世話人の確保** **児童館・児童センター**、児童クラブ、子供会など、子どもの育成に関わる活動に対し、地域住民の力を活かした子育て支援ができるようボランティアによる世話人の養成、確保に努めます。

●重点事業

わかりやすい子育て情報の発信にチャレンジ! 広報いぬやまにある「子育て情報コーナー」と、市ホームページ上の「子育ての専用ページ」を充実し、子育て世代にとって重要な情報を随時発信します。

0歳児のマイ保育園事業 母子手帳交付時にマイ保育園登録することで、保育園が、出産前は赤ちゃんに触れ合うプレ体験、出産後は赤ちゃんとの親の交流の場として、子育ての不安を和らげる身近な場所になります。



用語解説

■ファミリー・サポート・センター 保育園などの送迎や保護者の急用時の預かりなど、子育ての援助をして欲しい人(依頼会員)と援助をしてもよい人(援助会員)が会員となり、子育てに関し助けたり助けられたりできるよう、会員相互間をつなぐ仕組み。

●現状・課題

少子化や核家族化の進行、女性の就業率の高まりの中で、子育て支援に対する保護者のニーズは高まり、多様化しています。

本市では、子どもの自律「子育て」、親の子育て力向上「親育ち」の支援、充実を図るとともに、就学前から中学校までの一貫した教育の実現を目指し、幼保共通のカリキュラム※を実践しています。平成19年度には、幼保一体化を総合的かつ効果的に推進するため、子ども未来センターを設置しました。

また、待機児童をつくらないよう0歳児保育の拡充、保育時間の延長など子育て支援施策を推進し、さらに園舎の耐震・大規模改修工事を計画的に実施し、安心・安全な保育環境づくりに努めてきました。

一方で、3歳未満の園児が増加していることから、**慢性的な保育士不足への対応や保育環境の整備**が課題となっています。

今後も、保護者の多様なニーズに応えられるよう、職員の資質向上や保育内容の充実を図り、子どもの生活の場としてふさわしい保育環境を確保していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

多様な保育ニーズに対応した保育環境が整備され、充実した保育サービスが提供されています。また、保護者は、子育てと仕事を両立することができ、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てをしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆長時間保育（11時間を超える保育）実施園数	園	6	2010年度	13	13
保護者の多様なニーズに応えられるよう、保育時間の延長など保育サービスの充実を図りながら、すべての園において長時間保育の実施が可能な体制を維持します。					
◆子ども未来園入園児数（0～2歳）	人	315	2009年度	300	300
低年齢（0～2歳）の園児数。乳幼児数は年々減少していくことが予測されるが、 低年齢児の需要は高い 。一方、民間での受入れ枠が拡大したため、 現状値（H27：300人） と同程度の乳幼児の受け入れ継続を目指します。					

●施策の展開方向

①**多様な保育サービスの提供** 乳幼児保育の拡充や保育時間の延長など保育サービスの充実を図ります。また、一時保育の拡充、病後児保育の推進など緊急時の保育サービスの提供を進めます。さらに、地域の未就園児と保護者、お年寄りなどとの交流を進めます。

②**幼保小連携の推進** 子ども未来園、犬山幼稚園（公立の幼稚園）では、幼保共通のカリキュラムに基づき、すべての園児に同一内容の養護・教育を実施し、発達や学びを小学校教育へつなげていきます。また、公立・私立の保育園、幼稚園及び小学校が合同で研修を行ったり、相互に情報交換を行ったりするなど、幼保小の連携を進めます。

写真・イラスト・データ

- ③**子育て力の向上** 地域住民の知識や技能など地域の子育て力を活用するなど、園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援を行い、家庭の子育て力の向上を図ります。
- ④**保育士の資質向上** 保育に関する研究や研修などに参加し、保育の専門知識や技術の習得に積極的に取り組み、保育士の一層の資質向上を図ります。

●重点事業

幼保小連携推進事業	子ども未来園、犬山幼稚園で実践している共通のカリキュラムについて、内容を検証・改訂しながら、発達や学びを小学校教育へつなぐために、幼児教育と学校教育の連携を図り、教育・保育・子育て支援のさらなる充実に努めます。
------------------	---



■**幼保共通のカリキュラム** 幼稚園と保育園の一体化を推進するにあたり、子ども未来園、犬山幼稚園が「乳幼児期の教育」という観点から共通の教育・保育の指導目標、内容をまとめたもの。

●現状・課題

子どもの豊かな心や丈夫な身体を育むためには、家庭・地域・学校など多くの人との交わりの中で、様々な体験・経験をしていくことが必要です。

しかし、都市化や少子化の進行、遊び方の変化などにより、子どもたちが年齢の異なる友だちと集団で遊んだり、世代を越えた人たちと交流したりする機会が減少しています。

子どもの健全な発育を支援していくためには、交流・ふれあい・体験機会の拡充や放課後児童クラブ*の活動内容の充実、また、子どもの遊び場である児童遊園等の計画的な修繕や児童センターの整備などが求められています。

また、子育て家庭への様々な支援が求められる中で、増加傾向にあるひとり親家庭に対しては、自立を促進するための経済的負担の軽減、就労相談などを適切に行っていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

子どもの成長・発達に寄与する「遊び」・「集い」・「交流・ふれあい」の機会や環境が整い、子どもたちが、地域での様々な体験活動を通して社会性を身につけています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆地域交流事業実施回数	回	49	2009年度	50	70
児童館・児童センターが地域と連携して行う行事の開催回数。7つの児童館・児童センターが年間10回程度の交流事業を継続して実施することを目指します。					
◆放課後児童クラブ延べ利用者数	人	—		107,105	110,000
放課後児童クラブの年間延べ利用者数。児童クラブを統合し、小学校の余裕教室に移設することによって設置個所数は減少しますが、活動内容を充実することで、平成27年度の水準を維持します。					

●施策の展開方向

- ①児童館・児童センターの利用促進 放課後児童クラブの利用者ばかりでなく、一般児童の利用拡大を図ります。また、児童に関わる各種団体やボランティアなどと協力し、子育て支援の核となる施設運営や施設整備を図り、さらなる地域との交流を推進します。
- ②乳幼児との交流・ふれあい機会の充実 子どもを生み育てることや生命の大切さを学ぶことができるよう、中学生をはじめとして次代の親となる若い世代を対象に、乳幼児とのふれあい体験や、助産師・保健師・乳児を持つ母親などから直接話を聞く機会を設けるなどの拡充を図ります。
- ③子育て家庭への支援 子育てに関する情報提供の機会や出張型家庭児童相談室など各種相談機会を拡充するほか、子ども手当・児童扶養手当など諸手当の適正な支給に努めます。また、ひとり親家庭の自立に向けた支援の推進を図ります。その他、児童虐待につながる養育不安のある家庭に対しては、特別な援助が必要なため、関係機関による見守り・支援を継続実施していきます。
- ④児童遊園・ちびっこ広場の維持管理 遊具や植栽などの設置状況や維持管理状況を台帳により管理し、定期的な点検と適切な修繕を行うとともに、PTAなどの地域ボランティアの協力を得ながら、安心して利用できる子どもの遊び場を整備します。草刈りやごみ拾いなどの日常管理は地元町内会などに管理委託し、地域住民の愛園精神の向上を図るとともに、子どもへの見守り意識を高めます。

●重点事業

中学生の子育て体験事業の強化 これから親になる将来の世代に子育ての喜びを伝えるため、中学生が赤ちゃんと触れ合う機会をつくります。



■放課後児童クラブ 授業後や土曜日など、保護者が就労等の理由により不在となる家庭の児童（小学校に就学している児童）を対象に、児童館・児童センターの1室や学校の空き教室などを利用して適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る事業。

障害者(児)福祉

- 1 障害者の自立と社会参加の推進
- 2 障害福祉サービスの充実

1 障害者の自立と社会参加の推進

施策 171

<福祉課>

●現状・課題

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の適性や能力に応じた就労や地域活動、スポーツ・文化活動などへの社会参加ができる機会が必要です。

本市では、障害者の就労や地域活動などへの参加を支援するため、屋外での移動が困難な障害者に対して、外出時の援助を行う移動支援事業や手話通訳者の派遣事業などを行ってきました。

また、企業への就労について、民間企業には、障害者の雇用の促進等に関する法律により、障害者の雇用率 2.0%の確保が義務付けられています。犬山公共職業安定所管内における就業中の障害者数は、年々確実に増加していますが、平成 27 年の雇用率は 1.70%と、全国、愛知県と比較するとやや低くなっており、法定雇用率達成企業の割合も 53.2%にとどまっています。

そのため、今後も、障害者の雇用については、企業への啓発を進めるとともに、障害者自身の自立を助長するためのサービスとしては、移動手段や情報伝達の向上を工夫しながら障害者が社会参加しやすい環境を整備する必要があります。

●目指す姿と目標指標

障害者がそれぞれの能力に応じた活動を行い、地域で生きがいを持って自立し、安心して暮らしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆就業中の障害者数（犬山公共職業安定所管内）	人	683	2010 年度	1216	1840
犬山公共職業安定所の登録者の就業人数。H25-H27 の3年間における平均増加者は 92 人であるため、毎年 90 人ずつの増加を見込み 1,840 人を目指します。					
◆障害者タクシー料金助成利用者数	人	—	2009 年度	261	285
障害者タクシー料金助成事業の利用者数。過去 3 年間におけるタクシー料金助成利用者の増加は 3 人程度であるため、毎年 3 人ずつの増加を見込み、285 人を目指します。					

●施策の展開方向

- ①就労支援の充実 障害者の雇用については、犬山公共職業安定所や関係機関と連携し、障害者の適性に合致した働く場を斡旋できるように支援します。
- ②社会活動への参加促進 地域活動支援センターの利用を通じて、障害者が生きがいを見つけられるよう機能訓練や創作活動を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援し、社会参加できる機会や情報の伝達手段を充実します。
- ③外出支援（交通手段などの確保） 社会生活上必要不可欠な外出や障害者が安心して社会参加できるよう、移動支援の充実やタクシー料金の助成及びコミュニティバス[※]の利用促進を図るなど、交通手段などの確保に努めます。



用語解説

■コミュニティバス 自治体や地域共同体が、地域住民の移動手段を確保するために運行するバス。

●現状・課題

障害者の福祉サービス利用については、身体障害者及び知的障害者では、行政がサービス内容を決する「措置制度」から、利用者が事業者と対等な関係に基づいて、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用する「支援費制度」に平成 15 年度から移行しました。

また、平成 18 年度からは、2 障害に加え精神障害者も含めた障害者自立支援法に基づくサービスの利用へと抜本的な改正が行われました。

この改正に伴い、利用者の相談内容やニーズに応じた生活の場の確保とサービスの提供が一層重要になっています。

国は平成 19 年、国連の障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）に署名し、国内法整備をはじめとする諸改革を進め、平成 23 年に障害者基本法を改正、平成 25 年障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正、障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法改正を行い、平成 26 年 1 月にこの条約に批准しました。今後も障害施策の改正は予定されており、動向を注視しながら適切に対応していくことが必要となります。

本市では単独事業として、在宅で生活する重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持つ重症心身障害者が通所する、心身障害者更正施設「いぶき」を開設しており、利用者の症状や健康状態に応じて身体介護や食事の提供、入浴介助などを提供しています。

市町村が設置した重症心身障害者の施設は全国的にも少なく、障害者の地域移行が進むなか、在宅で生活する重度の障害者の日中の生活の場として重要な役割を担っています。

また、心身の発達に何らかの援助が必要な児童と保護者が親子で通園する **こすもす園（犬山市児童発達支援事業実施施設）** では、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練など、遊び等を通して成長・発達を促す取組みを行っています。このような子どもたちへの対応は、何より早期療育につなげることが大切であり、子どもの発達の遅れなどを保護者の気持ちに配慮して伝え、理解してもらい、関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

障害のある人が、必要なときに必要なサービスが利用でき、地域で安心して生活をしています。また、保護者自身が子どもの障害や発達の遅れなどを受け止め、速やかに必要な療育を受けています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値	
			2015 年度	2022 年度	
◆ 障害福祉サービス利用延べ件数	件	3,807	2009 年度	6,288	6,600
障害福祉サービスの延利用件数。H25-H27 の 3 年間における平均増加件数は 110 件であるため、毎年 110 件ずつの増加を見込み 6,600 件を目指します。					
◆ 児童発達支援利用延べ回数	回	—		5,021	5,100
児童発達支援事業の延利用回数。平成 22 年度の施設増築以降、6 割弱の増加となりましたが、民間児童発達支援事業所の開設があることから、平成 27 年度の利用水準維持を目指します。					

写真・イラスト・データ

●施策の展開方向

- ①**障害福祉サービスの充実** 地域の関係機関やサービス提供事業所と連携し、障害者が安心して地域で生活することができるよう、障害福祉サービスなどを充実するとともに、利用に必要な支援を行う体制の強化を図ります。
- ②**グループホーム※の確保** 知的障害者や精神障害者の入所施設利用者の地域移行を図るため、グループホームなどひとり暮らしが困難な知的障害者や精神障害者の生活の場の確保に努めます。
- ③**児童発達支援の推進** 心身の発達に何らかの援助が必要な子どもたちに対し、その発達を助長することができるよう個別又は集団での療育や、集団生活に適應することができるよう訓練などを行う**児童発達支援**を推進します。また、療育備品・図書の充足、保育士等のスキルアップなど療育環境の充実を図ります。

●重点事業

障害福祉サービスの充実	障害福祉サービスには、障害者の地域生活や就業を支援するため、障害者自立支援法で定められた介護給付と訓練等給付の2つのサービスと市が行う地域生活支援事業があり、障害者のニーズに合わせたサービスが提供できる体制等を整えるとともにサービスの充実を図ります。
-------------	---



用語解説

- グループホーム** 障害者などが援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障害者や精神障害者が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設をいう。施設において、主に夜間に相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

社会保障

- 1 低所得者への支援
- 2 国民健康保険の運営
- 3 国民年金の運営
- 4 福祉医療の充実

1 低所得者への支援

施策 181

<福祉課>

●現状・課題

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定された「生存権」の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するための制度です。

本市の生活保護世帯は、景気後退で、派遣社員や期間従業員など非正規雇用の労働者が契約解除されるなどの経済雇用情勢の悪化や高齢化の進展に伴い、急激に増加しています。また、生活保護を受けるに至らない低所得者についても経済的にゆとりがなく、不安定な状況となっています。

そのため、犬山市社会福祉協議会や犬山公共職業安定所などと連携しながら、生活困窮者や低所得者の生活の安定と自立に向けた相談や指導などの支援体制をより一層強化していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

支援が必要な人に必要な援助と自立のための支援が行われており、低所得者などの生活の安定と向上が図られています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2019 年度	2020 年度	2015 年度	2022 年度
◆生活保護率	‰	2.7	2009 年度	4.6	6.0
<p>人口 1,000 人当たりの生活保護者数。‰（パーミル）※で表示。本市の保護率は国及び県よりも低い状況ですが、無年金の高齢者や非正規雇用の増加など、社会情勢の変化等によって、保護率は年々上昇しています。今後、保護率はさらに上昇していく見込みですが、被保護者の自立支援の取り組みによって、増加率の上昇率の抑制を目指します。</p>					

●施策の展開方向

- ①要保護世帯の実態把握 民生児童委員、犬山市社会福祉協議会、犬山公共職業安定所など関係機関との連携をより一層強化し、要保護世帯の実態把握に努めます。
- ②相談・援助・指導の充実 生活保護システムを活用することにより、事務の効率化を図るとともに、経験を有した相談職員の適正配置に努め、自立に向けた相談・援助・指導の充実を図ります。
- ③低所得者の自立支援の促進 本人の自立意欲を大切にしながら相談事業を展開するとともに、犬山市社会福祉協議会や犬山公共職業安定所などの関係機関との連携を図り、生活福祉資金の活用や就労支援員による就労相談及び就労援助などを行い、自立に向けた適切な支援活動を推進します。加えて、保健・医療などの関係機関との連携を強化します。



■‰（パーミル） 1,000 分の 1 を 1 とする単位（千分率）。

用語解説

写真・イラスト・データ

●現状・課題

国民健康保険は、国民皆保険※実現のため昭和36年から始まった制度であり、これまでも様々な制度改正が行われてきましたが、平成20年度に後期高齢者医療制度※の創設を核とする大規模な医療制度改正が実施されました。

このため、本市の国民健康保険の加入状況は、平成20年度当初には、後期高齢者医療保険へ5,562人が移行し、19,851人と激減しました。平成21年度に微増しましたが、その後、緩やかに減少し、平成27年度には18,170人となっています。

また、この改正により、保険加入者の生活習慣病※予防の自主的な取組みを促進する目的で、特定健康診査※の実施も定められました。本市における受診率は、平成20年度が35.5%、平成21年度が43.2%と向上しましたが、平成24年度の44.9%をピークに、その後は低下し、平成27年度は39.3%に下がっています。

平成25年度（2013年度）を目指して国が廃止する予定だった後期高齢者医療制度は存続となり、国民健康保険は平成30年度に都道府県が財政運営をすることになりました。このことにより、市は県へ国民健康保険事業納付金を納め、県が集めた納付金を各自治体へ分配する財政運営に変わります。

●目指す姿と目標指標

愛知県による保険制度の財政運営が行われ、財政的に安定した国民健康保険事業のもと、すべての人々が医療を安心して受けられる社会になっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2009年度	2015年度	2022年度
◆国民健康保険加入者数	人	20,056	2009年度	18,170	16,331
国民健康保険の加入者数。当初、廃止が想定されていた後期高齢者医療制度が存続となり、75歳以上の高齢者の国民健康保険への加入が見送られたため、加入者数に対応した国民健康保険体制を目指します。					
◆特定健康診査受診率	%	43.2	2009年度	39.3	55.0
特定健康診査受診者数／対象者数。「特定健康診査等実施計画」（平成25年度～平成29年度）及び実績値に基づいた目標値を目指します。					

●施策の展開方向

- ①国民健康保険の円滑な財政運営 愛知県による保険制度の財政運営が平成30年度から開始されます。県の提示する国保事業納付金と、それを元にして算出する標準負担率が、被保険者の負担にならないよう、被保険者や医師などから構成する国民健康保険運営協議会で協議を行い、税率を決定し、国民健康保険事業を行います。
- ②予防医療の推進 メタボリックシンドローム※に着目した特定健康診査の受診率を高め、その後に実施する保健師による保健指導と併せて予防医療を推進し、健康市民づくりに寄与します。
- ③新制度の情報収集と市民周知 国の進める新しい医療制度の情報を収集し、市民への周知に努めます。



- 国民皆保険 国民誰もが、何らかの医療保険に加入し、一定の自己負担で必要な医療を受けることができる制度。この制度の根幹を支えるものが国民健康保険制度である。
- 後期高齢者医療制度 高齢者の医療費を社会全体で支え、医療保険制度を持続可能なものとしていくことを目的に、平成20年度から導入された新しい医療保険制度。75歳以上の高齢者はすべてこの制度に加入しているが、現在、平成25年度（2013年度）に向けて見直しが進められている。
- 生活習慣病 心臓病、高血圧症、糖尿病、がん、脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。
- 特定健康診査 糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40歳から74歳までを対象として実施される健診のこと。
- メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。

●現状・課題

国民年金制度は、すべての国民が安定した生活を送ることができるよう、世代間でお互いに助け合う仕組みであり、少子高齢化が進むなか、老後の生活を支える制度として大きな役割を果たしています。

しかし、年金記録問題による制度に対する信頼感の低下や長引く景気の低迷、若年者の年金離れなどにより、国民年金を取り巻く状況は厳しさを増しています。本市においても、未加入者や保険料未納者が増え、愛知県全体の保険料納付率も、平成 20 年度の 64.4%と比較して平成 27 年度は 64.4%と増加しておらず、年金制度のあり方が根本から問われています。

このため、国による年金記録問題の解決に向けた様々な取組みに加え、年金相談や広報啓発活動などの実施により、市民の制度に対する正しい理解を深め、信頼を回復していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

国民年金制度に対する不安や不信の解消が図られたことにより、未加入者や保険料未納者が減少し、制度が安定的に運営され、市民は老後の心配をすることなく安心して暮らしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		1,161	2009 年度	2015 年度	2022 年度
◆年金相談件数 各種年金相談の利用件数。通常の相談（死亡時の相談が多い）に加え、今後、国が行なう年金制度改革等に対応するため、相談体制の充実を目指します。	件	1,161	2009 年度	728	1,200
◆保険料納付率 国民年金保険料の納付率。これまで低下し続けている納付率に歯止めをかけ、平成 21 年度の実績値から、毎年 0.5%の向上を目指します。	%	66.7	2009 年度	71.5	70.6

●施策の展開方向

- ①相談体制の充実 市民の国民年金制度に対する理解を深め、加入者の受給権を確保するため、年金相談員による相談、一宮年金事務所による出張相談を開設するなど相談窓口の充実に努め、専門的な相談にも対応できる態勢を確保し、市民の利便性の向上を図ります。
- ②年金加入・保険料納付の推進 年金への未加入や保険料の未納を防ぐため、広報紙、市ホームページやパンフレットなどを活用して周知に努めるとともに、年金事務所との協力体制を強化し、国民年金制度の啓蒙・啓発活動を推進します。また、納付困難者に対して、申請免除や納付猶予などの制度を周知します。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

福祉医療制度は、社会的・経済的に弱い立場にある心身障害者や子ども、ひとり親家庭・高齢者に対し、医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、心身の健康保持と生活の安定を図るものです。

急速に進む少子高齢化や大規模な医療制度改革など社会情勢は大きく変化し、対象者のニーズも多様化しており、こうした状況に対応するため福祉医療制度の適切な運用と一層の充実が求められています。

また、今後も厳しい財政状況のなか、医療費は年々増加すると見込まれることから、福祉医療制度を将来にわたり安定的に継続できるように給付と負担の均衡を考慮し、対象者に一部の負担を求めていくなど助成のあり方を検討することも必要です。

●目指す姿と目標指標

市民ニーズにあった福祉医療費助成が実施され、市民誰もが経済的な心配をすることなく、医療機関を受診することができ、安心して暮らしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆福祉医療助成対象者数	人	8,756	2009年度	16,198	16,900
障害者、子ども、母子父子家庭、精神障害者、後期高齢者福祉医療の対象者数の合計。平成21年度以降の各福祉医療制度助成対象の拡大を踏まえ、人口の増減率や障害者手帳発行数の伸び率などを加味して目標値を設定し、福祉医療の充実を目指します。					
◆福祉医療助成額	千円	520,468	2009年度	708,512	977,000
障害者、子ども、母子父子家庭、精神障害者、後期高齢者福祉医療の助成額の合計。平成21年度以降の各福祉医療制度助成対象の拡大を踏まえ、人口の増減率や障害者手帳発行数の伸び率などを加味して目標値を設定し、福祉医療の充実を目指します。					

●施策の展開方向

①福祉医療制度の円滑な実施 医療制度改革など社会情勢の変化に合わせて適切に制度を見直し、市民ニーズにあった医療費助成を実施します。高校3年生までを対象とした子ども医療費の助成制度を安定的、継続的に実施するとともに、他の福祉医療助成制度と併せて国に補助制度の創設を要望していきます。また、後期高齢者医療制度との連携を密にし、後期高齢者福祉医療費助成事業の円滑な移行を図ります。

②福祉医療制度の広報啓発 適正な適用や受付事務を進めるとともに、制度の周知に努めます。

●重点事業

子ども医療費助成事業	子どもたちの健全育成を支援するため、高校3年生までを対象とした子ども医療費助成制度を継続して実施します。
------------	--

治山・治水

- 1 河川・ため池の保全・管理
- 2 雨水排水対策
- 3 治山対策
- 4 土石流・急傾斜地対策

1 河川・ため池の保全・管理

施策 191

<整備課・土木管理課>

●現状・課題

砂防河川の改修は、平成 24 年度に虎熊川、平成 25 年度に落洞南池川において、環境の保全・再生に配慮した改修工事が行われています。

また、平成 20 年度には、自然環境や桜並木の景観の再生を取り入れた郷瀬川圏域の河川整備計画も策定されました。新郷瀬川の改修は、昭和 55 年から進めてきましたが、平成 22 年 7 月 15 日に発生した豪雨を契機として、社会資本整備交付金を活用して事業促進を図っており、引き続き県による河川整備の推進を働きかけていく必要があります。

~~また~~本市には、農業用ため池として全国でも最大規模である入鹿池をはじめ市内に約 150 箇所のため池があり、その数は県内で最も多い状況です。そうしたなか、平成 21 年度には、ため池の持つ多面的な機能を保全、整備するため、犬山市ため池保全計画を策定し、計画に基づき整備を進めてきました。また、ため池耐震調査に基づき、順次、耐震工事を進めています。

河川、ため池の中には、地域住民活動によって、周辺のごみ拾い、除草作業などの保全活動を行っているところもありますが、漏水点検や草刈りなどの河川やため池の通常管理は、施設の老朽化や農業関係者の高齢化により困難になってきており、今後の適切な管理方法の検討を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

環境の保全・再生に配慮された河川が整備され、集中豪雨時でも安全に暮らせるまちになっています。また、ため池が適切に維持・管理され、緊急時の水源としての機能や豪雨時の保水・遊水機能を持つとともに、市民の憩いの場となっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2009 年度	2015 年度	2022 年度
◆砂防河川工事件数 県による砂防河川工事の件数。未整備箇所について現状値を上まわる整備を目指します。	件	3	2009 年度	5	7
◆ため池の耐震対策必要箇所数 耐震対策が必要な市内のため池の数。安全・安心の生活を築くため、改修工事を行い、耐震性に不安のあるため池を解消することを目指します。 ※平成 25 年度～平成 26 年度にため池耐震調査を実施した結果、対策が必要なため池が増加したことにより、実績値(2015 年度)が増加。	箇所	5	2009 年度	23	3
◆新郷瀬川の整備進捗率 郷瀬川と新郷瀬川の合流地点から富士橋までの整備延長(4.4km)に対する実施率。平成 34 年(2022 年)までの完成を目指します。	%	30.0	2009 年度	48.8	100.0

●施策の展開方向

- ①河川・ため池の適正な維持管理 県管理河川は、県と連携して、適正な河川改修や維持管理に努めるほか、市管理の河川やため池についても、地元関係者との調整を図りながら、計画的な維持管理を実施します。
- ②協働による維持管理 河川やため池に必要な改修工事を実施するとともに、草刈りなどの通常管理については、地区住民との協働による管理を推進します。

●現状・課題

本市の雨水排水は、新郷瀬川を境に木曾川流域と木津用水などを經由して流れる新川流域に大別されます。平成12年の東海豪雨による水害の発生により、新川流域では、様々な対策が取られています。木津用水路は下流に一級河川の合瀬川や五条川と合流する区間が存在しており、農業用水路と雨水排水路としての両方の機能を有しており、国営新濃尾農地防災事業に基づく改修事業を実施することにより、流下能力が28.16トン/秒まで確保できることになりました。木津用水の流下能力を十分に発揮するため、下流にある合瀬川の改修、新郷瀬川の改修及び郷瀬川の改修を早期に完了することが求められています。

一方で、近年、突発的で局地的に激しい雨が降るゲリラ豪雨の発生が増加しており、市内各地において道路冠水などの問題が発生しています。雨水排水対策として、西園師地区、五郎丸地区、内田地区において、対策事業を順次実施してきており、今後も、市内における雨水排水路や雨水貯留施設などの整備を計画的に進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

新郷瀬川や合瀬川、新木津用水の改修が完成し、計画どおりに雨水の放流ができ、雨水貯留対策も進んでいます。市街地では、局地的な道路冠水が発生せず、安心して暮らせるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2010年度	2015年度	2022年度
◆道路冠水発生区域対策数	地区	2	2009年度	5	10
市内で雨水排水状況が悪く道路冠水などが発生する地区への対策数。これらの地区へ計画的に対策措置を実施することで目標値である10地区での実施を目指します。					

●施策の展開方向

- ①木津用水路・新郷瀬川の整備促進 木津用水の流下能力を十分に発揮するため、下流にある合瀬川の改修、新郷瀬川の改修及び郷瀬川の改修を早期に完了するよう県に要望していきます。また、荒井堰で分流される新木津用水路の排水能力を向上させるため、新木津用水路改修の事業化に向けて取り組みます。
- ②雨水排水路などの整備促進 新濃尾農地防災事業や合瀬川改修計画に合わせた雨水貯留施設と排水路の具体的な整備計画を策定し、雨水排水路などの整備を推進します。
- ③道路冠水発生への対策促進 市内で雨水排水状況が悪く、道路冠水などが発生する地区に対して調査を行い道路冠水などの発生を軽減するための対策を進めます。
- ④雨水貯留浸透施設の普及推進 大雨による浸水被害からまちを守るため、各家庭に雨水浸透貯留槽・浸透柵の設置を呼びかけ、普及に努めます。

●重点事業

雨水排水路対策事業	雨水排水状況が悪く、ゲリラ豪雨で道路冠水などが発生する地区（橋爪地区、五箇村地区など）に対する整備計画を策定し、対策措置を行います。
-----------	--

●現状・課題

治山対策は、山地災害の発生の危険性が高い集落や市街地などの地域に対し、治山施設の設置や森林の整備を行い、山地災害から市民の生命・財産を守るために実施するものです。本市は約 45%が森林であるため、治山対策が必要な箇所が多く存在し、これまで森林の整備や山崩れを防ぐ施設設置などの対策を進めてきています。

また、平成 12 年の東海豪雨や、近年の突発的で局地的に激しい雨が降るゲリラ豪雨による災害発生などから、山地災害を防止する治山対策の重要性は高まっており、地元からの治山対策に対する要望も増えています。

今後は、山地災害の発生の危険性が高い地域周辺住民の生命・財産を守り、安心して生活できるような地元要望や現地調査を通して治山対策が適切に実施されていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

森林が守り育てられ、山崩れなどを防ぐ治山施設が設置され、山地災害を防ぎ、住民の生命・財産が守られています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆地元要望危険箇所数	箇所	14	2010 年	8	0
地元から要望のあった治山工事対象となる危険箇所数。これらの箇所に治山対策を実施することで地元から要望のあった危険箇所を無くすことを目指します。					

●施策の展開方向

①治山事業の推進 住民の生命・財産を守るため、地元との協議を踏まえ要望を的確に把握し、県への要望を行い、危険箇所の解消を早急に図るよう治山対策を推進します。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づき、県において、土砂災害の恐れがある箇所を航空測量などにより調査を行った結果、市内には、警戒すべき箇所である「急傾斜地崩壊危険箇所[※]」が 371 箇所（人家あり：151 箇所）、「土石流危険渓流[※]箇所」が 107 箇所（人家あり：51 箇所）ありました。県では平成 17 年度から、これらの箇所を詳細に把握するための基礎調査が行われ、その中で土砂災害の恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」、住宅などが損壊し住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域を「土砂災害特別警戒区域」に順次指定しています。

市内には「急傾斜地崩壊危険箇所」及び「土石流危険渓流箇所」が数多くあるため、今後も継続して基礎調査を実施するよう県に要望していきます。また、その結果については速やかに住民へ周知するとともに、地域の警戒避難態勢を見直し、住民の防災意識を高めるよう、ソフト対策の充実を住民と協働して進める必要があります、平成 27 年度に今井地区、平成 28 年度には栗栖地区で土砂災害防災訓練を実施しています。

さらに、基礎調査により「土砂災害警戒区域等」に指定された箇所については、要支援者施設がある地域を優先して対策事業を実施するよう国及び県に要望し、事業の推進を図ることが求められています。

●目指す姿と目標指標

「土砂災害警戒区域等」が明確にされ、周辺住民が警戒区域の危険性を把握した上で警戒避難体制などが整備され、また、危険箇所の対策工事が実施され住民が安心して暮らしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆急傾斜地崩壊危険箇所における基礎調査実施割合 市内の「急傾斜地崩壊危険箇所」（371 箇所：（人家あり：151 箇所））における現地調査の実施状況の割合。災害が発生する危険性の高い箇所や人家が周辺にある箇所を優先に行い平成 31 年度には基礎調査実施割合 100%の達成を目指します。	%	17.0	2010 年度	87.1	100.0
◆土石流危険渓流箇所における基礎調査実施割合 市内の「土石流危険渓流箇所」（107 箇所：（人家あり：51 箇所））に対する現地調査の実施状況割合。災害が発生する危険性の高い箇所や要支援者施設、人家が周辺にある箇所を優先に行い平成 31 年度には基礎調査実施割合 100%の達成を目指します。	%	26.0	2010 年度	89.7	100.0

●施策の展開方向

- ①急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流箇所の基礎調査の推進 土砂災害防止法により県が実施する危険箇所等の基礎調査実施を支援し、市内の危険箇所について詳細を明確にします。
- ②土砂災害警戒区域等における防災体制の確立 土砂災害警戒区域等に指定された地区住民に対して、危険箇所の周知及び警戒避難体制の整備を重点的に実施し、防災体制の確立を図ります。
- ③土石流・急傾斜地対策事業の推進 国及び県は、土砂災害警戒区域等に指定された区域のうち、人家があり危険性の高い箇所、特に要支援者施設がある箇所から順次整備する方針であるため、本市として土石流・急傾斜地の対策が早期に実現できるよう国及び県へ要望していきます。



- 急傾斜地崩壊危険箇所 傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地。
- 土石流危険渓流 土石流の発生の危険がある渓流。

防犯・交通安全

- 1 交通安全意識の高揚
- 2 交通環境の整備
- 3 防犯体制・環境の整備

1 交通安全意識の高揚

施策 201

<地域安全課>

●現状・課題

車は、私たちが生活するうえで必要不可欠なものであり、より便利で快適な社会の実現を要望すれば、今後ますますその依存度が高まります。このようななか、交通事故や交通渋滞などの社会問題も深刻化してきました。

本市では、反射鏡設置などの安全対策工事や継続的な啓発事業を行った結果、増加傾向であった交通事故件数も平成 16 年度をピークに減少傾向にあります。

しかし、自動車台数や運転免許人口の増加、生活様式の夜型・レジャー志向型への移行、高齢ドライバーの増加、自転車利用者の増加などに加え、運転者の基本的な交通ルール違反や、交通マナーやモラルの欠如を改善するために、市民の交通安全意識の高揚が不可欠です。一瞬にして尊い命を奪い、平和な暮らしを奪う交通事故を撲滅するためには、交通安全教育、啓発活動を推進し、今後も市民の交通安全の意識を高めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

市民一人ひとりが他人を思いやる意識を持ち、運転者の交通マナーの向上と歩行者や自転車の交通ルールの遵守により、路上駐車や放置自転車などがなくなり、交通事故の少ない安全なまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度	2015 年度	2022 年度
◆交通事故(人身)発生件数	件	379	312	312	300
愛知県警察本部の発表による交通事故(人身)の発生件数。様々な交通安全運動を実施することで現状値に対して約 20%発生件数を減らすことを目指します。					
◆交通事故による死亡者数	人	2	3	3	0
愛知県警察本部の発表による交通事故による死亡者数。交通安全対策を推進し、死亡者 0 を目指します。					

●施策の展開方向

- ①交通安全運動と教育の推進 警察や事業所、町内会などと連携して官民一斉大監視やシートベルト・チャイルドシート関所を実施するなど交通安全運動を展開し、交通ルールの遵守と身の回りの危険箇所の点検などを通して市民の交通安全意識の高揚に努めます。交通事故ゼロの日や交通安全運動期間中には、市民と協働で街頭監視や広報活動を行い啓発に努めます。
- ②交通安全運動推進組織の育成 交通安全運動を展開するにあたり、愛知県交通安全協会犬山支部や犬山安全運転管理協議会への交通事故の発生状況や特徴に基づいた交通安全教育などの支援・育成を進めます。
- ③監視活動の充実 良好な生活環境を阻害しないよう、交通ルールや駐車マナーの啓発に努めるとともに、放置自転車の監視に努め、駐輪場の利用を促進します。
- ④救済対策の充実 市民交通災害見舞金制度により、被害者救済の強化に努めます。また、県の被害者支援制度との連携を図ります。

●現状・課題

本市では、交通環境の向上のため、生活道路を中心に**反射鏡**や**街路灯**の設置、道路の区画線の設置工事などを地元と協議しながら進めてきました。その結果、平成 16 年度をピークに交通事故発生件数は減少傾向にあります。

こうした交通環境の整備を進めてきた一方で、放置自転車による通行の妨げの問題も発生しており、引き続き自転車の駐輪場対策を実施する必要があります。

また、近年は、これまでの車を中心とした道づくりから、歩行者が安全に歩くことができ、潤いを感じることでできる道路空間づくりが求められるようになってきました。そのため、都市計画道路の歩道部についても、歩行者・自転車などが安全に通行できる幅員の確保や道路整備に伴う修景に配慮した植樹帯の設置など、沿道の良好な景観づくりや安全な交通環境に配慮した道づくりが求められています。

●目指す姿と目標指標

都市計画道路の歩車道分離や生活道路の危険な箇所への**反射鏡**の設置など、安全で快適な交通環境が整備され、さらには放置自転車もなく安全・安心に人々が行き交っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆都市計画道路における歩道整備率	%	52.9	2009 年度	58.6	65.0
都市計画道路の歩道整備済延長／歩道整備計画延長。都市計画道路の整備を進めるとともに歩道整備を進めることで現状値の上昇を目指します。					
◆放置自転車数	台	346	2009 年度	236	150
17 箇所の駐輪場における放置自転車の数。交通指導員が毎週駐輪場の整理を実施することにより減少を目指します。					
◆反射鏡設置	箇所	1,639	2009 年度	1,816	1,930
反射鏡の設置数。地元要望を調整しながら毎年 15 基程度の設置を目指します。					

●施策の展開方向

- ①交通安全事業の推進 交通安全施設などに関する住民の要望や事故多発危険箇所を把握し、事故防止対策を講じます。また、駅周辺の歩行者や車両の通行環境の向上を目指し、自転車の駐輪場を整備し、安全確保に努めます。
- ②登下校時の安全確保 登下校時の危険箇所には交通指導員やボランティアによる見守りを行い、小学生の登下校時の安全対策を充実します。
- ③都市計画道路等の整備推進 犬山富士線、富岡荒井線、**楽田桃花台線**などの道路整備を推進することで、修景に配慮した植樹帯の設置などにより、潤いを感じることでできる歩道空間づくりに努めます。

●重点事業

交通安全事業	交通事故を防止するため、反射鏡や通学路標識などの交通安全施設を整備するとともに、駅周辺の歩行者や車両の通行環境を向上するため、自転車の駐輪場の整備を進めます。
--------	---

●現状・課題

社会構造の変化に伴い、犯罪も多様化しており、防犯活動も時代に即したものでなければなりません。本市は、警察と連携を図りながら、自助、共助を基本に、各町会長宅を防犯連絡所とする自主防犯組織、市内事業所などが加入している犬山扶桑防犯協会、公益社団法人愛知県防犯協会連合会との協働のもと防犯活動を展開しています。活動内容は、犯罪の防止、青少年の健全な育成、暴力の追放キャンペーンなどの啓発活動を積極的に推進しています。

これらの活動により、刑法犯の発生件数は平成 15 年をピークに減少傾向にあります。依然として自転車盗や住宅等侵入盗は多発しています。

今後は、従来の防犯活動に加え、高齢者をターゲットとする新たな犯罪などの防止も課題となり、市民、行政、警察、学校、事業所などが連携し、地域が一体となって犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することが求められてきます。

●目指す姿と目標指標

市民、行政、警察、学校、事業所が一体となって、防犯活動を行い、誰もが安全に安心して暮らせるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度	2015 年度	2022 年度
◆自主防犯パトロール団体数	団体	23	2009 年度	35	46
愛知県の発表による自主防犯パトロール団体数。犬山警察署と連携して、毎年 2 団体程度の増加を目指します。					

●施策の展開方向

①**全市的な防犯運動の推進** 防犯対策には地域の「住民の目」が有効であり、共助の力を大きくするために、地域住民とのコミュニケーションをとり、組織力の強化と地域住民の協力を得て、青色回転灯を装備した自動車（青パト）で自主防犯パトロールを行うなどの防犯活動を推進します。

②**救済対策の充実** 犯罪被害者見舞金制度により、被害者救済の強化に努めます。また、県の被害者支援制度との連携を図ります。

●重点事業

防犯活動事業	自助・共助の精神を基本に犯罪の少ないまちづくりを推進するため、警察・地域・行政が連携して行う防犯教室や地域住民の協力を得た自主防犯パトロールなどの防犯活動を実施します。
--------	--

写真・イラスト・データ

防災

- 1 災害に強いまちづくり
- 2 防災体制の充実
- 3 防災意識の高揚と防災組織の育成強化

1 災害に強いまちづくり

施策 211

<地域安全課・整備課・土木管理課・水道課・下水道課・学校教育課・子ども未来課>

●現状・課題

近い将来、発生が予想される東海地震、東南海地震などの大規模地震に備え、市民の生命や財産を守るため、防災関係機関と連携し危険箇所の整備など、防災対策を進めてきました。また、小中学校や子ども未来園（公立の保育園）の耐震化、民間木造住宅の耐震診断や耐震改修補助などの取組みも推進してきました。

しかし、昨今の地球環境の変化に伴い、これまで以上の防災体制の強化と対策が求められています。

今後は、予測のつかない災害に対し、被害を最小限に食い止め、迅速に対応できる災害に強いまちを目指すため、防災計画を整備し、市民や防災関係機関との連携を深め、自助・共助・公助の意識の向上を図る必要があります。

また、災害時に必要となる物資などを運搬する輸送路や避難場所まで安全に移動できる避難路を確保するため、都市計画道路のさらなる整備を推進するとともに、安全な避難場所の確保、被災者生活に密着した重要なライフライン*である上下水道施設の耐震化などを推進していく必要があります。

●目指す姿と目標指標

災害時でも緊急輸送路や安全な避難路、避難場所が確保され、多くの避難所において上下水道も使用できる災害に強いまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆水道施設の耐震化率	%	0.0	2010 年度	30.8	38.5
耐震済主要水道施設／主要水道施設（13 施設）。主要水道施設の耐震化を進め、目標年次の平成 34 年度（2022 年度）においては耐震化率 38.5%の達成を目指します。					
◆下水道管きょ重要路線の耐震率	%	23.5	2010 年度	51.8	77.0
重要路線耐震延長／重要路線。犬山市下水道地震対策基本計画（平成 23 年度（2011 年度）～平成 35 年度（2023 年度））に基づき、重要路線の耐震化率 77%の達成を目指します。					

●施策の展開方向

- ①都市施設の耐震化推進 主要な道路の橋りょうや上下水道施設をはじめとする都市施設について、震災時においても安全・安心に利用できるよう耐震化を進めます。
- ②都市計画道路等の整備推進 犬山富士線（上野字大門交差点から扶桑町行政境）、富岡荒井線（羽黒字高見交差点から字上小針交差点）、大口桃花台線（主要地方道春日井各務原線から市道富岡荒井・春日井犬山線間）の整備を推進します。

●重点事業

水道施設耐震化事業	災害時においても安定した給水を確保するため、水道施設の耐震化を実施します。
下水道施設耐震化事業	重要な下水道施設の耐震化を図り（防災）、トイレ機能確保による（減災）総合的な地震対策を実施します。

 ■ライフライン 生活の維持に必要な、電気・ガス・水道・電話・道路などの総称。
用語解説

●現状・課題

身の回りに起こる災害には、地震やゲリラ豪雨のように被害が予測できないもの、台風や長雨などのあらかじめ雨量などが予測できるもの、インフルエンザのような感染症の流行が想定されます。

本市では、地震やゲリラ豪雨、台風や長雨などの対策に関しては、犬山市地域防災計画を策定し、各種の防災対策を計画的に実施し、防災体制の充実を図ってきました。総合防災訓練や土砂災害防災訓練の実施、災害時には迅速な災害情報の発信や応急復旧活動など、市民の安全・安心の確保に努めてきました。

今後も、非常食などの防災備蓄品を継続的に確保することや、防災関係機関との連携を強化していくことが必要です。

また、インフルエンザなどの感染症対策に関しては、初動マニュアル*を作成し、日頃から市民への情報提供に努めるなど、感染症の流行予防対策の推進が求められています。

●目指す姿と目標指標

災害時には、**安心情報メール**、テレビ、ラジオ、電話などの**手段を用いて**、住民へ災害情報が迅速かつ的確に提供されています。また、住民が避難所へ避難した際には、隣接した防災倉庫から食料、毛布などが配給できるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆ 防災倉庫の設置数 主に避難所、広域避難場所に隣接した防災倉庫の設置箇所数。毎年1箇所ずつ増加を目指します。	箇所	16	2009年度	45	52
◆ 防災備蓄食料数 市が備蓄する非常食（主食）の数。人口10%の3日分の非常食備蓄を目標に毎年1,000食ずつ増加を目指します。	食	15,000	2009年度	39,430	67,500

●施策の展開方向

①**防災関係機関との連携した防災力の向上** 総合防災訓練や土砂災害防災訓練など、災害の特性や地域性に応じた防災訓練を市民と一体となって行うことにより防災力の向上を図ります。また、企業や防災関係機関などと連携した防災体制の構築に努めます。

②**災害予防体制の充実** 避難路の確保をはじめ、飲料水や食料などの物資、資機材の備蓄、防災倉庫の整備・充実に努めるとともに、防災ボランティア組織や市民組織など関係団体との連携による災害予防体制の充実・強化を図ります。また、高齢者や障害者など災害時に特に支援を必要とする人の援護が地域一帯で行えるよう、支援体制を充実します。

③**情報の収集伝達体制の確立** 地震災害や風水害の状況及び避難などに関する情報を市民に迅速に提供できるよう、市のホームページからの情報発信や災害時緊急メール提供サービスの登録利用者の拡大、携帯電話やテレビ、ラジオなどを活用した防災情報の収集・伝達体制を確立します。



■**初動マニュアル** 災害は発生直後に対応すれば、被害拡大を最小限にとどめることができるため、災害発生の可能性が高い場合や災害発生直後のとるべき行動をまとめたもの。

用語解説

写真・イラスト・データ

●重点事業

避難行動要支援者
避難支援事業

災害時に自力で避難することが困難な人を事前に把握するため台帳を作成し、支援に必要な情報を、地域や、関係団体、行政などが共有することにより支援体制の強化を図ります。

3 防災意識の高揚と防災組織の育成強化

施策 213

<地域安全課>

●現状・課題

西日本の太平洋岸に大きな被害をもたらすとされている南海トラフ地震は、今後 30 年以内の発生確率は 70%程度とされており、この地震で、本市では、多くの地域が震度 5 強、一部地域では、震度 6 弱が予想されています。被害を少なくし、家の中で身を守る方法として、家具の転倒を防ぐなど被害を少なくするための自助の取組みは大切なことです。

また、平成 28 年 4 月現在、市内の 318 の町内会の中で 275 の町内会において自主防災組織が設置され、設置率は約 86%となっています。非常時において迅速な応急復旧活動を行うためには、地域における自主防災組織による共助が不可欠です。

平常時から自主防災訓練を実施するとともに、防災備蓄品の拡充などを行うことで、さらなる防災意識や危機管理意識の高揚を目指し、自主防災組織の育成を図っていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

市民一人ひとりが高い防災意識と危機管理意識を持ち、日頃より自主防災組織が主体となって行う防災訓練などに積極的に参加しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆自主防災組織設立町内会数	町内会	270	2009 年度	275	290
市内全町内会のうち自主防災組織を設立している町内会数。毎年 2 箇所程度の増加を目指します。					
◆防災用倉庫設置補助団体数	団体	5	2009 年度	14	17
防災用倉庫設置補助金交付要綱に基づく防災用倉庫設置補助団体数。2 年に 1 箇所ずつの設置を目指します。					
◆家庭で災害への備えをしている市民の割合	%	39.5	2010 年度	42.5	60.0
市民意識調査で『家庭で防災グッズ（非常持ち出し品）の備えをしていますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**防災意識の高揚と防災啓発** 総合防災訓練を毎年開催し、住民や防災関係機関との連携を推進することで、防災意識の高揚と防災啓発の向上に努めます。
- ②**自主防災組織の育成** 既設自主防災組織に対し、消防署員や防災担当職員のほか、防災リーダーが自主防災訓練において指導・協力を行うことで組織の育成強化を図るとともに、未設立の町内会には組織化を促進します。新設の際には、担架、ヘルメット、懐中電灯などの防災備蓄品の現物支給を行うほか、既存組織に対しては、防災用倉庫の設置助成を行い、自主防災力・地域防災力の向上に努めます。
- ③**総合防災マップによる危機管理意識の高揚** 地震、台風、洪水、土砂災害、豪雨などの様々な災害に対して市民が日頃から対応できるよう、災害への対策方法、避難場所や病院、さらには、災害時における危険箇所を示した総合防災マップを作成し、自助による危険管理意識の向上を図ります。

消防・救急

- 1 消防体制の整備・充実
- 2 火災予防の充実
- 3 救急・救助体制の充実

1 消防体制の整備・充実

施策 221

<消防総務課>

●現状・課題

近年、災害などの緊急事案の様相が複雑かつ多様化する中で、発生する災害も昼夜を問わず多岐にわたる傾向が顕著になっています。

このような状況のもと、本市では本署、北出張所、南出張所を拠点に市民が安全・安心に生活できるように、ソフト面においては地域防災力の要となる消防団員の確保を行い、ハード面では現在ある北出張所を防災公園（旧名古屋証券グラウンド）に移設し、平成 30 年度中（2018 年度）の開設を目指します。また、消防車両の購入、消防水利（防火水槽又は消火栓）の設置などに取り組んでいきます。

今後は、災害時の防災拠点となる消防庁舎などの消防施設が、常時機能できるように老朽化した建物の整備を行うほか、消防水利の設置を計画的に進めるとともに、既存の消防水利についても常時使用できる状態にしておく必要があります。

さらに、大規模な災害が発生した場合にも十分な消防活動を行うため、近隣市町との連携による消防広域体制の確立などの検討を行い、より一層の消防力の強化・充実を図ることが必要です。

●目指す姿と目標指標

災害対策が強化され、災害時には、消防署と消防団が緊密に連携し、迅速かつ的確に活動をしています。大規模災害時には、近隣市町と連携し適切に対応ができるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2015 年度	2015 年度	2015 年度	2022 年度
◆消防水利の充足率	%	80.3	2015 年度	80.3	83.0
現有消防水利数／基準数（消防水利の基準により算出した市街地に必要な消防水利数 670 基）。消防水利（防火水槽・消火栓）を年 3 基以上設置し、既存の消防水利についても、常時使用できるように維持管理、更新などを行います。愛知県内消防本部の充足率の平均（平成 27 年度 80%）は上回りましたが、今後も充足率の上昇を目指します。					
◆消防団員の充足率	%	99.4	2015 年度	99.4	100.0
現有消防団員数／条例定数（178 人）。地域防災力の要となる消防団員を常に確保することを目指します。					

●施策の展開方向

①消防力の充実・強化 最新の装備を搭載した消防車両を計画的に購入します。さらに消防水利の充足率向上のため、防火水槽は、公園や公共施設の駐車場などに、消火栓は、都市整備部水道課と連携した設置を計画的に行い、既存の消防水利については、常に使用できるように維持管理に努めます。また、消防庁舎などの消防施設が、常時機能できるように、老朽化した消防施設については、建替えなども視野に入れた整備を図ります。

②消防団の充実・強化 地域防災力の要となる消防団員の人員確保に務め、さらには、地域の消防・防災のリーダーとして市民の信頼に応えられる人材の育成を図ります。また、消防団施設の整備・充実及び消防団員の技能・知識向上を目的とした訓練・研修などを実施するなど消防団組織の強化に努めます。

写真・イラスト・データ



救急講習（女性消防団）



指揮車

③消防広域体制の推進 平成28年4月から6市3町で共同運用している、尾張中北消防指令センターによる消防通信指令業務の共同化により近隣市町との連携、大規模災害等の迅速な対応ができるようにな体制・対応が可能となりました。

●重点事業

消防自動車等購入事業	消防活動が円滑に行えるよう消防本部・消防団の消防自動車や救急自動車などを計画的に購入(新規・更新)します。
消防水利整備事業	火災による被害を最小限に抑えるため、消防水利(防火水槽・消火栓)を計画的に整備します。

●現状・課題

全国で発生する建物火災による死者数のうち、住宅火災によるものが9割を占め、その半数以上が65歳以上の高齢者で、原因の約6割が逃げ遅れとなっています。本市の過去10年（平成18年～平成27年）における建物火災による死者（放火自殺者を除く）の発生状況は、火災件数10件に対し、死者は11名でありました。そのうち、8名（72.7%）は、逃げ遅れによるものであり、また、死者11名のうち、9名（81.8%）は、65歳以上の高齢者、又は身体障害者などの身体弱者であり、全国と同様な傾向が見られています。

火災による被害者を抑制していくためには、住宅への火災警報器の設置の普及促進に加え、婦人消防クラブや少年消防クラブといった民間消防組織による効果的な啓発を図り、地域防災力を強化するとともに、防火管理者や防災管理者の養成、専門知識を有する予防技術資格取得者などの育成をしていく必要があります。

また、本市では、約87%の町内会で自主防災組織（275町内（平成28年4月現在））が設置され、消防署・防災担当職員や防災リーダーの指導による訓練を行っている組織もあります。

今後、地域の防災力をさらに向上させていくためには、地域の自主防災組織が創意工夫し、自主的な運営活動ができるように、行政と消防機関がその体制づくりをサポートしていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

火災の未然防止と被害を軽減するための予防対策が充実し、火災から市民生活の安全が確保されたまちになっています。また、自主防災組織が自主的に防災訓練などを実施し、地域に密着した防災組織として活動できるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆自主防災訓練指導実施率	%	55.0	2009年度	62.9	65.0
訓練実施数/自主防災組織。自主防災組織の65%での実施を目指します。					

●施策の展開方向

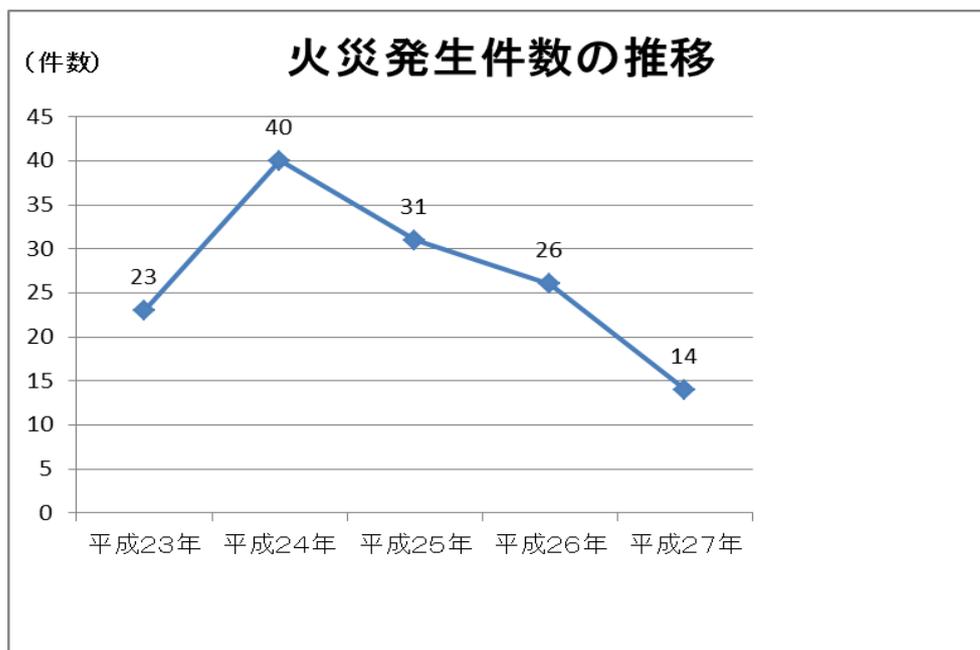
- ①**自主防火管理体制の強化** 火災などの災害を未然に防ぐため、予防技術資格取得者による防火対象物や危険物施設の査察を充実し、防火避難施設の点検の励行、防火・防災管理者や危険物保安監督者を中心に自主防火管理体制の強化を促進します。
- ②**防火意識の高揚と出火危険の排除** 住宅防火推進町内の防火指導及びアンケートによる住宅防火診断を実施するとともに、住宅用火災警報器の効果をPRすることで設置世帯の増加を図り、住宅火災による身体弱者などの死傷事故防止と、住民一人ひとりの火災予防の意識向上を図ります。また、平成5年から実施している住宅防火推進町内の設置を継続するとともに、市内全域での防火意識の高揚を図ることにより、出火危険の排除に努めます。
- ③**市民・民間組織との連携による地域防災力の強化** 地域防災の担い手となる婦人消防クラブや少年消防クラブ、民間消防組織などと連携し、市民と一体となった初期消火体制の確立や地域防災における災害弱者の安全対策を図ります。また、専門知識の習得、訓練の実施などを通して、自主防災組織の一層の防火・防災意識の向上を図り、災害時の組織的な初動体制を確立します。



消火訓練



少年消防クラブ員消防体験



●重点事業

<p>住宅防火対策推進事業</p>	<p>住宅防火対策を推進するため、各種住宅での住宅用火災警報器設置の促進・啓蒙を行うほか、住宅防火推進町内の設置拡充（地区町内を一定期間指定して、集中して防火などに関する指導を行い、地区の防火意識・知識の高揚を図る）や高齢者などの住宅防火診断によって、火災発生などの危険排除の助言指導を実施します。</p>
--------------------------	---

●現状・課題

救急・救助出場時における人命救助には、専門知識や技能を有した救急隊員、救急救命士及び救助隊員が不可欠であることから、その養成を計画的に実施しています。今後も、救急救命士の行う特定行為の処置が拡大され、それに対応できる人材の育成が必要です。

本市における救急業務は、傷病者の生命の危険が予想される場合や事故等に対して、消防隊と連携して活動し、迅速・的確な処置や搬送を行っています。

近年の救助事案は、複雑・多様化しており、その対応策として都市型救助、交通救助などの新技術の導入や救助資機材の充実、救助隊員の知識・技術の強化を進める必要があります。

また、突然の心停止に対応するため、市内のコンビニエンスストアにAED（自動体外式除細動器）が設置されるようになりましたが、さらなる設置箇所の増加や消防車両への積載を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

救急救命士数を増加し、3台ある救急車に、常時2人の救急救命士が乗車できる状態になっているなど、人材の確保と養成が進んでいるほか、救急・救助及び基幹病院、さらには防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター※、DMAT（災害医療援助チーム）※が連携し、専門性を活かした救急・救助体制が確立されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆運用救命士（消防署に配備され、現場に出場する救急救命士） 実際に救急車に搭乗する救急救命士の人数。3台の救急車に常時2人の救急救命士が乗車することが可能となる数を目指します。	人	14	2009年度	15	20

●施策の展開方向

①救急・救助業務の高度化 高度救命処置及び高度救助技術の習得を図るため、救急救命士においては、一層の人員確保を図り、特定行為（薬剤投与・気管挿管・処置範囲拡大※）認定者の養成を、救助隊員においては、消防学校等関係機関での都市型救助、交通救助などの研修により専門的人材の養成を進めます。また、メディカルコントロール協議会※や病院などでの研修、救急搬送時の処置及び救助活動に関する検証などを基に、救急・救助技術レベルの向上に努めます。加えて、緊急車両などへのAED搭載を積極的に進めます。

②応急手当の指導・啓発 救急車適正利用のあり方について、市民に対する周知・啓発を行うとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、女性消防団員を活用して、定期的を実施している上級・普通救命講習や応急手当講習会、公民館などでの地域住民に対する随時講習会及び学校の授業としての救急講習会を積極的に行います。

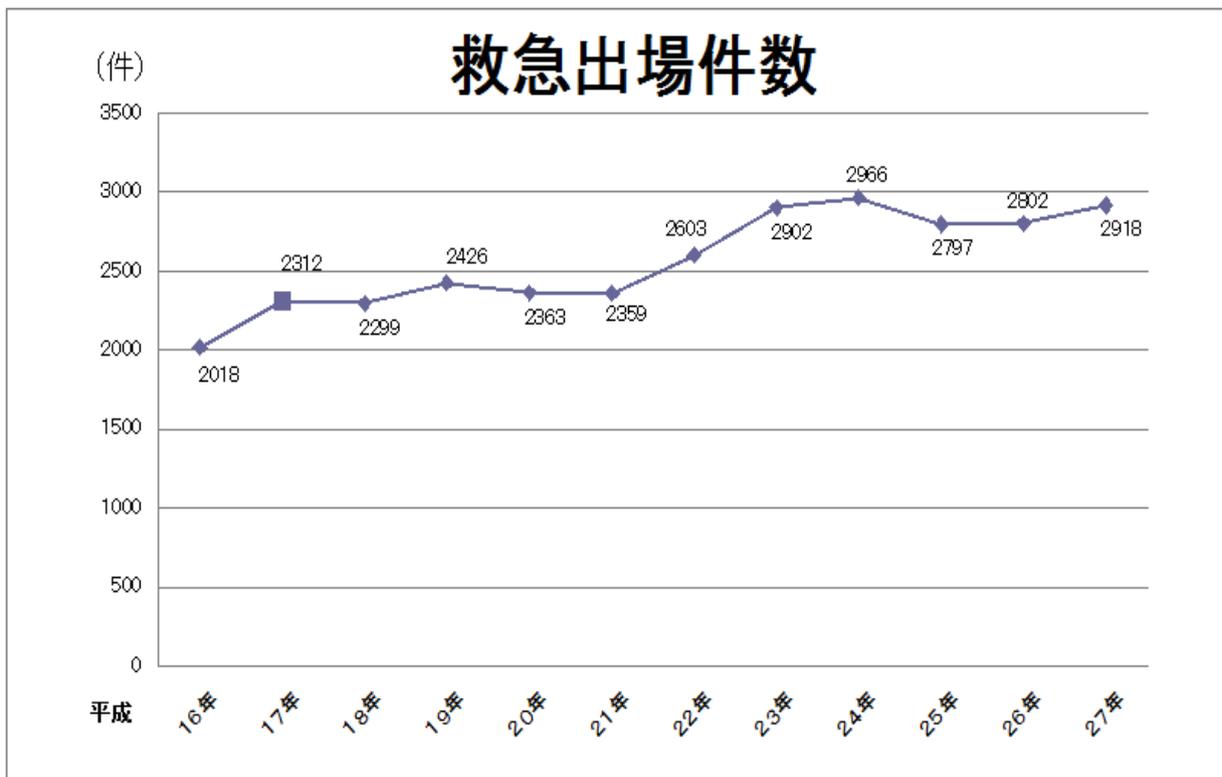


■ドクターヘリコプター 医師、看護師がヘリコプターに搭乗して救急現場などに向かい、現場での救急医療、必要に応じて医療機関への搬送を行う。病院間の搬送も行う。本市では、毎年10件程度要請している。

■DMAT（災害医療援助チーム） 医師、看護師などで構成され、大災害・事故現場に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。愛知県は、平成20年に、県内12医療機関と協定締結。

■メディカルコントロール協議会 医学的観点から救急隊員が行う応急処置などの質を保証する機関。

■処置範囲拡大 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、心肺停止前の静脈路確保と輸液が新たに追加され、平成27年度から運用を開始し救命の向上が期待されています。



●重点事業

救急救命士の育成事業	救急救命士の新規養成に併せて、現任の救急救命士を再教育し、高度救命処置（薬剤投与、気管挿管、 処置範囲拡大 ）の認定を取得させます。
救命講習・応急手当講習の普及事業	突然のケガや病気が発生した場合、そばに居合わせた人が積極的に救命処置や応急手当ができるよう講習会を開催します。

自然環境

- 1 自然環境の保全と活用
- 2 里山文化の育成

1 自然環境の保全と活用

施策 231

<環境課>

●現状・課題

市域の6割を占める東部の丘陵地は、自然公園法による国定公園や森林法による保安林指定などの法制度による規制に加え、国有林や大学林としての公的な監視により乱開発が防がれてきました。これらの自然資源は、本市の貴重な財産であり、市民の誇りとなっています。この豊かな自然を保全し、共有の財産として次世代に引き継いでいくため、自然を活かした健康づくりの場としての機能も含めて、将来的な利活用を検討していく必要があります。

市民一人ひとりがその大切さや尊さを正しく認識するとともに、行政と市民による適正な役割分担を進める中で、人と自然が調和した豊かな自然環境を保全していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山市の自然の実態と利活用に関する方針が明らかにされ、豊かな自然が健全な状態に保たれています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆自然環境が、大切に保全されていると感じている市民割合 市民意識調査で『犬山市の自然環境は、大切に保全されていると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。	%	62.9	2010年度	69.4	70.0
◆外来種駆除実施種 外来種駆除事業を実施した回数。実施回数の上昇を目指します。	回	1	2009年度	1	3

●施策の展開方向

- ①里山の実態の把握 犬山里山学センターを拠点として、NPOや市民ボランティアが協働して里山の樹木相や健康度、里山に生きる希少な動植物の系統的な実態調査を行います。
- ②希少動植物の保護の推進 希少な動植物を、次世代へ引き継ぐ自然資産として積極的に保護します。定期的な外来種駆除や絶滅危惧種であるウシモツゴなどの在来種の保護・増殖などの取組みを進めます。
- ③自然環境の活用 豊かな自然環境の保全に留意しながら、環境学習の場として、また、自然散策、遊歩道ウォーキング、エコツーリズム※などの観光・レクリエーション・健康づくりの場として、積極的に活用します。

●重点事業

外来魚駆除事業	ため池での外来魚の駆除を行くことにより、従来の生態系を取り戻し後世につなげます。
---------	--



■エコツーリズム 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

●現状・課題

本市の緑豊かな丘陵地は、古くから地域の農業生産の場や薪炭という形で日常の暮らしでも利用され、その中で多様な生き物も育まれてきました。しかし、江戸時代後期から戦後まもなくまでは一面のはげ山となり、洪水と干ばつが繰り返されていました。そこで、地元住民と国や東京大学が協力して植林を行って管理してきた結果、現在の緑豊かな姿となっています。このように地域で育まれてきた里山の保全と、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で示された「SATOYAMAイニシアティブ※」が目指す里山文化の育成に取り組んでいます。拠点となる犬山里山学センターでは、環境ボランティアの育成と環境教育の普及を行い、ボランティアによる里山保全活動も行っています。

今後も、犬山里山学センターを中心として、里山文化の保全に向けた活動の一層の拡大と活動内容の充実が求められています。

●目指す姿と目標指標

市民・行政・NPO・企業が協働した維持管理体制により、市民が直接ふれあえる里山が守られています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆環境学習・人材育成講座などの開催	回	34	2010年度	39	52
環境学習や人材育成講座の実施回数。週1回の学習講座などの実施を目指します。					

●施策の展開方向

- ①里山学センターの機能充実 市民が自然を身近に感じ、動植物の健全な生態系の維持により豊かな環境が保たれていることを実感できるような学習・展示機能を充実させることにより利用者の拡大を図ります。
- ②自然資源のネットワーク化 木曾川、東部丘陵、入鹿池などの自然環境と地域に点在する歴史・文化資源をつなぐ散策道を整備し、自然資源のネットワーク化を進めます。
- ③里山を守る市民活動の活性化 環境フェアや里山自然学校を通して、子どもからお年寄りまで幅広い市民に対して、里山の自然への理解を深めるとともに、自然環境の保全に自主的に取り組むボランティアの育成に努め、市民と協働による環境保全の取組みを推進します。また、学校などへの出前講座により、子どもたちの環境意識を高めるとともに、子どもを中心とした自主的な環境保全活動を支援します。

●重点事業

里山保全活動・活性化事業	先人が育ててきた里山という自然の重要性を理解し、自らの財産として守っていく市民活動を支援します。
--------------	--



用語解説

■SATOYAMAイニシアティブ 古来から受け継がれてきた農業と天然資源の持続的な管理により地域の生態系の恩恵を引き出してきた日本の里山文化を国際的な生物多様性保全活動の中に取り込んでいこうという考え。また、この考えが先のCOP10の場で提案され、日本の里山をモデルに人と自然の共生を目指す国際組織が設立された。

公園緑地・緑化

- 1 公園の整備・管理
- 2 水と緑のネットワークの形成
- 3 緑の創造と緑化の推進

1 公園の整備・管理

施策 241

<整備課・土木管理課>

●現状・課題

公園は、潤いある地域コミュニティや市民の健康維持、身近な自然とのふれあいの増進などの役割を担うものであり、本市においても、都市公園・緑地のほか、地域の子どもたちの身近な遊び場としてのちびっこ広場などが整備されています。

しかし、多くは宅地開発に伴って整備された小規模で画一化された街区公園であることに加えて、鎮守の森や丘陵地の豊かな自然空間自身が地域の憩いの場所として位置づけられてきたこともあり、本市の1人当たりの都市公園面積 5.2 m²/人は、県平均の 7.63 m²/人に比べ、低い水準にあります。

少子高齢化の進行や健康意識の高まりなどの中で、市民がゆとりを持って生活していくための憩いの場となる公園を整備していくことが一層求められています。

今後、遊具など公園施設の老朽化に伴い、不良箇所が増加が予測されますので、利用者の安全確保を図るためには、定期的に点検を行い、計画的な修繕や改修を行っていく必要があります。併せて、健康増進のための遊具の見直しなど地域の実状や市民のニーズを視野に入れた計画的な施設の更新が重要となり、特に、犬山ひばりヶ丘公園など利用者が多い公園は、広域的な利用も視野に入れた魅力ある公園としての整備が求められています。

●目指す姿と目標指標

自治会長や町会長を中心とした地域役員との連携により、清潔で魅力ある公園としての維持管理が行われ、高齢者には生活のゆとりと憩いの場として、児童などには健全に活動・運動のできる場として、また、災害時には避難場所として利用されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆新しく整備する公園の数	箇所	0	2010年度	1	5
市内に新しく整備する公園の数。新しく公園を5箇所整備することを目指します。					
◆点検による遊具などの修繕率	%	70.0	2010年度	81.0	100.0
前年度の点検における修繕が必要と判断される遊具の修繕率。安全に安心して遊具を利用できるよう修繕率100%を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**公園の整備推進** 五条川で進めているウォーキングトレイル事業に合わせた休憩などの中継場所として、また、各地区における潤いや憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として、計画的に地区公園 ※などの整備を推進します。また、木曽川犬山緑地については、国に対して木曽川上流域公園整備促進期成同盟会などを通じて国営木曽三川公園としての新たな整備を要望していくとともに、木曽川沿いの他市町緑地への広域的なネットワークの形成を図り、緑地の利活用に努めます。
- ②**市民協働の維持管理** 街区公園やちびっこ広場などの日常管理を地元町内会や市民ボランティアと協働して行うことを通して、住民の公園に対する愛着を高めます。また、地域と行政が連携しながら、維持管理ができる連絡体制を確立します。
- ③**安全で利用しやすい公園づくり** 都市公園として指定された公園施設については、公園長寿命化計画や更新計画を策定し、老朽化に対する安全対策や適切な維持補修を計画的に実施し、安全で利用しやすい公園管理を推進します。

写真・イラスト・データ

●重点事業

公園施設長寿命化計画事業	公園内の施設を安全に利用ができるよう長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を行います。
---------------------	---



用語解説

■**街区公園** もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とし、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として設置される公園。

■**地区公園** 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とし、誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置される公園。

●現状・課題

近年、市民の健康意識が高まり、身近な場所で自ら健康づくりを行う市民も増えてきており、ネットワーク化された遊歩道など、歩行者空間の整備が求められています。

本市においては、市民生活に潤いをもたらす水辺や森林などの自然資源として東部に広がる丘陵地や木曽川、五条川、新郷瀬川といった自然によって結ばれる軸と、犬山城・入鹿池・木曽川犬山緑地・犬山ひばりヶ丘公園などの拠点施設があります。これらの軸や拠点をネットワーク化するため、平成19年度に歩行者ネットワーク構想「犬山さくらねっと・うおーく」を策定しました。構想に基づき、犬山市西古券地内の尾張広域緑道整備や五条川左岸の堤防を利用した遊歩道整備が順次完了する予定です。

一方で、自然歩道は急な階段や斜路も多く、さらに、降雨や車両の通行によるわだちや路面崩壊、雑草木の繁茂などもあり、歩行者が安全に利用できる状況にはない箇所もあります。

今後は、歩行者ネットワーク構想に基づいた新たなルート整備に向けて、土地所有者や河川、道路などの管理者との調整を行い、東海自然歩道や尾張広域緑道、河川敷の整備などを円滑に実施し、ネットワークの形成を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

緑道・自然歩道・河川などによるネットワークが形成され、市民が生活スタイルに合わせて水辺や緑の中で心の潤いを実感しながら、緑道や遊歩道を歩くことができるまちなまになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆ウォーキングトレイル事業整備率	%	3.0	2009年度	74.0	100.0
ウォーキングトレイル事業（五条川左岸堤防を利用した遊歩道 2.96km）の整備済延長／整備計画延長。整備計画延長すべての整備完了を目指します。					
◆緑道整備率（犬山地内）	%	78.0	2009年度	78.0	100.0
犬山地内の緑道（尾張広域緑道 2.82km）の整備済延長／整備計画延長。整備計画延長のすべての整備完了を目指します。					

●施策の展開方向

- ①河川堤防を利用した遊歩道の整備 新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までを結ぶ五条川の左岸堤防や半ノ木川、新郷瀬川などの河川堤防を利用した遊歩道の整備を推進します。
- ②拠点緑の保全・育成 拠点的な公園の緑や河川敷などの桜並木や樹木の緑を保全するため、桜・モミジの植樹や剪定、また、市民組織による保全体制の整備などを実施するさくらねっと・うおーく事業を推進し、適切な維持管理を進めます。

●重点事業

さくらねっとうおーく事業	豊かな自然を健全な状態にし活用を図るため、市の花でもある桜の維持管理、植樹、樹木診断を市民組織と協働して計画的に行います。
--------------	---

写真・イラスト・データ

●現状・課題

緑は、環境保全や災害防止機能など多くの公益的機能を有しており、市街地の緑の整備・保存には、街路樹を充実させることが効果的です。

しかし、植樹されてから長い期間が経過していることに加えて、街路という厳しい生育環境の中で病害虫に侵されたりして、倒れやすくなっている街路樹も増えています。

また、市街地では冬季の落葉樹による落ち葉の問題や樹木を住み家とする野鳥の糞や羽毛などの苦情も増えています。

市街化調整区域の住宅団地などにおいては、地区計画※を活用し、周辺自然環境と調和した良好な住環境を保全していくため、生け垣や在来種など地域の自然環境に配慮した植栽を誘導し、緑化推進に努めています。また、羽黒・楽田地区の犬山市工業団地などの大規模な工業地においては造成当時から緑地協定※が結ばれ、良好な環境整備が進められてきました。しかし、既成市街地においては緑地協定を結ぶことは難しく、緑化推進が進んでいない状況です。

そのため、街路樹の適切な更新を計画的に進めていくとともに、市民一人ひとりの緑化に対する理解を深め、公空間・私空間を合わせて、緑化を推進していく必要があります。

●目指す姿と目標指標

道路や河川、公園などの公共施設においては、豊かで健全な緑が創出され、潤いと憩いを感じられる快適な生活環境と緑の空間が創り出されています。また、民有地についても市民の緑化意識が高まり、市内各地で緑を感じることでできるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		0	2009年度	2015年度	2022年度
◆民有地緑化の推進 あいち森と緑づくり補助事業に基づいて緑化などがされた民地の件数。新たな施策の展開により年1箇所の拡大を目指します。	件	0	2009年度	2	12

●施策の展開方向

①街路樹の整備・保全 市街地における快適な生活環境と緑の空間の確保のため、既存の街路樹の実態把握を行い、地域の特性に応じた緑の整備・保全を推進します。

②民有地の緑化推進 森と緑が有する環境保全や災害防止などの公益的機能の維持増進のために導入されたあいち森と緑づくり税により設立された基金を活用した、あいち森と緑づくり補助事業による生け垣や壁面・屋上緑化など、民有地の緑化を広報誌などでPRし、住民の協力を得て進めていきます。また、新規に住宅団地や工業団地の整備にあたって、地区計画制度や緑地協定などを活用し、緑化推進を図ります。



■地区計画 都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法。

■緑地協定 都市緑地法に定められた制度で、住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするもの。

環境衛生

- 1 環境の保全と美化
- 2 地球環境保全の対策
- 3 公害対策の推進
- 4 し尿・生活排水の適正処理

1 環境の保全と美化

施策 251

<環境課・土木管理課>

●現状・課題

本市では、散乱するごみの問題に対して、環境パトロール員による市内巡回や監視カメラによる不法投棄の監視、不法投棄抑制看板の設置などにより、生活環境の保全を図ってきました。

しかし、空き缶などのポイ捨てをはじめ、粗大ごみや家電 4 品目などの不法投棄は依然として多い状況です。

そのため、自ら出したごみについては、自らが責任を持って、決まった方法により排出するといった、ごみの排出についてのモラルの向上を促していくことが必要です。

近年、環境に対する意識が高まるなか、町内会や子ども会、ボランティアグループによる清掃活動、アダプトプログラム※による道路美化が活発に行われており、今後も市民と協働したきれいなまちづくりを進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

環境に対する市民意識が向上し、ごみの不法投棄が少なくなり、より多くの市民が身近な道路をはじめとした公共空間を管理する、快適なまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2009 年度	2015 年度	2022 年度
◆クリーンタウン犬山推進事業※の参加者 地域などの美化活動への参加延べ人数。現状値に対して年間 80 人の上昇を目指します。	人	17,990	2009 年度	18,681	19,000
◆アダプトプログラムの参加団体 清掃活動への参加延べ団体数。2015 年度実績値に対して年間 3 団体程度の上昇を目指します。	団体	51	2009 年度	57	75

●施策の展開方向

①不法投棄の発生抑制 監視カメラの設置や環境パトロールを通して、不法投棄の発生抑制、早期発見に努めます。中でも、不法投棄多発地区において不法投棄発生状況を分析し、最適な抑制及び監視体制を整え、町会長やクリーンキーパー、郵便配達員、タクシードライバーなどからの不法投棄発見通報に対して、迅速な対応処を実施していきます。また、家電リサイクル法に基づいた処理方法や適正なごみ処理方法について、広報誌や市のホームページ、チラシの作成などを通じ普及啓発を推進します。

②地域力を活かした生活環境の保全 クリーンタウン犬山推進事業としてボランティアによる清掃活動など地域の美化活動を支援し、また、地域住民によるアダプトプログラムによって身近な道路の美化活動や維持管理などを進めるなど、地域力を活かした生活環境の保全を推進します。



■アダプトプログラム 親が子どもを大切にするように“まち”の世話をする制度。アダプト (adopt) とは、養子にすることの意味。

■クリーンタウン犬山推進事業 市民などが行う自主的な地域環境美化活動を認定し、活動の奨励と必要な支援を行う事業。

●現状・課題

本市は、これまで地球環境問題に対する市民の意識を高めていくため、地球温暖化をテーマとしたイベント、環境学習出前講座、環境フェアなどの様々な機会を通して多くの市民に対して環境意識の向上に向けた啓発を行ってきました。

しかし、生活実態の違いなどにより、市民や事業者における環境への意識や関心には違いがあるため、今後は、さらに市民ボランティアと連携した環境教育システムを充実させ、広く市民に啓発を行っていくとともに、身近な生活の中での温暖化対策を進めていく必要があります。

また、第2次犬山市地球温暖化対策実行計画（平成26年度～平成30年度）に基づく、市庁舎における地球温暖化対策の取組みを推進し、CO₂の排出削減目標の達成に向けた取組みを一層推進していくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

地球温暖化をはじめとした地球環境に対する市民一人ひとりの意識が向上し、地球環境問題を地域の課題として捉え、市民が課題の解決に対して自主的に取り組み、地球環境にやさしい快適なまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆環境フェアなどの地球環境に関するイベントに参加した市民	人	500	2009年度	715	800
地球環境に係る催事への参加延べ人数。環境フェアに加え、市民ボランティアなどとの協働による啓発講座を開設し、現状値に対して年間25人の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

①**地球環境問題の意識向上** 環境フェアなどのイベントや講座を通して市民の地球環境問題に対する意識の向上を図ります。また、あいち森と緑づくり事業などを活用した市民による植樹活動や公共施設・家庭・事業所などでの緑のカーテンの設置など、家庭における省エネ対策や環境負荷の軽減に向けた取組みを促進するとともに、事業者やボランティア団体などとの協働による取組みができる体制づくりを推進します。

②**地球温暖化対策地域推進計画の検討** 地球温暖化対策をより実効性のあるものにするため、行政だけでなく市民や事業者も含めた全市が一体となった取組みを推進し、地域推進計画の策定を検討します。また、環境学習のメニュー化を図り、地球温暖化**防止活動**推進員などの市民ボランティアと協働した環境教育システムの充実を図ります。

③**再生可能エネルギーの推進** 地球温暖化防止を目的とした住宅用太陽光発電システムなどの**再生可能エネルギー**設置費補助事業や小中学校への太陽光発電設備の設置を推進します。

●重点事業

環境イベント・講座 開催事業	市民や事業者の地球環境に対する意識の向上を図り、地球温暖化対策を進めるため、各種の環境イベントや出前講座などを実施します。
-------------------	---

●現状・課題

本市では、市内の主要な工場・事業所と公害防止協定※を締結し、公害の事前防止に努めています。

また、市内の河川、道路などで環境測定を実施し、監視に努めるほか、公害苦情に対しては、聞取調査、現地調査など原因調査を実施し、公害の除去、解決を図っています。

今後も引き続き、主要な事業所との公害防止協定の締結を進めるとともに、地域ごとに騒音・振動・水質などの環境項目について、継続的に調査を実施し、市民が快適に暮らせる環境を守るための監視体制を充実させることが求められています。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

事業所の公害対策が充実し、主要箇所での水質・騒音調査が定期的に行われており、市民が安心して生活できる環境が保たれています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆公害防止協定の締結事業所数 公害防止協定を締結した事業所数。新たな事業者との締結を行うとともに、水質などへの影響が指摘されている事業所との協定締結に向けた協議を進めることにより、締結事業所数の増加を目指します。	事業所	22	2010年度	21	28
◆環境調査結果で基準を満たしている割合 主要河川水質調査、主要道路交通騒音調査の調査結果に基づく環境基準を満たしている箇所の割合。すべての箇所で環境基準を達成することを目指します。	%	90.0	2009年度	95.9	100.0
◆公害苦情申し立て件数 公害苦情に対する申し立て件数。近年、近隣での生活騒音などの苦情が増加傾向にあり、今後、工業団地造成実現後に事業所が増加することなども勘案した上で、現状に対して年間1件の減少を目指します。	件	64	2009年度	28	52

●施策の展開方向

- ①発生源対策の推進 道路交通騒音や主要河川などの水質、底質の分析調査をはじめとする環境調査を実施することにより、環境基準を満たしていない地点を明確にし、県との連携を図りながら発生源対策を推進します。
- ②協定推進と内容の充実 工業団地に参入する事業所をはじめとする事業所と公害防止協定を締結するとともに、過去に締結した事業所についても定期的に内容を見直します。
- ③公害監視体制整備と意識の高揚 身近な環境の監視体制を整えるとともに、市民生活に起因する公害苦情や近隣苦情の防止について啓発に努めます。



用語解説

■公害防止協定 公害防止の手法として自治体又は、住民と企業との間で締結される協定。法令による規制基準を補完し、地域に応じた公害防止のための目標値を設定して、定期的な公表などを行っていくもの。

●現状・課題

河川や海の汚染原因の一つは、生活雑排水であるといわれていますが、浄化槽のうち、平成12年まで製造されていた単独浄化槽は、生活雑排水を処理しない構造になっていたため水環境に影響を及ぼす要因の一つとなっています。

この単独浄化槽の新規設置は既に禁止されていますが、今後は、既設の単独浄化槽から、し尿と生活雑排水を合わせて処理できる合併浄化槽への切替えを一層推進していく必要があります。

設置された浄化槽についても、定期的な点検や清掃を適切に実施していないことにより、浄化槽の機能低下による悪臭などの問題を引き起こす恐れがあるため、浄化槽の適正な維持管理について、市民への周知・徹底を図っていく必要があります。

また、公共下水道計画区域では、平成元年10月に供用を開始して以降、五条川左岸処理区の市街化区域から順次整備を進めており、整備完了区域では、各世帯への接続促進を図っています。

今後は、住宅が密集する五条川右岸処理区の污水管きよの早期整備を進めていく必要がありますが、その一方で、計画区域外については、合併浄化槽の普及と浄化槽の適正な管理を推進しています。

●目指す姿と目標指標

公共下水道計画区域外では、合併浄化槽の設置が進み、浄化槽管理者は責任を持って維持管理を実施しており、悪臭がなく、河川や海にも汚れた水が流れ込まない、きれいな水環境が保たれています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2010年度	2015年度	2022年度
◆合併浄化槽の普及率	%	21.7	2009年度	27.5	30.5
下水道接続以外の合併処理浄化槽の設置割合（合併浄化槽設置基数／（くみ取り戸数＋単独基数＋合併基数）×100）。 毎年度、0.5%の増加を目指します。					

●施策の展開方向

①**水環境の保全** 浄化槽からの排水先となっている側溝の掃除について、土のう袋を支給し清掃後の回収など地域の清掃活動を引き続き支援します。また、川や海の汚れの原因が生活雑排水であることを再認識できるよう、効果的なPRと意識改革に取り組みます。

②**浄化槽の適切な維持管理の推進** ホームページや広報紙を有効活用し、浄化槽の維持管理の重要性を啓発します。10月1日の「浄化槽の日」に合わせて特集を**組み**、周知・徹底を図っていきます。

③**浄化槽設置補助制度の周知** 合併浄化槽への切替え工事に対する補助額の**引き上げ等**、**制度の充実を図り**、利用率の向上に向けて制度の周知を図ります。

循環型社会

- 1 ごみの適正処理
- 2 ごみの減量化とリサイクル

1 ごみの適正処理

施策 261

<環境課>

●現状・課題

昭和 58 年に稼働を開始した本市のごみ処理施設である都市美化センターは、その老朽化に伴い、平成 18 年度から大規模補修工事を実施し、ごみの安定的な処理ができるように、施設の適正な管理を行っています。

しかし、大規模補修工事は老朽化問題を根本的に解決するものではなく、新施設の建設には長期の年数が必要になることも考慮して、早急に将来の方向性を確定していく必要があります。

本市では、これまで単独でごみ処理施設の運営を行ってきましたが、新たなごみ処理施設建設を検討する上では、ごみ処理の効率化や、建設費用や維持管理費用などの財政的な側面などから、複数の自治体が協力して事業実施をすることが有効な方法です。これまでも国からの施設整備に関する指針や県のごみ焼却処理広域化計画においてブロック区割（本市を含む 4 市 2 町）が決められています。

現在は、2 市 2 町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）で一つのブロックを形成し、共同で事業推進に取り組んでおり、今後も着実に事業を継続していく必要があります。

また、事業系ごみについても、適正処理を促していくため、関係機関と連携し、その周知に努めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

ごみの分別と減量により、都市美化センターにおける処理量が減少し施設の延命化が図られ、ごみの安定した処理が維持できています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		19, 093	2009 年度	2015 年度	2022 年度
◆美化センターへ搬入されるごみの量	t	19, 093	2009 年度	18, 619	17, 343
都市美化センターへ搬入されるごみのうち、リサイクルされる資源物や危険ごみ・有害ごみを除いた量。平成 27 年 3 月に策定した犬山市一般廃棄物処理基本計画のごみ排出目標値以下を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**新ごみ処理施設の整備推進** 新ごみ処理施設の建設に向け、尾張北部地域の 2 市 2 町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）が共同で事業推進に取り組みます。
- ②**現有施設の適正な管理運営** 新ごみ処理施設が稼働するまで、安全、安心にごみを処理していくため、都市美化センターの計画的な補修を行い、施設の機能を維持していきます。また、工事に係る費用や用役費の削減と安定した施設の運転管理を行う手法を検討していきます。
- ③**事業者への普及啓発** 事業系一般ごみに関するパンフレットを作成し、市内事業者に配布することにより適正な処理を促すとともに、犬山商工会議所などの関連機関と連携し、周知・徹底に取り組みます。

●重点事業

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化事業	ごみ質の均一化による安定した燃焼で、ダイオキシン類の排出削減、ごみ焼却施設の集約化によるごみ発電などの余熱利用、広域的なごみ処理における公共事業のコスト削減を図るため、2 市 2 町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）が一つのブロックとなって、ごみ処理事業に取り組みます。
-------------------	---

●現状・課題

本市のごみの中で最も多いごみは、家庭から排出される可燃ごみとなっており、その量は平成 20 年度で 12,685 t にのぼり、全体のごみ収集量の約 52% を占めています。

このようななか、本市では、昭和 53 年度以降、分別収集を実施し、平成 17 年度からは 18 分別による収集を実施し、ごみの減量とリサイクルを推進しています。平成 21 年度には、ごみの減量とリサイクルの促進、ごみ処理費用負担の公平性のため、家庭系可燃ごみの指定ごみ袋制度を導入しています。

また、家庭から出る剪定樹木は、可燃ごみとして焼却処分するのではなく、チップ化し、堆肥やマルチング材※として有効活用するよう家庭用樹木粉碎機の貸出を実施しており、都市美化センターに搬入される剪定樹木についても、チップ化事業として委託し、可燃ごみの減量とリサイクルをしています。

しかしながら、家庭から排出される可燃ごみについては、資源物が混入するなど分別が徹底されずに処理されている状況であり、今後も、市民のごみ問題に対する意識の向上とともに分別リサイクルについて市民への啓発を積極的に行い、ごみ分別の習慣づけを徹底し、ごみの減量化、資源のリサイクルを一層推進していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民一人ひとりの環境意識が高まり、ごみの適正な分別が行われ、排出量が少なくなるとともに、ごみ総排出量中の資源物としての**官民**回収量の割合が増加し、リサイクルが進んでいます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆市民 1 人当たりの家庭系可燃ごみ排出量	kg	163	2009 年度	160	156
人口当たりの都市美化センターに搬入される可燃ごみの量。平成 27 年 3 月に策定した犬山市一般廃棄物処理基本計画のごみ排出目標値以下を目指します					
◆資源物のリサイクル率	%	26.0	2008 年度	22.7	25.0
ごみ総排出量中の資源物としての市による回収量の割合（県の廃棄物処理事業実態調査に基づく数値）。小売店店頭での資源物回収も行われていますが、市による回収割合も現状値に近い 25% の維持を目指します。					

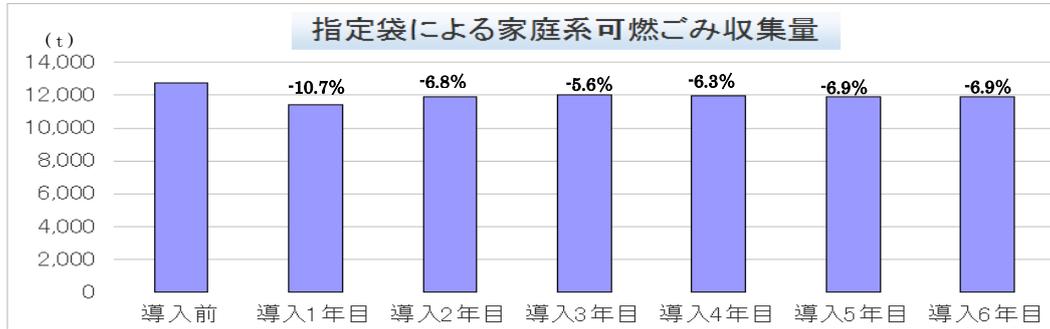
●施策の展開方向

- ① **ごみ問題への理解の向上** 市民が自発的にごみの減量に向けて行動するよう、出前講座の実施、広報紙やホームページの有効活用、わかりやすいチラシの作成・配布などにより、ごみの諸問題に関して様々な情報発信をするとともに、分別方法の周知・徹底を図ります。
- ② **リサイクル事情の周知徹底** リサイクルの現状をわかりやすく周知するため、企業に協力を得て、リサイクル工場の施設見学を取り入れた市民講座を開催します。
- ③ **ごみの減量化とリサイクルの推進** 市民に対する剪定樹木粉碎機貸出、剪定樹木のチップ化事業や生ごみ堆肥への補助事業を継続し、減量とリサイクルに結び付く施策を検討し、市民と協働して取り組める体制づくりを推進します。



■ **マルチング材** 雑草の防除、地温の安定、病害虫の発生抑制などを目的に、植物の周囲や遊歩道などに敷設する土壌被覆材。

写真・イラスト・データ



	導入前	導入1年目	導入2年目	導入3年目	導入4年目	導入5年目	導入6年目
期 間	H20.12 ~H21.11	H21.12 ~H22.11	H22.12 ~ H23.11	H23.12 ~H24.11	H24.12 ~ H25.11	H25.12 ~ H26.11	H26.12 ~H27.11
収集量 (t)	12,761.98	11,401.20	11,890.23	12,052.15	11,963.36	11,882.00	11,878.49

市街地・景観

- 1 駅周辺地区の整備
- 2 市街地の整備
- 3 地域特性を活かした景観づくり

1 駅周辺地区の整備

施策 271

<都市計画課・整備課・歴史まちづくり課・産業課>

●現状・課題

本市においても、車社会の進展や郊外型大型店舗の出店などにより、駅周辺の既存の商店街では、一時の賑わいが失われつつあります。こうしたことから、駅周辺は、今後とも地域の拠点として地域交通の利便性の向上を図るなど効果的な整備を進めていくことが求められています。

近年では、楽田駅及び羽黒駅の駅前広場を整備するなど各種整備を実施していますが、今後一層、駅を核とした魅力あるまちづくりを進めるためには、市民と協働でまちの活性化を図り、にぎわい創出に取り組む必要があります。

中でも、城下町地区を含む犬山駅西地区は、市の玄関口として犬山祭や犬山城のほか登録有形文化財など歴史的資源が数多く残っており、今後も歴史的なまちなみを保全することが必要です。

また、城下町地区の最寄り駅である犬山駅や犬山口駅から城下町地区に至る動線には来訪者などが安全に行き交うことのできる歩道や案内看板が統一されていないなど設備面が不十分な箇所もあるため、地域住民と合意形成を図りながら、来訪者を迎えるための適切な動線確保や誘導対策が求められています。

さらに、羽黒駅、楽田駅、犬山口駅周辺においても、駅周辺地区の活性化や市民の利便性の向上、歩行者などの安全確保に向け、住民との協働による整備を進める必要があります。

●目指す姿と目標指標

各駅が地域特性を活かした拠点施設としての機能を十分に発揮した利便性の高い駅となり、活力とにぎわいあふれる地域となっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆駅前広場の整備箇所数	箇所	2	2008年度	3	5
駅前広場が整備されている箇所数（市内駅数7箇所）。整備箇所の拡大を目指します。					

●施策の展開方向

①駅周辺の魅力づくり 商業地をにぎわいの核とするために、商業機能の充実を図るとともに、地域住民との協働によりまちづくりの課題などを検討しながら、生活拠点として市民交流の場や生活サービス提供の場の導入を進め、駅周辺の魅力づくりに取り組みます。

②来訪者に対応した駅周辺の整備推進 犬山口駅から城下町地区、犬山城への道路上の案内看板の整備など、来訪者を意識した駅周辺の整備を進めます。

③駅前広場及び駅周辺の整備推進 楽田駅や羽黒駅などにおいて、周辺の基盤整備を推進します。

●現状・課題

本市の市街化区域は、住居系用途地域が約 66%、商業系用途地域が約 11%、工業系用途地域が約 23%の割合となっています。市街化区域における都市的低・未利用地^{*}は市街化区域全体の約 10%となっています。

また、本市の人口は平成 20 年をピークに減少傾向にあります。そのため、土地利用ニーズに対応しつつ、拡大型から集約型まちづくりへの転換が求められています。

また、今後は、少子高齢化の一層の進展が見込まれることから、財源の確保に向けた地域経済基盤の確立と雇用機会の確保が重要であり、本市においても、羽黒・楽田地区（昭和 41 年～）、高根洞地内（平成 15 年～）の工業用地のほか、環境と調和した新たな工業用地の確保が求められています。併せて、まちの魅力向上に伴う新たな定住人口向けの宅地化などを想定した市街化区域内の都市的低・未利用地の有効活用も求められています。

また、市民が安全で快適な生活を送ることができるよう、既存市街地における地区計画^{*}区域内での計画的な一路線ごとの道路整備計画の立案、展開が必要です。

●目指す姿と目標指標

既成市街地の公共施設や生活利便施設などの既存ストックを活用し、その機能を維持、向上させつつ、計画的な都市基盤整備や土地利用が図られ、市民が安全・快適で住みやすい生活を送っています。また、新たな工業用地が確保され、優良企業の誘致や市内企業の工場拡張などが進み、活力のあるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆公共により整備された工業用地面積	ha	92	2009 年度	92	112
県及び市により整備された工業用地と地区計画の策定により整備された工業用地の合計面積。これまでの製造品出荷額等の伸び率を今後も確保するために必要な新しい工業用地の確保を目指します。					
◆地区計画区域内道路の整備率	%	0.0	2008 年度	2.7	12.0
地区計画区域内における道路の整備計画延長（5,772m）に対する整備済み延長の割合。整備済み延長の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

①**工業用地の確保** 土地利用計画のもとに新たな工業用地の確保を図り、環境と調和した工業団地の整備や企業誘致を進めます。

②**市街化区域内都市的低・未利用地の整備促進** 市街化区域内の都市的低・未利用地における無秩序な開発を防止し、特に一定規模以上の土地の宅地化を促進するとともに、貴重な緑などの保全も含めた土地の有効活用と公共施設の整備を推進します。



- 都市的低・未利用地** 道路、鉄道、水面などの公共空間以外で、駐車場、農地などのように、宅地などの都市的土地利用のかたちで有効利用されていない土地。
- 地区計画** 都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法。
- 土地区画整理事業** 公共施設が未整備な地域などにおいて、ある一定の区域を定めて、その区域内のそれぞれの土地から道路や公園などの公共施設用地や事業費に充当することにより、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。

写真・イラスト・データ

③計画的な土地利用の推進 地域の特性、住民ニーズに応じて、適切な用途地域や地区計画の活用などを検討し、計画的な土地利用を図っていきます。

●重点事業

市街化区域内都市的
低・未利用地の整備
促進の関連事業

土地区画整理事業により面的整備を図ることが困難であると判断される市街化区域内農地などについて、無秩序な開発を防止し、土地の有効利用と公共施設の整備を図るため「市街化区域内農地等の整備促進に関する指導要綱」に基づく申請による、面積が0.5ha以上1ha未満で、農地などを概ね70%以上有している地区の公共施設の整備を図ります。

●現状・課題

本市は、平成5年に犬山市都市景観条例を制定し、良好な景観形成のために独自の取組みを行ってきました。平成17年に景観行政団体*となり、平成19年に犬山市景観条例を施行し、犬山市景観計画（平成20年度～）を策定しました。さらに、平成21年に、地域における歴史的風致*の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づく犬山市歴史的風致維持向上計画（平成20年度～平成30年度）の認定を受けるなど、景観に対する取組みを進めてきました。

その一方で、歴史的価値の高い建造物と周辺市街地の良好な環境形成を図る城下町地区において、歴史的風致の観点から景観阻害要因となっている公共施設が立地しているなどの課題もあります。

今後も、犬山市景観計画の積極的な推進や良好な景観形成への取組みを通じ、市内のすべての地域が美しく、市民が将来にわたって住み続けたいと思えるようなまちになるように、市民・事業者、行政が協働で景観形成に取り組むことが求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山らしい良好な景観を創るため、市民や来訪者をはじめとした誰もが、市全域に広がる歴史的風致が市の共有財産であることを認識し、市民・事業者、行政などが一体となりそれぞれの役割を担いながら、景観を創り、守り、育て、これを後世に引き継いでいきます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆景観地区*数	地区	0	2009年度	0	1
景観地区に指定された地区数。景観形成促進地区*に指定された地区において、さらに積極的に良好な景観の形成を図っていくため1地区の指定を目指します。					
◆景観形成促進地区数	地区	6	2009年度	11	15
景観形成促進地区に指定された地区数。犬山市景観計画に定める城下町ゾーンにおいて期限を定め意欲的に良好な景観形成を推進する地区の増加を目指します。					

●施策の展開方向

①地域の特性を活かした景観づくり 犬山市景観条例、犬山市景観計画に基づき、それぞれの地域の特色や景観的特性を活かし、景観地区などの指定や良好な景観形成に著しく寄与する建造物の修景などに対する助成を行うなど、まちづくりを通じた景観づくりを進めます。また、犬山市歴史的風致維持向上計画を推進し、重点区域の拡大や見直しのほか、歴史的風致維持向上施設（道路、公園、歴史紹介施設などの公共施設）の整備を行います。

②城下町地区の景観保全と創造 城下町地区の景観保全と創造を図るため、歴史的建物の保全や復元整備、公共施設の移転・整備を促進します。

③市民参加の景観づくり 地域住民が誇りと愛着をもてるまちづくりを進めるため、市民組織の育成・支援に努めます。



■景観行政団体 景観法により定義される景観行政を司る行政機構。景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。

■歴史的風致 歴史まちづくり法では「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境」とされており、地域にある城、神社などの歴史的な建物や町屋などの町並みと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒などが一体となったもの。

■景観地区 都市計画法で定める地域地区のひとつであり、一定の区域内の建築物の姿、かたち、高さなどの制限を定めて、良好な景観の形成を図ろうとするもの。

■景観形成促進地区 犬山市景観計画の城下町ゾーンにおいて土地所有者等の合意を受けて、計画的かつ重点的に景観を創造し、又は保全する必要があると市長が認める区域。

道路・橋りょう

- 1 幹線道路の整備
- 2 生活道路の整備
- 3 安全な道づくり
- 4 橋りょうの整備

1 幹線道路の整備

施策 281

<都市計画課・整備課・土木管理課>

●現状・課題

経済の活性化、都市の健全な発展や市民生活の利便性向上に必要な役割を担っているのが道路であり、本市は広域幹線道路の国道 41 号が東西に横断し、南北に都市間連絡道として主要地方道春日井各務原線が縦断しています。

また、都市計画道路は、29 路線が決定されており、現在は富岡荒井線や楽田桃花台線などの整備を積極的に進めています。現在の都市計画道路整備率（平成 27 年度末）は、区画道路及び歩行者専用道路は 100%となっている一方で、幹線道路については、整備率が約 59%に留まっており、一部で朝夕に渋滞が恒常的に発生しています。

そのため、市街地への通過交通の流入軽減対策、鉄道との立体交差の整備を図るなど、さらなる道路整備が必要です。

また、車社会の進展と大型車両の増加により幹線道路の舗装の傷みが顕在化してきており、今後ますます幹線道路の適正な維持管理の推進が必要となります。

●目指す姿と目標指標

市街地内環状線や地域間交通軸など幹線道路が整備され、また、維持管理が行き届き、市民がより快適かつ安全で安心して移動でき、市民生活の利便性が高いまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2015 年度	2022 年度	2015 年度	2022 年度
◆都市計画道路（幹線道路）の整備率	%	52.5	2008 年度	58.8	65.0
都市計画道路（幹線道路）の総延長に対する整備済み延長の割合。整備済み延長の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

①都市計画道路等の整備推進と適切な維持管理 富岡荒井線（羽黒字高見交差点から字上小針交差点）、楽田桃花台線（市道富岡荒井・春日井犬山線から県道荒井大草線間）の整備を推進することで、市街地への流入軽減や渋滞の解消を図るとともに幹線道路の適切な維持管理に努め、良好な道路環境を保持します。また、必要に応じて、まちづくりの観点等から都市計画道路の見直しを検討します。

②広域的な交通軸の整備 名濃バイパス建設促進期成同盟会を通じて国への要望を行い、広域幹線道路である国道 41 号の拡幅事業や、地域高規格道路である名濃道路（自動車専用道路）の建設を促進します。また、国道 21 号と接続するため、木曾川に新しい架橋を要望していきます。

③都市間連絡道の整備 愛知県への要望を行い、市の南北軸となる主要地方道春日井各務原線及び岐阜県多治見市とを結ぶ主要地方道多治見犬山線などの建設を促進します。

写真・イラスト・データ

●重点事業

富岡荒井線道路整備事業	市の南北市街地を連絡する本路線の羽黒高見交差点から県道大県神社線に至る区間を整備し、消化活動困難地域の解消や交通の緩和及び地域の発展を図ります。
楽田桃花台線道路整備事業	市南部地域の交通需要に対応するため、市道富岡荒井・春日井犬山線と 県道荒井大草線 間の東西交通軸である大口桃花台線を整備し、渋滞緩和や歩行者などの安全を確保します。

●現状・課題

生活道路は、市民生活の日常を支える最も身近で重要な生活基盤であり、災害時などは安全な避難路への導線となっています。

しかし、既成市街地内においては、道路境界まで建物が建ち並び、災害時に建物が倒壊し通行できない恐れのある地域もあり、緊急車両が通行可能な道路幅員を確保することが求められています。

また、災害時だけでなく、日常生活を送る上でも、歩道の設置など人にやさしい街づくりに対する要望は高く、道路の拡幅や歩車道分離など利便性の向上や街路灯の設置など安全・安心で快適な環境空間の形成に向けた道路整備の推進が求められています。

●目指す姿と目標指標

市民生活に密着した身近な道路として安全性確保のための良好な維持管理とともに、歩行者や自転車と自動車が共存し安全かつ快適に利用できるよう、歩道・車道を新設、拡幅するなど道路環境が整っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆犬山市の道路は徒歩や自転車で安全・快適に通行できると思う市民割合	%	20.9	2010年度	24.7	30.0
市民意識調査で『市内の道路は、徒歩や自転車で安全・快適に通行できると思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。現状値の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①生活道路の新設・拡幅の整備 地区の要望に基づき、生活道路の現状と課題を把握し、地区にあった生活道路の新設・拡幅整備を推進します。
- ②交通安全施設の整備 反射鏡や区画線などの交通安全施設を整備するとともに、必要に応じて信号機の設置や交通規制の実施を関係機関に要請します。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市では、急速に高齢化が進んでいるなか、高齢者や障害者はもちろん、歩行者の誰もが安全で安心して歩くことができるような環境が求められています。そのため、反射鏡などの安全施設が設置された交差点や段差が解消された歩道など、歩行者が安全で安心して通行できる歩行空間を目指し整備を進めています。

また、近年は、歩くことを通じた健康維持などのための遊歩道の設置や潤いある道路空間なども求められるようになってきています。そのため、歩車道が分離された都市計画道路の歩道など、歩行者空間のネットワーク化の形成とともに修景に配慮した道づくりが必要となっています。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

通学路をはじめ市民生活に密着した身近な道路の安全性が確保され、歩行者や自転車と自動車が共存する安全かつ快適に利用できる道路環境が整っています。また、駅や公共施設周辺道路が、ネットワーク化され、景観に配慮された歩行者空間として整備され、市民が散策しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度	2015年度	2022年度
◆ウォーキングトレイル事業整備率	%	3.0	2009年度	74.0	100.0
ウォーキングトレイル事業（五条川左岸堤防を利用した遊歩道 2.96km）の整備済延長／整備計画延長。整備計画延長すべての整備完了を目指します。					

●施策の展開方向

- ①歩行空間の創出とバリアフリー化の推進 歩行空間が確保されていない道路や市街地での歩行空間としての用地確保が困難な箇所においては、路側帯のカラー化など簡易的な手法により歩行空間を視覚的に創出するとともに、道路から歩行者の通行に障害をなくすなどバリアフリー化を進めます。
- ②交通安全施設の整備 街路灯や反射鏡、区画線などの交通安全施設を整備するとともに、必要に応じて信号機の設置や交通規制の実施を関係機関に要請します。
- ③五条川左岸堤防を利用した遊歩道の整備 新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までを結ぶ五条川の左岸堤防を利用した遊歩道の整備を推進します。

●重点事業

歩道整備事業(ウォーキングトレイル事業)	健康づくりをするための遊歩道を、新郷瀬川と五条川の分流地点から大口町との市境までの総延長 2.96km の五条川沿い左岸堤防を整備します。
----------------------	---

●現状・課題

市民生活の日常を支える最も身近で重要な道路施設の一つである橋りょうは、拡幅及び歩車道分離など利便性の向上や安全性の向上はもちろんのこと、災害時などには安全な避難路としての重要な施設であり、本市では地震時に落橋せず緊急車両などが安全に通行できるよう耐震化が必要な橋りょうについてこれまで耐震対策を進めています。

平成 26 年度に道路法が改正され、長寿命化を図る対象橋りょうが橋長 2 メートル以上となり、対象橋りょう数が増大するとともに、5 年に 1 回の橋りょう点検が義務付けられました。個々の橋りょうに対して最も効率的・効果的な修繕計画を立て、計画的に実施することで、橋りょうの延命化や修繕・架け替えに係る費用の縮減につなげていくことが必要です。

また、県が実施する災害対策事業の新郷瀬川などである河川改修工事に併せて市管理の橋りょうについて計画的に改築することで万一の災害時においても安全・安心な避難路として利用できることが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民生活に密着した身近な生活道路の新設・拡幅に伴う橋りょうの新設・改築や橋りょうの長寿命化計画による定期的な点検に基づく修繕・改築（架け替え）が実施され、橋りょうの安全性が確保され、万一の災害時においても安全・安心な避難路として利用できるまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2009 年度	2015 年度	2022 年度
◆改築計画橋りょうの整備率	%	6.0	2009 年度	55.6	100.0
県が実施する新郷瀬川などの改修工事に伴う改築計画における改築済み橋りょうの割合。計画的に改築を実施することで 100% を目指します。					
◆長寿命化修繕計画による修繕箇所数	%	0	2009 年度	1	8
長寿命化修繕計画を策定した橋りょうに対する修繕済み橋りょうの数。建設後 50 年以上を経過した橋りょうの修繕を計画通り実施します。					

●施策の展開方向

- ①橋りょうの改築 車が通れないような狭い生活道路の拡幅及び道路新設改良に伴う橋りょうの改築・新設、また、県管理の一級河川（新郷瀬川・郷瀬川・合瀬川）や砂防河川の改修工事に伴う橋りょうの改築などで整備の推進を図ります。
- ②橋りょうの長寿命化対策の推進 橋長 2 メートル以上の橋りょうにおいて長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づいた定期点検や修繕などの維持管理を実施し、延命化を図ります。

写真・イラスト・データ

公共交通

- 1 鉄道の利便性の向上
- 2 バスの利便性の向上

1 鉄道の利便性の向上

施策 291

<地域安全課>

●現状・課題

車社会が定着し、子どもや高齢者など車を利用できない人にとって、公共交通は日常生活を支える重要な役割を担っています。また、地球環境への負荷軽減といった環境面からも、公共交通の重要性はますます高くなっています。

本市は、名古屋鉄道の3路線（犬山線・小牧線・広見線）が通り、便数も多く、小牧線の一部は単線であるものの、その他の路線は全線複線化されており、名古屋市や岐阜市へ大変至便な環境にあります。また、市内には7つの駅が設置されていますが、中でも犬山駅はターミナル（結節点）として、鉄道のみならず、バス、タクシーの拠点でもあることから**多数**の利用者があり、利便性向上のため、平成22年にはエレベーターの設置が完了し、駅のバリアフリー化にも努めています。

また、平成24年度に楽田駅東広場整備、平成25年度に羽黒駅西広場整備を実施し、利便性の向上を図りました。今後は、羽黒駅、楽田駅、犬山口駅の駅周辺地区の活性化や歩行者などの安全確保などのため、駅周辺の整備を推進するとともに、引き続き、鉄道交通の利便性を活かした輸送能力の強化や輸送サービスの向上を図っていくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

名鉄小牧線が全線複線化されるなど、鉄道交通の輸送機能や輸送サービスが強化され、利便性が高く、多くの市民が鉄道を利用するまちなっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆鉄道利用者（乗降人員）	人	25,838	2009年度	26,800 (H24)	26,200

市内全駅での1日当たりの鉄道利用者（乗降人員）数。各駅周辺の活性化や輸送サービスの向上などを図ることで、現状値26,000人前後の維持を目指します。

●施策の展開方向

①**主要駅の機能強化** 羽黒駅、楽田駅、犬山口駅の駅周辺地区の活性化事業に合わせて、バリアフリー化を推進するとともに、駐輪場の整備を進めます。

②**輸送機能の強化や輸送サービスの向上** 本市をはじめ、江南市、小牧市など4市2町で構成される尾北地区広域交通網対策連絡協議会などを通じて、国や県などの関係機関への要望を行い、名鉄小牧線全線複線化を促進します。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

バス交通は、住民の最も身近な交通手段としての役割と鉄道を補完し市内の公共交通網を構成する役割を併せて担ってきましたが、近年は、車社会の定着などにより、利用者が減少し、民間事業者も路線バス事業から撤退していくようになりました。そのため、本市においては、平成 12 年度より、既存の公共交通機関が存在しない交通空白地に在住する高齢者や自ら交通手段を持たない交通弱者に対するサービスとして、主要な公共施設や市街地などへ移動する手段となるコミュニティバス※の運行を 4 路線から開始しました。

平成 25 年 11 月からは、バスを 3 台増車し、5 台 8 路線による新運行を開始しました。

乗車人数も平成 27 年度は 84,091 人となり、導入前の平成 21 年度の 23,480 人と比べて約 60,000 人増加しました。

今後は、「まちづくり」の視点から地域公共交通全体の在り方を検討し、地域性や市民ニーズ等を考慮した上で、交通手段の一つとしてコミュニティバスを考えていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

効率的、効果的にコミュニティバスが運行され、交通空白地が解消し、誰もが安心して利用できる親しみ深い移動手段になっています。また、必要に応じて新たなバス運行の検討や導入も進んでいます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆コミュニティバスの利用者数	人	23,480	2009 年度	84,091	85,000
コミュニティバスの年間利用者数。地域公共交通として最適な方法により利用者数が約 3.6 倍に増加することを目指します。					

●施策の展開方向

- ①コミュニティバスの効果的な運行 現行運行に対する様々な意見や要望に対してアンケートや意識調査を行い、利便性の向上に向けてダイヤ、運行路線、運行形態などを常に見直し、市民ニーズに合った運行を図るほか、広報紙などでコミュニティバスの運行を PR し、利用者の拡大を図ります。
- ②コミュニティバスの運営・運行形態の点検と新たなバス運行の検討 交通空白地に対して地域の実情に応じた地域公共交通運行を検証します。また、市民ニーズを捉え、費用対効果を考慮し、利用者の利便性向上を図り、市民が満足いく新たなバス運行の検討も行います。

●重点事業

コミュニティバスの運営・運行形態の見直し事業	高齢化が進展する中で、交通弱者の移動手段として使いやすいコミュニティバスの運行を目指し、利用実績やアンケート調査などによるニーズ把握を行い、常に見直しを実施し、利便性の向上を図ります。
------------------------	--

■コミュニティバス 自治体や地域共同体が、地域住民の移動手段を確保するために運行するバス。

住宅・宅地

- 1 住宅・宅地の供給
- 2 良好な住環境の形成

1 住宅・宅地の供給

施策 301

<都市計画課>

●現状・課題

本市では、これまでに8箇所の土地区画整理事業※の施行により約140haが整備され、また、市街化調整区域では大規模住宅団地が造成され、多くの宅地を供給してきました。

しかし、少子高齢社会の進展の中で、宅地需要の高い年齢層の著しい人口増加が見込めない状況においては、土地区画整理事業などによる宅地供給の可能性は低くなるものと考えられます。

しかしながら、市街化区域内においては、都市的低・未利用地※を活用した民間宅地開発が実施されるとともに、今後増加が予想される空き家についても平成27年度に策定した「空家等対策計画」に基づいて流通促進や利活用を積極的に図ることによって、バランスの取れた住宅供給を行うことも求められます。

一方で、低廉な家賃で住宅を供給するため、昭和25年～昭和34年に建築した8箇所の市営住宅を維持管理していますが、建設から50年以上を経過した木造住宅であり、老朽化が著しいため、移転集約化を図りながら、団地毎の方針に基づいた活用を推進していきます。

●目指す姿と目標指標

低未利用地や空き家の活用により、適切な住宅供給を目指すと共に、公営住宅についても移転集約され、誰もが安心して生活できる住宅が供給されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆空家バンクの成約件数 「空家等対策計画」に基づき空家等の流通促進のために設置した「空家情報提供サイト(空家バンク)」の積極活用を図りながら、成約件数の増加を目指します。(年間5件を目標)	件	新規	2016年度	0	30
◆集約化により廃止した市営住宅団地数 「公営住宅の取り組み」に基づき市営住宅の集約を図るため、移転等により小規模団地の廃止を目指します。	団地	0	2009年度	1	3

●施策の展開方向

①空家家の流通促進 所有者に対して住宅活用に関する情報提供を行うことにより、空き家を資源として認識してもらうよう啓発を行いながら、「空家情報提供サイト(空家バンク)」を活用することで流通の促進を図ります。

②市営住宅の適切な維持管理 市営住宅の適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、老朽化した市営住宅については、将来需要を見据えて、建替えや複合化などの検討を図ります。小規模な団地は、集約移転を行い廃止することにより、それらの用地を、公共施設用地としたり、売却したりするなど、計画的な活用を図ります。



用語解説

■土地区画整理事業 公共施設が未整備な地域などにおいて、ある一定の区域を定めて、その区域内のそれぞれの土地から道路や公園などの公共施設用地や事業費に充当することにより、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。

■都市的低・未利用地 道路、鉄道、水面などの公共空間以外で、駐車場、農地などのように、宅地などの都市的土地利用のかたちで有効利用されていない土地。

●現状・課題

本市では、大規模住宅団地において、事業者や住民の合意形成により地区計画※制度を導入し、建築物の高さや用途制限などを実施し、良好な住環境の保全、形成を図っています。住宅団地以外の地区計画区域においても、区域内道路について、一路線ごとの道路整備計画を立案し、道路拡幅を進めていくことなどの取組みを引き続き進めていく必要があります。

また、地震への対策としては、平成 27 年度に第 2 次犬山市建築物耐震改修促進計画（～平成 32 年度）を策定し、既存住宅の耐震診断及び耐震改修に関する施策や基本的な方針を示し、耐震化を進めています。中でも、昭和 56 年 5 月末以前に着工した民間木造住宅は、地震による建物倒壊の恐れがあることから、特に耐震化率の向上を図っていく必要があります。

さらに、本市では、犬山市建築設計事務所協会などと連携して「住宅相談」を行っており、市民が住宅に対して抱える不安を解消し、住宅耐震化・空き家の解消・定住の促進について啓発や相談を続けていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

地区計画制度の誘導などにより、豊かでゆとりある住まいと、良好で安全な住環境づくりが進んでいます。また、市内建築物の耐震化が進み、災害に強いまちになっています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2007 年度	2015 年度	2015 年度	2022 年度
◆住宅の耐震化率	%	76.0	82.6	82.6	95.0
住宅の耐震化率。犬山市耐震改修促進計画に基づき、耐震性を満たす住宅が 95%となることを目指します。(参考：平成 25 年現在 住宅総数 25,690 戸)					

●施策の展開方向

①地区計画による住環境形成 新規の大規模住宅団地において、事業者や住民との合意形成による地区計画制度の導入を促進し、建築物の高さや用途制限などを実施します。既存の住宅団地以外の地区計画区域においては、住宅などの建替え時における用地の取得を引き続き行い、地区計画内の道路拡幅整備工事を推進し、良好な住環境の保全、形成に努めます。

②良好な住環境の形成 住宅の安全性の向上を図るため、市内の住宅事業者との連携により、民間木造住宅に対する耐震診断や昭和 56 年 5 月末以前に着工した民間木造住宅を対象とした耐震改修補助を行い、耐震化の促進を図るほか、関係機関と連携した「住宅相談」を実施し、市民の安全な家づくりの指導・相談を行います。

●重点事業

民間木造住宅耐震改修補助事業	住宅の安全性の向上を図るため、昭和 56 年 5 月末以前に着工した耐震性の低い民間木造住宅を対象に耐震改修補助を行い、耐震化を促進します。
----------------	--



用語解説

■地区計画 都市計画法に定められた制度で、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村が連携しながら、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための手法。

上水道	1 水道施設の整備と維持管理 2 安全でおいしい水の供給 3 効率的な事業運営
-----	---

1	水道施設の整備と維持管理	施策 311
		<水道課>

●現状・課題

本市の上水道は、昭和7年に給水を開始して以来、使用者に良質な水を安定的に供給するために、昭和26年より5期にわたる水道施設の拡張や統合を行って今日に至っています。一方、既存の水道施設は、簡易水道から引き継いだものに加え、昭和40年代から50年代にかけて造成された大規模住宅団地の管路についても老朽化が進んできています。現在は、犬山市水道ビジョン※（平成21年度～平成30年度（2018年度））などに基づいて、災害時においても常に安定して給水ができるように耐震化も含め、老朽化した管路の布設替を毎年実施しているほか、浄配水施設の更新改良事業なども行っています。

しかし、今後、管路及び浄配水施設の老朽化が急速に進行することから、今まで以上に、老朽管布設替事業や浄配水施設の更新改良事業を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

老朽化した管路及び浄配水施設の更新改良が進み、市民に対して安全な水が安定して供給されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		5.9	2009年度	2015年度	2022年度
◆年間配水管布設替延長	km			6.8	7.5
年間の配水管布設替延長。水道ビジョンの目標値を上回る7.5kmを目指します。					

●施策の展開方向

①老朽管の布設替・浄配水施設の更新改良の推進 日常生活だけでなく、災害時であっても常に安定した給水が可能となるよう、「犬山市水道ビジョン」などに基づき、計画的な整備と改良を進めます。

●重点事業

老朽管の布設替・浄配水施設の更新改良事業	水道水を安定して供給し続けるために、老朽化した管路及び浄配水施設の計画的な更新を行い、災害時においても安全な水が安定して供給できるよう更新改良事業を進めます。
-----------------------------	---



■水道ビジョン 水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、その実現のための具体的な施策や工程を包括的に示したものの。

用語解説

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市の水道供給は、自己水^{*}である羽黒、城東、楽田、楽田東部の各地下水系及び木曾川表流水の白山水系と愛知県営水道から受水する県水系からなっています。

これらの水道供給施設については、平成 14 年度に水質に関する危機管理マニュアルを策定し、平成 20 年度には水道供給施設への侵入防止を目的としたセキュリティ設備を設置しました。また、厚生労働省の登録機関による詳細な水質検査の実施や浄水場等運転管理業務委託業者による日常的な管理によって、安全な水を供給できる施設として維持管理を行っています。

市民がいつでもおいしく安心して利用できる水道水を安定的に供給することは、市民の健康を維持する上で最も重要です。

今後も、水質検査計画に基づき、水質管理の強化を図り、水源から給水栓に至るまでの水の安全性を確保し、また、引き続き地下水系や白山水系など自己水の効率的な活用を図ることが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民がいつでもおいしく安心して水道水を利用できるまちになっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
			2015 年度	2022 年度
◆自己水率	%	42.7	37.4	38.0
年間自己水配水量／年間総配水量。給水区域の見直しにより自己水率の確保を図り高め、目標年次において自己水率 38%の確保を目指します。				

●施策の展開方向

①水質管理の強化 水質管理は、市民の健康を維持する上でも最も重要なことであり、水質検査計画に基づき、市民がいつでもおいしく安心して利用できる水道水を供給するため、適切な水質検査に努めます。

②自己水の有効活用 災害時においても安定した給水ができるよう、自己水の維持管理を適切に行い、最大限の有効活用を図ります。



■自己水 犬山市が自前で生産した上水道。

用語解説

写真・イラスト・データ

●現状・課題

本市の水道事業は、水道使用者からの水道料金により事業運営を行っており、常に効率的な経営を行っております。その1つとして、平成12年度から浄水場などの運転管理業務、平成15年度から料金徴収業務について外部委託を進め、経費の削減に努めています。

一方、施設や管路については老朽化が進み、今後の施設更新や耐震化事業が、将来の水道事業に影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため、今後の施設などの更新や耐震化が計画的に実施できるよう、将来を見据えた効率的な事業運営と安定的な経営が求められています。

●目指す姿と目標指標

計画的な施設などの更新や耐震化と安定的な経営がなされ、効率的に水道事業が運営されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2010年度	2015年度	2022年度
◆年間有収率*	%	88.6	2009年度	88.7	92.6

年間有収水量／年間配水量。水道ビジョン*の計画値を目指します。

●施策の展開方向

- ①有収率の向上及び環境への配慮 経営基盤の強化を図るため、市内を計画的に調査し、漏水箇所の修繕により、有収率の向上を図り、水道事業の効率化に努めます。また、この取組みにより電力消費量の抑制をし、地球温暖化防止など環境改善も推進します。
- ②業務の効率化 水道事業は水道料金で運営していることから、無駄を省いた経営を行う必要があり、システムなどの改善や民間への一部業務委託の継続などにより、効率的な経営を図ります。
- ③水道施設整備の計画的な更新 計画的に施設などの更新や耐震化を図るとともに、将来の水需要や経済性などを勘案し、効率的な水道施設の更新を図ります。



- 用語解説
- 有収率 給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。
 - 水道ビジョン 水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、その実現のための具体的な施策や工程を包括的に示したものの。

写真・イラスト・データ

下水道	1 公共下水道の整備 2 公共下水道施設及び農業集落排水施設の適切な維持管理 3 下水道事業の健全経営
-----	---

1	公共下水道の整備	施策 321 ＜下水道課＞
---	----------	------------------

●現状・課題

本市の公共下水道は、平成元年に供用を開始して以降、整備を進め、五条川左岸処理区（計画面積 1,320ha）については、平成 21 年度末で 882.8ha を整備し、市街化区域の整備は完了しました。

また、五条川右岸処理区（計画面積 258ha）については、平成 17 年度より事業着手し、平成 21 年度末までに 57.8ha の整備を行いました。

しかし、下水道人口普及率は、57.4%に留まっており、全国平均の 73.7%を下回っています。

下水道整備は生活環境の改善と、公共用水域の水質保全を図るための重要な都市基盤であることから、特に全域が市街化区域で、住宅が密集する五条川右岸処理区については、汚水管きよの早期整備を進める必要があります。

●目指す姿と目標指標

五条川右岸処理区の 70%（180ha）の整備が完了し、五条川左岸処理区の整備完了済の区域と合わせ、約 5 万人の市民が下水道を使えるまちになっています。

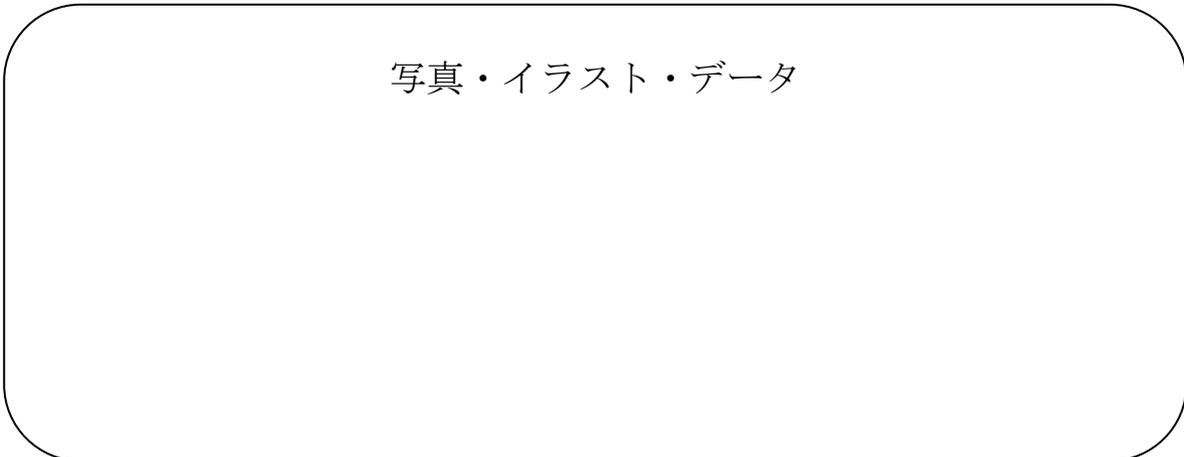
目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆五条川右岸処理区下水道人口普及率	%	19.7	2009 年度	56.6	88.0
右岸処理区の全人口に対する右岸処理区整備完了区域内の人口割合。人口普及率 88.0%の達成を目指します。					

●施策の展開方向

①五条川右岸処理区の整備促進 流域幹線の整備に合わせて下流域の上坂地区、橋爪・五郎丸地区、上野地区、三笠地区の整備促進を図ります。また、右岸処理区全域の事業認可の取得を行います。

●重点事業

五条川右岸処理区 の整備事業	流域幹線の整備により橋爪・五郎丸地区 56ha、上野地区 23ha、三笠地区 7 ha の整備を行います。
-------------------	---



●現状・課題

本市では、公共下水道施設及び農業集落排水施設の円滑な機能を保持するために、維持管理 工事として更生工事、部分補修工事、人孔補修工事や管きよの清掃を実施しています。また、マンホール蓋の取替工事による長寿命化も行い、施設の適切な維持管理を行っています。

しかし、楽田地区においては、管きよの建設後 30 年を迎え、長者町団地地区においては、管きよの建設後 40 年を迎えようとしています。これらの老朽管については、調査を実施し、必要に応じて、更新、補修工事を行っていく必要があります。

公共下水道施設及び農業集落排水施設に起因する道路陥没や、マンホールポンプの機能停止による事故などは市民生活に直接影響を及ぼします。そこで、汚水処理機能の保持を図るため、公共下水道施設及び農業集落排水施設の計画的な点検・管理を行うことにより、施設の長寿命化を図り、管きよ破損などに起因する事故を未然に防止することが必要です。

また、接続後の事業場排水の定期水質検査を実施し、適切な水質基準での排水を指導していく必要があります。

●目指す姿と目標指標

公共下水道施設及び農業集落排水施設の適切な管理、計画的な補修が行われ、管きよ破損などによる汚水処理機能の停止がなく、市民が快適に下水道を使用しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度	2015 年度	2022 年度
◆不明水率	%	26.0	26.0	26.0	20.0
地下水、雨水などの下水道管きよへの侵入率。国の下水道設計指針に基づき、不明水率 20%の達成を目指します。					

●施策の展開方向

①修繕計画に基づく計画的な維持管理 管きよやマンホールの点検、調査を行い、不良箇所については、計画的に修繕工事を実施し、道路陥没事故や管きよ閉塞による機能停止を未然に防ぎます。また、マンホールポンプの長期修繕計画を作成し、計画的に修繕を行うとともに、保守・点検を定期的に行います。

②排水への意識啓発 有害物質を排水する事業所については、排除基準に基づき、除外施設の設置を指導し、毎月水質検査を実施します。特に水質基準を上まわる事業所については、指導勧告を行います。

③入鹿浄化センターの適切な維持管理 入鹿浄化センターの運転業務を委託し、定期的に保守・点検を行い適切に運転管理します。また、長期修繕計画を作成し、計画的に修繕工事を行い、浄化センターの延命化を図ります。

●現状・課題

下水道事業を継続的に行っていくためには、健全な経営状態を維持することが不可欠となります。下水道事業の健全経営に向けては、整備を行った地区の水洗化率を上げ、安定した使用料収入を得ることが必要です。本市における水洗化率をみると、平成 27 年度末で 83.8%となっており、約 15%程度の世帯や事業所が、下水道に接続していない状況です。今後、未接続の世帯や事業所に対しては、面談やチラシ配布によるPR活動を積極的に進め、接続促進を図っていく必要があります。

一方で、近年の節水型機器の普及や節水意識の向上により、1世帯当たりの下水道使用量は減少傾向にあり、接続件数が増加しても使用料収入は伸びにくい状況になっています。使用料収入は、下水道施設の修繕工事や県への維持管理負担金にあてられることから、これらの収入が著しく不足すると、下水道施設の適切な維持管理に支障をきたす恐れもあります。

そのため、下水道使用料の着実な徴収を実施するとともに、市の財政に負担が少なくなるよう適正な事業計画において事業を進めていくことが求められています。

また、平成 30 年度を目標に、下水道事業に公営企業会計を適用させ、経営状況の把握に努めます。

●目指す姿と目標指標

下水道事業が健全に経営され、下水道施設の維持管理が計画的に実施されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2015 年度	2022 年度	2015 年度	2022 年度
◆水洗化率	%	84.1	2009 年度	83.8	87.0
下水道整備区域内人口に対する下水道へ接続し水洗化した人口の割合。同等規模人口の全国平均 87%の達成を目指します。					

●施策の展開方向

①未接続世帯、事業所の接続促進 下水道整備により、供用開始した区域には、早期に下水道へ接続してもらうため、各世帯や事業所へ訪問等による接続依頼を行い、接続を促進することにより収入原資の増加を図ります。

②下水道使用料の徴収 下水道使用料について、支払い方法の簡略化や、未収納な世帯への督促の強化を図るなどにより、着実な徴収を行い、収納率の向上を図ります。

写真・イラスト・データ

学校教育

- 1 幼児教育の充実
- 2 義務教育の充実
- 3 教育施設の整備・充実

1 幼児教育の充実

施策 331

<学校教育課>

●現状・課題

幼稚園は、学校教育の始まりの幼児期を担う教育施設です。とりわけ幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期と位置づけ、教育内容を一層充実していくことが求められています。市内には私立4園・公立1園の幼稚園があり、中でも、公立の幼稚園である犬山幼稚園と子ども未来園（公立の保育園）が連携し同じカリキュラムで保育をするなど教育内容の充実を図っています。私立幼稚園では、それぞれの特徴を活かしながら、教育内容の充実を図っています。

近年、幼稚園においても保護者の経済自立や自己発揮のため、就労する母親が増えており、預かり保育（延長保育）を実施している園もあり、保護者の労働時間に合わせて対応しています。

しかし、家族の介護や授業参観などによる就労以外の預かり保育利用者も増えており、様々なニーズに合わせた受入れができるように、預かり保育の拡充が求められています。また、保護者の要望に応じて特別支援教育*を実施している園もありますが、今後も一人ひとりに合わせた支援計画を作成するなど、特別支援教育の充実を図ることが必要です。

●目指す姿と目標指標

整備された施設で、質の高い幼児教育が実践されているとともに、園行事などに保護者や地域の人々が計画的に参加できる環境が整い、子どもたちが多くの人に見守られ心豊かに成長しています。また、預かり保育や特別支援教育の充実が図られ、保護者が安心して子育てをしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2010年度	2015年度	2022年度
◆預かり保育利用者数（犬山幼稚園） 預かり保育利用者の年間延べ人数。利用者が増加傾向にあるため、保護者の様々なニーズに合わせ利用しやすい条件を整えて積極的に受け入れ、子育てを支援していくために利用者の増加を目指します。	人	839	2009年度	1,238	1,200
◆特別支援児受入れ数（犬山幼稚園） 実際に特別支援児として受入れている園児の数。対象児の入園希望者が増加傾向にあるため、保護者の要望に応え、条件を整えて受け入れの枠を広げ、入園児の増加を目指します。	人	1	2010年度	7	7

●施策の展開方向

- ①**保育サービスの充実** 預かり保育の拡充、特別支援教育の充実を図ります。育児相談を受ける際の慎重な対応や専門機関との連携強化、未就園児親子への園庭開放など保育サービスの充実を図ります。
- ②**教師の資質向上** 幼児一人ひとりの発達過程に即した教育内容を充実するため、課題研究への取組みや研修などへの参加、専門知識や保育技術の習得を支援するなど、教師の一層の資質向上を図ります。
- ③**幼保小連携の推進** 子ども未来園、犬山幼稚園では、幼保共通のカリキュラム*に基づき、すべての園児に同一内容の養護・教育を実施し、発達や学びを小学校教育へつなげていきます。また、公立・私立の保育園、幼稚園及び小学校が合同で研修を行ったり、相互に情報交換を行ったりするなど、幼保小の連携を進めます。



- 特別支援教育** 障害のある子どもの自立などに向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行うもの。
- 幼保共通のカリキュラム** 幼稚園と保育園の一体化を推進するにあたり、子ども未来園、犬山幼稚園が「乳幼児期の教育」という観点から共通の教育・保育の指導目標、内容をまとめたもの。

●現状・課題

義務教育のねらいは「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」にあります。本市では、「自ら学ぶ力」を重要な柱と位置づけ、「犬山の子は犬山で育てる」という考えのもとで、すべての子どもの人格形成と学力保障を目指し、少人数学級や少人数授業、ティーム・ティーチング※、2学期制の導入、学び合いの授業づくり、地域の素材を生かした学習の展開など、様々な取組を進めてきました。

こうしたなか、小学校では平成 32 年度（2020 年度）、中学校では平成 33 年度（2021 年度）から新学習指導要領が全面実施され、「何を学ぶか」以上に「どのように学ぶか」を重視し、育成すべき資質や能力を育む観点から学習評価の充実が求められます。外国語活動が小学校 5・6 年生では教科として「英語」となり、3・4 年生から外国語活動が実施されます。また、小中学校ともに「道徳」が特別な教科として位置づけられ、よりよく生きるための道徳性を養うことが目標とされます。

こうした新しい学習指導要領に対応しながら、これまでの犬山の教育を深化・発展させていくことが求められます。

●目指す姿と目標指標

学校に学びの文化が根つき、子ども同士、教師と子ども、教師相互の豊かな人間関係が地域社会と一体となって生まれ、幅広い人間性と学力の形成、教師の資質・能力の向上が図られることにより、学校が活性化しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		小	中	2015 年度	2022 年度
◆保護者の学校教育に対する満足度	%	65.7	66.4	調査中	85.0
保護者に対するアンケートで『学校教育に対して満足していますか。』の設問に対し、「はい」と回答した保護者の割合。現状値の上昇を目指します。					
◆学校を楽しんでいる児童・生徒の割合	%	74.7	73.1	81.2	95.0
児童・生徒に対するアンケートで『学校を楽しみますか。』の設問に対し、「はい」と回答した児童・生徒の割合。現状値の上昇を目指します。					

●施策の展開方向

- ①**特色ある学校づくり** 保護者や地域の理解を得ながら、学校、家庭、地域が一体となった教育活動を展開するとともに、学校内、学校間の授業研究を深め、教師の資質向上と日々の学び合いの授業を充実し、特色ある学校づくりを進めます。
- ②**特別支援教育※の充実** 学校と特別支援教育に関わる関係機関との連携を密にし、特別支援教育支援員を配置するなど障害を持つ児童生徒の自立を図る支援を進めます。

●重点事業

特色ある学校づくり事業	英語指導講師や常勤講師・非常勤講師を配置し、少人数学級、少人数授業・ティーム・ティーチングを展開するとともに、副教材の作成・活用などを通して、学び合いの授業を中心にした子どもを主体とした授業づくりを図り、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めます。
-------------	--

■**ティーム・ティーチング** 複数の教師が協力して行う授業方式の一つ。

■**特別支援教育** 障害のある子どもの自立などに向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行うもの。



用語解説

●現状・課題

本市には、現在公立の小学校 10 校、中学校 4 校、幼稚園 1 園の 15 施設があり、校舎（園舎）、体育館、給食室、運動場、プール、クラブハウス、遊具、給排水設備、電気設備など、その施設は多岐にわたっています。それらの施設は、昭和 30 年代から 50 年代に建設されたものが多く、築後 30 年から 50 年が経過し老朽化が著しくなっています。

今後、大規模な地震による被害が懸念されますが、体育館や校舎については、羽黒小学校の改修・改築事業が完了し、全小中学校の耐震補強は完了しました。しかしながら、その他の施設については、様々な故障や不具合が報告されており、建物については、雨漏りや壁の亀裂などが多くなっています。

今後は、教育ニーズや情報の高度化に伴う学習環境の多様化といった課題と照らし合わせながら、これら施設の維持・整備を進めていくことが必要です。

また、近年子どもの体力低下が叫ばれるなか、体育施設の維持、充実についても重要となってきています。

●目指す姿と目標指標

老朽化した校舎や施設の全面的な改修や改築が行われ、園児や児童生徒が安全に教育を受けることができ、地域住民も快適に利用できる環境が整っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆老朽校舎改修箇所数 耐用年数を超えているなど老朽化が進んでいる校舎を対象に、羽黒小学校の改修・改築工事が終了後、施設の状況に合わせて計画的に改修等を実施し目標値の達成を目指します。	箇所	0	2009 年度	2	9
◆老朽付属建物等改修箇所数(体育館・プールなど) 耐用年数を超えているなど老朽化が進んでいる付属建物（体育館・プール・給食室・クラブハウス）を対象に、施設の状況に合わせて計画的に改修等を実施し目標値の達成を目指します。	箇所	0	2009 年度	7	11
◆太陽光発電設備設置箇所数 太陽光発電設備が未設置な小学校（9 施設）を対象に、年間 1 校を目途に設置し目標値の達成を目指します。	箇所	4	2010 年度	11	14

●施策の展開方向

- ①**教育施設の整備** 園児や児童生徒が 1 日の大半を過ごす学習の場、生活の場である小中学校や幼稚園の施設は、学習環境の多様化に適応できるよう、耐用年数などの状況に応じて整備を行います。
- ②**環境に配慮した施設づくり** 太陽光発電設備や、学校建物の外側に植物を生育させ、建築物の温度上昇抑制を図る事業を実施するなど、子どもが学校生活の中で身近に自然科学を学べる環境を整備します。
- ③**時代に合った学校の利用** 少人数授業や総合学習など様々な授業形態に即した教室の利活用を推進し、きめ細かな学習を目指します。また、調理室や会議室を地域に開放し利用を促進することで、生涯学習の支援を図ります。

社会教育

- 1 生涯学習機会の充実
- 2 生涯学習活動の支援
- 3 生涯学習活動の活性化
- 4 青少年の健全育成
- 5 図書館の充実

1 生涯学習機会の充実

施策 341

<文化スポーツ課>

●現状・課題

情報社会、高齢社会の到来により、生涯学習に対する市民ニーズはこれまで以上に多様化、高度化しています。こうした状況に対応するため、本市では、大学の学部制度にならった「市民総合大学」（一般教養学部、専門学部（歴史文化学部、文学部、スポーツ学部、健康学部、環境学部）及び名古屋経済大学と連携したオープンカレッジ）を展開しています。特に歴史文化学部は、全市博物館構想を具体化したもので、受講生が地域の歴史・文化を学び、学んだことを地域に持ち帰り、活かしてもらうよう実施しています。

また、公民館では、料理や茶道、華道のほか太極拳やヨガなど幅広い講座を展開する「公民館講座」など成人を対象にした各種講座を実施しているほか、講座を終了した人たちが学びを継続できるように「犬山まなびクラブ」の登録を行い、自主的な学びを支援しています。

さらに、学校の授業以外に子どもたちの生きる力を育むため、実験や自然体験、日本の伝統文化に触れる講座などを展開する「子ども大学」も実施しています。

学習に対する市民のニーズは、今後ますます多様化していくものと予想されることから、より多くの市民が参加しやすい日時や会場での開催に努めるほか、これまで以上に専門的な分野の講座や郷土の歴史、文化に根ざした特色ある講座を開設するなど、一層学習機会の充実を図っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

時代のニーズにあった学習機会が提供されており、子どもからお年寄りまで誰もが意欲的に学ぶことができる学習環境が整っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2015年度	2015年度	2022年度
◆各種講座の参加者数 市民総合大学、公民館講座などの各種講座の延べ参加者数。2015年実績値から約1割増の6,000人を目指します。	人	5,110	5,313	6,000	
◆各種講座の実施数 市民総合大学、公民館講座などの各種講座の実施数。2015年実績値から2講座増の18講座を目指します。	講座	16	16	18	

●施策の展開方向

①全市博物館構想の推進 全市民が郷土に誇りと愛着を持ち、歴史と文化によるまちづくりの担い手となれるよう、これまで以上に市民総合大学を充実させ、地域を理解し学習する機会を設定していきます。

②次代を担う子どもや若者を対象にした事業の充実 将来の犬山市を担う子どもたちに豊かな情緒と生きる力を身につけてもらうため、現在、実施している「子ども大学」をより充実していきます。また、大学などとの連携を強化し、若者世代を対象にした魅力ある参加型の講座を開設します。

③時代や地域のニーズに沿った事業の実施 市民のニーズや地域のニーズを的確に把握し、生涯学習

講座を充実していきます。

④市民の自主的な学びの支援 「犬山まなびクラブ」を制度化し、市民の自主的な学びを支援する仕組みづくりを行っていきます。

●現状・課題

市内には、各種生涯学習事業を展開する市民団体として、犬山市婦人会連絡協議会、犬山市文化協会、特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会、犬山市小中学校PTA連合会などがあります。各団体は、会員相互の連携を深めながらそれぞれの団体の目的を達成するために活発な活動をしています。

また、本市としては団体の育成のため、財政的な支援や、必要に応じて社会教育指導員が活動の相談や指導といったサポート活動をしています。こうした団体は、その活動そのものが生涯学習の充実に寄与するものですが、一部団体では、会員の高齢化が問題になっており、将来にわたって活動内容を一定の水準に保っていくことが困難な状況になっています。

そのため、各団体の活動が若い世代にとって、魅力的なものになるよう、積極的な事業展開が必要となっています。

●目指す姿と目標指標

市民が主体となった情報交換や交流が行われ、社会教育団体などが自主的な活動を通して活発に生涯学習活動を行っています。また、各団体における若い世代の活動が増え、地域が活性化しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆社会教育団体数	団体	12	2008年度	13	13
社会教育の分野で活動する市民団体数。2015年実績値から1団体増の13団体を目指します。					
◆社会教育団体の活動事業日数	日	226	2008年度	574	600
社会教育の分野で活動する市民団体が事業活動する年間の日数。2015年実績値から約5%増の600日を目指します。					

●施策の展開方向

- ①生涯学習情報の提供 社会教育団体の活動を支援するため、各世代のニーズに沿った有益な情報を提供できる体系的な枠組みを確立し、情報提供に努めます。
- ②団体相互のネットワーク化 ホームページで団体のイベント情報などを公開し、生涯学習活動を行う団体が、情報交換できるようネットワーク化を図り、各団体間の相互の交流を促進します。
- ③生涯学習施設の整備 公民館や学習等供用施設など老朽化の進む生涯学習施設については、一部廃止や用途変更も含め地域の特性などを考慮した整備方策を検討し、施設の有効利用や多機能化などを進めます。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

民間主体の生涯学習活動は、平成 13 年頃から活性化し、名古屋経済大学による公開講座、特定非営利活動法人いぬやま e コミュニティネットワークによる ICT*講習会などが積極的に行われるようになってきました。

市民の学習ニーズが多様化・高度化する中であって、ニーズに合った学習内容を提供するためには、行政だけでは限界があります。大学など各種機関との連携、協働を強化するとともに、地域の人材を有効に活用することも重要になります。

今後は、名古屋経済大学だけでなく、**近隣市町との連携**を図るとともに、特定非営利活動法人いぬやま e コミュニティネットワーク、特定非営利活動法人市民活動支援センターとの協働により、地域と一体となった講座を開設するといった事業展開が求められます。

写真・イラスト・データ

●目指す姿と目標指標

地域資源を活かした講座の講師となるリーダーや有資格者が育ち、大学や地域と団体が一体となった講座などが開催されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆ 連携した講座開催日数 大学、企業、ボランティア、地域などと連携した事業（名古屋経済大学公開講座、ICT講習会など）の年間開催日数。2015 年度実績値から 約 5 % 増の 2200 日 を目指します。	日	379	2008 年度	2,090	2,200
◆ 人材バンクの登録者数 市民講師（人材バンク）の登録者数。当初から 約 3 倍増 、2015 年実績値から約 2 割増の 150 人 を目指します。	人	44	2008 年度	123	150

●施策の展開方向

- ①**民間団体と連携した講座の充実** 名古屋経済大学や地域の NPO などとの連携を深めることにより、大学公開講座やパソコン講座などを充実するとともに、市民の学習ニーズを的確に捉え、多種多様な地域の資源や人材を有効に活用した講座を展開します。
- ②**人材の育成と市民講師の活用** ボランティア講師登録制度により、市民講師や地元企業の人材を積極的に活用するとともに、市民サークル団体登録制度による市民の生涯学習活動を促進することで、地域の人材の育成と生涯学習活動の活性化を図ります。**また、市民講師については、各務原市と連携し、幅広く制度を活用していきます。**

●重点事業

文化講座 市民講師登録者を講師にした講座を開設し、制度の活用と人材の育成を図ります。



用語解説

■ ICT information and communication technology の略で情報通信技術のこと。

●現状・課題

青少年を取り巻く環境は、情報化の進展などにより、インターネットでの有害サイトなど多くの危険が潜むようになりました。

本市では、**青少年問題協議会を中心とし「地域の子どもは、地域で育てる」をスローガンに青少年の健全育成に取り組んでいる外**、平成 19 年 11 月に青少年健全育成市民会議を設置し、明るい地域社会づくりを目指して、「おあしす運動（おはよう・ありがとう・しつれいします・すみませんの頭文字をとったあいさつ運動）」を展開しています。

また、**不登校や精神疾患を抱える生徒児童の増加など、青少年の抱える問題がより多様化・内面化していることを受け、一人一人の状況に応じた総合的支援を重層的に実施するため、市青少年センターを平成 24 年 4 月に機能強化しました。現在、青少年の悩み相談や支援のための研修会を実施しており、今後も、センターが拠点となり、地域の声を取り入れながら、青少年に関する団体と市が一体となった青少年健全育成施策を展開していきます。**



●目指す姿と目標指標

学校、家庭、地域が一体となって「おあしす運動」を中心とした青少年健全育成事業が活発に行われ、社会の中で次世代を担う青少年がいきいきと生活しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆青少年健全育成市民会議会員数 青少年健全育成市民会議に登録している団体会員数。 2015 年度実績値から 6 団体増の 40 団体を目指します。	団体	26	2009 年度	34	40
◆青少年健全育成市民会議事業参加者数 青少年健全育成市民会議が行う事業の年間の参加者数。 2015 年度実績値から 35 人増の 1,400 人を目指します。	人	625	2009 年度	1,365	1,400

●施策の展開方向

- ①「おあしす運動」の新たな展開 毎月 1 回、犬山、羽黒、楽田の市内 3 駅とスーパーで実施している「おあしす運動」を子どもの登下校時に通学路でも行うなど、実施場所や回数を拡大し、青少年の健全育成につながる明るい地域社会づくりを進めます。
- ②市民会議全体事業の実施 青少年健全育成市民会議の個人・団体会員全体を対象にした青少年健

全育成の推進のための講演会や情報交換を行い、個人・団体間の交流を促進することで新たな事業を展開します。

③市民会議会員数の増加 犬山市小中学校PTA連合会や犬山市スポーツ少年団などの青少年対象事業の実施を通して、青少年に関わる団体を掘り起こし、個人・団体会員を増やし、青少年の健全育成運動の浸透を進めます。

●現状・課題

図書館は、生涯学習の場として学習活動の振興や文化の発展に大きな役割を果たしています。

本市図書館は、平成2年から供用を開始し、年々資料拡充に継続して取り組み、現在、約23万冊の資料を所蔵し、年間延べ12万人以上に利用されています。

時代の進展に伴い、市民の学習目的や学習要求がますます多様化しており、図書館は、新たな社会の要請に対応した情報提供施設としての役割を果たすことが求められており、施設の維持修繕も計画的に検討し、実施していく必要があります。

また、近年は子どもの読書離れが指摘されており、読書の拠点施設として、地域、家庭、学校などと連携し、子ども達が本に親しむことができる取組みや、成人に対する読書の定着を推進することが求められています。

●目指す姿と目標指標

図書館が地域の情報センター、読書センターとして、幼児から高齢者まで多様な市民に親しまれ、活発に利用されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆市民一人当たり貸出冊数 図書貸出冊数／総人口。知識情報の交流の場として来館者の増加を進め、貸出冊数の上昇を目指します。	冊	6.4	2009年度	6.1	6.5
◆図書館の利用しやすさに対する市民満足度 市民意識調査で『図書館は利用しやすいと思いますか。』の設問に対し、「はい」と回答した市民の割合。2015年実績値から約10ポイントの上昇を目指します。	%	57.3	2010年度	54.8	65.0

●施策の展開方向

- ①**図書館資料の充実** 市民の多様なニーズに対応した新しい資料を充実させるとともに、郷土の歴史や文化に関する資料についても充実を図ります。また、情報化の進展に対応する電子媒体による情報提供についても検討を進めます。
- ②**図書館ネットワークの充実** 名古屋経済大学や市内の学校図書館との連携を強化しネットワークの充実を図るとともに、市内の公共施設などで、市民が気軽に図書館の資料の貸出・返却ができるシステムなどサービスの充実を図ります。
- ③**読書の普及啓発** 読書の拠点施設として、市民の読書を推進・支援します。中でも、特に乳幼児期から本に親しむことができるように読み聞かせなど子どもの読書活動の推進に重点を置いて取り組みます。また、小学生に読書通帳を配布するなどして、読書の普及啓発を進めます。

写真・イラスト・データ

スポーツ

- 1 スポーツの振興
- 2 スポーツ指導者の育成
- 3 スポーツ施設の整備・充実

1 スポーツの振興

施策 351

<文化スポーツ課>

●現状・課題

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）に基づくスポーツ基本計画（平成 24 年 3 月 30 日 文部科学省）の中で、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参加することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、「子どものスポーツ機会の充実」や「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」、「住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備」をはじめ 7 つの課題に対して政策目標を設定しています。

本市では、スポーツ少年団活動が盛んに行われており、9 種目 31 団で団員（小学生）と指導者を合わせ延べ 1,324 人（平成 28 年 3 月 31 日現在）が主体的に活動を行っています。さらに、平成 28 年度からは、特定非営利活動法人犬山市体育協会に加入したことで、指導面や運営面で各競技団体と連携した活動が可能となりました。

その他、専門的技術の指導を目的として市内中学校のスポーツ系部活動に学外の指導員（40 人）を派遣したり、スポーツ推進委員を市内各所に派遣してニュースポーツ教室も開催しています。

近年、グラウンド・ゴルフやタスポニーをはじめとする気軽に誰でも楽しむことのできるニュースポーツ（軽スポーツ・レクリエーションスポーツ）が普及し、また、ウォーキング、ランニング、サイクリングなど個人で楽しむこともできる種目の人気が高まったことで、スポーツという定義が大きく広がり、同時に、スポーツに対する市民の取り組み方や考え方も変わりつつあります。

今後は、誰もが、それぞれの体力や年齢、興味や目的に応じてスポーツに親しむことのできるスポーツ環境の整備の推進が必要である一方、2020 年の東京オリンピック開催を控え、ジュニア世代をはじめとした市民のスポーツ競技力の向上も必要です。

●目指す姿と目標指標

子どもから高齢者まで、年齢や性別などに関係なく誰もが継続的、定期的にスポーツを楽しんでいます。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009 年度	2015 年度	2015 年度	2022 年度
◆屋外・屋内体育施設利用者数 屋外体育施設（木曾川犬山緑地、多目的スポーツ広場、山ノ田公園（野球場・テニスコート）、野外活動センター（グラウンド・ゴルフ場）、名証グラウンド（2015 年度廃止）、学校開放（グラウンド））と屋内体育施設（体育館、武道館、弓道場、体育センター、学校開放（体育館）、フィットネスフロイド）の利用者数。施設総数の減少と、体育館の移転に伴うスポーツ以外の利用者数の減少などにより、実績値より 12 年間で 50,000 人の増加を目指します。	人	500,000	2009 年度	601,451	608,000
◆市民大会参加者数 軟式野球をはじめとする 21 種目の市民大会の参加者数。近年、市民のスポーツへの取り組みや意識が変化している傾向があるため、実績値から 500 人の減少を見込みます。	人	7,000	2009 年度	6,215	6,500

●施策の展開方向

- ① **スポーツ推進委員によるニュースポーツの実施** 小中学校をはじめ、市内の地区や企業などの依頼により、スポーツ推進委員を派遣し、市民の誰もが気軽に楽しめるスポーツ教室を実施します。
- ② **特定非営利活動法人犬山市体育協会を中心としたスポーツの推進** 特定非営利活動法人犬山市体育協会と連携し、スポーツ少年団活動の充実や、指導者の育成、競技スポーツのジュニアスリーットの育成、初心者スポーツ教室の開催など誰もがスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

●現状・課題

スポーツ振興のためには、スポーツの素晴らしさや楽しさを伝え、一人ひとりにあった適切な指導にあたる人の存在も大切な要素です。そのためには、責任感と使命感を持ち講習などを通して常に新しい知識を習得し、継続的に指導ができる人材を育成・確保していくことが必要です。

本市では、こうした人材を育成するために、毎年開設している市民総合大学スポーツ学部を、スポーツ指導員養成講座として市内中学校部活動指導員、市内スポーツ少年団、スポーツ推進委員に受講を促しているほか、平成27年度には、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、各団の中心的指導者として、その指導・運営にあたるスポーツ少年団認定員の講習会を日本スポーツ少年団、県スポーツ少年団との共催により開催しました。

本市でも、一人ひとりが自己の能力や興味や関心、ライフスタイルなどに応じて主体的にスポーツを実施することができる環境整備に取り組む中で、多様な現場での正しいコーチングが必要となっています。

●目指す姿と目標指標

一定の知識と意識をもった指導者が、グッドコーチに向けた「7つの提言」（平成27年3月31日 文部科学省）をもとに、多様な現場で、年齢や能力などに合わせたスポーツの指導を行っています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015年度	2022年度
◆ スポーツ少年団指導者数（登録指導者のうちの有資格者の割合） 指導者全体に占める有資格者（日本スポーツ少年団認定員）の割合。指導者の半数が有資格者であることを目指します。	%	30.0	2009年度	31.6	50.0
◆ スポーツ推進委員数 スポーツ推進委員の数。犬山市スポーツ推進委員設置規則にある定数（上限）25人を目指します。	人	21	2009年度	19	25

●施策の展開方向

- ①**指導者の資質向上** 定期的にスポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員講習会を開催するほか、市民総合大学スポーツ学部などでは、実践に生かすことの出来る専門知識の習得につながる講座を企画するなど指導力向上につながる機会を提供し、指導者の資質向上を促します。
- ②**スポーツ推進委員の人員確保** スポーツの実技指導、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整や協力などへの熱意と能力を有するスポーツ推進委員を増やします。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

昭和 38 年に建設された市体育館が、築 50 年を経過し老朽化が進んでいた中、平成 28 年 7 月に新たな市体育館が羽黒中央公園（羽黒字竹ノ腰 17 番地 2）内に移転、開館しました。バスケットコート 2 面やバレーボールコート 3 面が確保でき、600 席の観客席を有するメインアリーナをはじめ、バドミントンコート 2 面が確保できるサブアリーナ、3 分割が可能で各種会議、講演や研修など幅広い活用ができる多目的室のほか、様々な運動器具を設置したトレーニングルーム、音響設備を備えた多目的スタジオなど、施設機能は以前の体育館から大幅に充実しました。

また、その 2 年前には同公園内の新体育館の隣接に、全面人工芝で国内での公式試合にも対応できるフィールドの大きさのサッカーグラウンドが確保できる多目的スポーツ広場もオープンし、土日祝日の稼働率は 90%を越えています。

このように、市民がスポーツに親しむことができる新たな施設が完成する一方で、これまで、野球やソフトボール、サッカーなどの試合に使用していた施設が、誰もが気軽に足を運び、憩い・遊ぶことができる公園として整備することによって、スポーツ施設数自体は増加に至っていません。

したがって、利用が集中する週末や、多くの大会やイベントの開催が多い時期については、利用する市民や各種団体間の調整を図りながら、さらに、民間事業者が保有するグラウンドなどの利用協力も得ながら、限られたスポーツ施設を有効に活用していかなければなりません。

しかしながら、整備完了から一定年数が経過したことで老朽化が進みつつある施設や機器も多いことから、この先も安定して安全・安心・快適に利用してもらうためには、規模の大きな計画的な修繕や改修への対応も喫緊の課題となります。

●目指す姿と目標指標

新体育館が建設され、新たなグラウンドも確保ができ、より多くの市民が安全・安心・快適にスポーツに取り組み、健康的でいきいきと生活しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆屋内体育施設充足率 検討中	%	50.0	2009 年度	40.0	検討中
◆屋外体育施設充足率 検討中	%	60.0	2009 年度	64.0	検討中

●施策の展開方向

①安全・安心・快適なスポーツ施設環境の維持 既存のスポーツ施設を安全・安心・快適に利用してもらうため、計画的な修繕や改修を行っていきます。

②受益者負担の検討 施設環境の維持を行うため、施設使用料の定期的な見直し及び導入の検討を行っていきます。

●重点事業

犬山市スポーツ振興基金積立	本市が管理するスポーツ施設の維持修繕及び新設、スポーツ振興や健康増進を目的とした基金積立を行います。
---------------	--

歴史・文化財

- 1 歴史・文化財の理解と意識の高揚
- 2 歴史・文化財の保存・活用
- 3 歴史・文化のネットワークづくり
- 4 城下町地区の整備

1 歴史・文化財の理解と意識の高揚

施策 361

<歴史まちづくり課>

●現状・課題

本市では、全市博物館構想に基づき、市民が市内の歴史・文化を学ぶ市民総合大学「歴史文化学部」を開催し、古代史学科、明治カルチャー史学科、中近世史学科の分野において、独自のテーマ設定により歴史と文化財を学ぶ機会を提供しています。その結果、市民の歴史と文化財に対する意識は高まり、地域に愛着を持つ市民も増えています。

また、地域の歴史・文化をテーマとする市民主体の活動については、犬山歴史研究会をはじめとした既存の団体に加えて、平成 21 年度に設立された特定非営利活動法人古代 瀬波 の里・文化遺産ネットワークのような新たな市民団体により、各地域、各分野における活発な活動が展開されています。

今後、犬山市歴史的風致維持向上計画（平成 20 年度～平成 30 年度）に基づき、文化財の保存・活用を推進する中で市民意識をさらに高揚していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

文化史料館を中心に市民に向けて犬山の歴史文化に関する情報が発信され、地域の歴史や文化財に興味を持つ市民が増え、市内各地域において、市民総合大学の受講者を中心に歴史と文化財に対する意識が高まり、地域に愛着をもつ市民が増えています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆市民総合大学「歴史文化学部」への応募者数	人	478	2010 年度	275	300

市民総合大学「歴史文化学部」への応募者の総数。歴史に興味を持ち、市民総合大学に応募する市民が増え、1 学科 100 人を早期に実現し、その水準の維持を目指します。

●施策の展開方向

- ①犬山の歴史と文化財を知る・学ぶ機会の提供 市民総合大学における「歴史文化学部」の開催や市民団体とのまち歩きなどを通して、犬山の歴史や文化を教材として地域の伝統や文化を学ぶ機会を設け、地域に愛着と誇りを持つ市民を育みます。
- ②文化財の保存・活用に係る市民団体との連携 市民団体に対する情報の提供や団体事務局への活動支援・研修などを通して、行政と市民団体が連携して文化の担い手を育成できるネットワークづくりを進めます。
- ③文化財の保存・活用に係る普及と啓発 市内各地域に点在する文化財などの地域資源について、保存の手法や活用のアドバイスを行うとともに「犬山市の文化財」などの出版物を活用し、文化財の普及と啓発に努めます。

●重点事業

市民総合大学専門学部	市民総合大学「歴史文化学部」として、古代から近世にかけての犬山の歴史文化を学ぶための学科を開催します。
------------	---

●現状・課題

指定文化財や登録文化財の保存や伝承にあつては、その価値を維持することが求められています。現在、国指定重要無形民俗文化財である「犬山祭の車山行事」の保存・修理、登録有形文化財建造物の修理、史跡の調査や整備が、専門家などにより組織された委員会の技術指導、監修によって行われています。

一方、市内に点在し、法律等に基づく指定などを受けていない文化財については、平成9年の犬山市史編さん終了後は継続した調査研究が進んでいないため、今後、犬山市歴史的風致維持向上計画(平成20年度～平成30年度)の推進に向けて、継続的な調査の実施が求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的資産の保存や管理、史跡・天然記念物の管理、犬山祭の伝承保存に対して補助を行うなど、市内文化財の保存と活用が進んでいます。また、犬山城においては、犬山城の世界遺産登録に向けた活動を推進するとともに、調査研究に基づき復元整備計画が策定され、門や櫓など一部の施設が復元されています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2009年度	2015年度	2022年度
◆文化財の調査実施件数 文化財保全のための調査実施件数。文化財を保全するため、民俗文化財、埋蔵文化財・記念物、建造物を中心に継続した調査の実施を目指します。	件	2	2009年度	4	3
◆指定・登録文化財の保存・修理に対する補助件数 文化財保存修理に関する補助件数。民俗文化財、建造物の伝承保存を一層推進するため、年間補助件数の拡充を目指します。	件	2	2009年度	2	4

●施策の展開方向

- ①文化財の保護と調査 専門家や必要に応じて設置する専門委員会などの指導、調査などに基づき、指定・登録文化財の保存や修理、史跡・埋蔵文化財の整備、犬山城の城郭内の調査などを推進します。また、東之宮古墳については、整備基本計画に基づいて史跡整備を進め、未調査の文化財については、調査、収集、研究を推進します。
- ②歴史的風致*の維持・向上 文化財の所有者・管理者、市民・事業者、行政が連携して歴史的風致の維持・向上を図るとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づく計画の中で指定された建造物や城址、堀、常夜灯などの歴史的風致の維持・向上に寄与する施設などの保全を図り、住民との協働により、施設の活用と整備を進めます。また、重点区域の追加や変更などによる計画の見直しに努めます。
- ③文化財の活用 文化財の保存に影響が及ばない範囲で、教育や普及のために文化財の活用を推進します。文化史料館の活動の充実を図り、「犬山城と城下町地区を結び、人と文化をつなぐ施設」としての機能を強化します。



■歴史的風致 歴史まちづくり法では「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境」とされており、地域にある城、神社などの歴史的な建物や町屋などの町並みと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒などが一体となったもの。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

平成 24 年度の文化史料館リニューアルオープンに伴い、犬山城、文化史料館、旧磯部家住宅、どんでん館、旧堀部家住宅をはじめとした各歴史・文化施設の役割の明確化と相互のネットワーク化が求められています。

また、市民総合大学「歴史文化学部」は、毎年多くの方々が受講しており、卒業後の自発的な活動を一層推進させていくため、卒業者の人材の育成と活用が求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山城、文化史料館などを拠点として歴史と文化のネットワークが構築されています。また、市民や学生の参加のもと、市内各地域で歴史や文化をテーマにした市民グループが組織され相互交流が行われています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
			2015 年度	2022 年度
◆歴史・文化施設の自主活動事業	回	1	27	30
歴史・文化施設を会場とした市民団体などの自主的な活動の実施回数。市民の歴史や文化財に対する意識を高めていくため、活動回数の増加を目指します。				

●施策の展開方向

- ①歴史・文化のネットワークづくり 「犬山」固有の歴史的・文化的資源をネットワークすることにより、地域を愛し、郷土に誇りを持つ人材を育成します。
- ②文化史料館を拠点に情報発信 文化史料館で、犬山城と城下町地区を中心とした歴史文化に関する情報発信を行い、企画展示や案内機能の充実を図ります。
- ③財団法人犬山城白帝文庫との連携 犬山城と城下町地区の情報発信を行うため、旧犬山城主成瀬家にまつわる文物の保存・管理や研究などを行っている公益財団法人犬山城白帝文庫と連携した事業を実施します。
- ④各種NPO・市民団体との連携 祭りや古墳などの文化財の保存や普及啓発、町並み保存、歴史文化探訪などの活動を行っている市民グループと連携した文化交流などの事業を実施し、次世代への歴史文化の継承を図ります。

写真・イラスト・データ

●現状・課題

城下町地区では、歴史的資産を活かしたにぎわいのある安全で暮らしやすい町の再生のため、犬山城前広場の整備や電線類地中化・道路美装化などを行ってきました。このような取組みの結果、近年では、多くの人たちが城下町地区を訪れるようになりました。

一方、歴史的建造物の保存については、維持管理に要する手間や費用の増大、跡継ぎの不在という理由から、取り壊されて空地になり、その後建てられた建築物が城下町地区の景観にそぐわない、といった事例も出てきています。加えて、今後については、歴史的風致*の観点から問題となっている区域内の老朽化した公共施設の移転も課題となっています。

そのため、住民が安全・安心で、にぎわいと潤いを感じられる良好な住環境の形成を図りながら、城下町地区の歴史的景観を保持した町並みを形成していく必要があります。

また、地区外からの車両や地区内における歩行者の動線を地域住民と協議しながら検討を行い、適切な誘導を図っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

歴史的建造物が保全され、歴史や文化などと人々の生活が調和する歴史的風致を維持し、住民は安全・安心やにぎわいと潤いを実感でき、来訪者は利便性や快適性を実感できるまちとなっています。

目標指標	単位	当初	実績値	目標値
			2015年度	2022年度
◆伝統的建造物の修理・修景（累計） 伝統的建造物の修理・修景に関する助成件数。伝統的な建造物については、歴史的風致維持向上計画に基づく指定を行い、長期的な視点で計画的に修理・修景を行うことを目指します。	件	- 2009年度	20	27
◆市指定文化財（建造物）の件数（累計） 市指定文化財の指定件数。特に重要な建造物について、長期的な視点で計画的に調査を行い、文化財指定を行うことを目指します。	件	0 2009年度	0	2

●施策の展開方向

- ①城下町地区の町並み環境を整備 電線類地中化や道路美装化などにより良好な道路環境の整った城下町地区は犬山の歴史文化を象徴する風情のある地区であるため、景観などに配慮した住環境の整備を推進し、住民にも来訪者にも配慮した整備や車両・歩行者動線の望ましい交通体系の確立を計画的に推進します。
- ②伝統的建造物の保護・保全 伝統的建造物の保護の手法として伝統的建造物群保存地区の指定などを検討し、修理・修景などの基準を定め、城下町地区の伝統的な町並みや文化遺産などを後世に伝えます。また、地域において歴史及び文化面から価値の高い建造物を文化財として登録・指定し、後世への継承を図ります。
- ③歴史的風致形成建造物の指定 景観や都市計画と調整を図り、歴史的風致形成建造物の指定などを通して、城下町地区の歴史的風致の維持と向上を図ります。



■歴史的風致 歴史まちづくり法では「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境」とされており、地域にある城、神社などの歴史的な建物や町屋などの町並みと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒などが一体となったもの。

写真・イラスト・データ

●重点事業

伝統的建造物整備 活用事業	国登録有形文化財の旧堀部家住宅の修理を行い、既存の旧磯部家住宅や中本町まちづくり拠点施設などと連携を図り、伝統的建造物の活用を進めます。
伝統的建造物の保 存・修理・活用	「歴史都市犬山」の実現のため、伝統的建造物を修理・修景し、伝統的建造物群保存地区指定などを手法の一つとして検討します。また、伝統的建造物の保存計画の策定に向け、内容を検討し、国の補助制度を活用して、伝統的建造物の修理・修景を進めます。

文化

- 1 文化活動の振興
- 2 新しい文化の創造と活動の支援

1 文化活動の振興

施策 371

<文化スポーツ課>

●現状・課題

文化芸術振興基本法の第1条には「文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらす」と明記されています。これは、文化芸術の振興が、心豊かな国民生活をつくり出し、活力ある社会の実現に寄与することを示しています。

本市は、昭和57年に市民が芸術文化に親しむための拠点として市民文化会館を建設しました。開館以来、市民に優れた舞台芸術を鑑賞してもらうため、自主事業としてコンサートや演劇などの公演を実施してきました。また、日頃から文化芸術に携わる市民らが、自らの創作活動の成果を発表する場としても広く利用しています。加えて、市民文化会館に併設する南部公民館では、市民の絵画や書などの創作作品を展示するギャラリーとしての活用も進められています。

今後は、施設の老朽化が懸念されることから適切な点検・修理や保守・管理を計画的に行い、市民が利用しやすい芸術文化の拠点施設として、維持管理していく必要があります。また、多くの市民が芸術文化に親しみ、市民自らが文化芸術活動に積極的に取り組むことができるような環境づくりも求められています。

●目指す姿と目標指標

市民文化会館を中心として、優れた舞台芸術が開催されるとともに、市民の自主的な文化芸術活動が展開され、多くの市民が文化芸術に親しみ、心豊かに文化的な生活をしています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
		2009年度	2009年度	2015年度	2022年度
◆自主事業の鑑賞・参加者数	人	4,822	2009年度	2,354	3,000
自主事業を鑑賞及び参加した市民の年間延べ人数。2015年実績値から約700人増を目指します。					
◆市民文化会館の利用者数	人	40,545	2009年度	50,135	45,000
今後は減少が見込まれますが、当初目標値の維持を目指します。					

●施策の展開方向

- ①自主事業の充実 市民参加型事業として既に実施している市民芸能祭や市民音楽祭、文協まつり、などを充実するとともに、市内や近隣市町で活動する団体やサークルとの共催事業を実施します。
- ②市民文化会館施設の充実 市民文化会館の施設の点検・修理や保守・管理を計画的に行い、芸術文化の拠点として市民が利用しやすい施設として充実を図ります。
- ③文化活動の場の確保 多くの市民が文化活動に参加できるように、市の施設（公民館・市庁舎など）を活用した市民ギャラリーや市民展などの充実を努めます。

●重点事業

文化活動の場の確保	多くの市民が参加できるような文化活動の場として、ギャラリーや展示スペースを確保します。
-----------	---

●現状・課題

本市では、犬山市文化協会と特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会を中心として様々な文化活動が実践されています。犬山市文化協会は 46 団体、560 人で構成され、市民展、芸能祭、文協まつりなど数々の事業を主体となって実施しています。

また、特定非営利活動法人音楽文化協会は 9 団体、227 人で構成され、市民音楽祭を毎年開催するとともに、定期演奏会や各種大会・行事を展開しています。

しかし、文化活動団体の会員は高齢化が進み、年々会員数も減少しているため、若い世代への会員拡大を図り、犬山の新しい文化の創造と活動の活性化を促していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

犬山市文化協会や特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会が若い世代の会員を増加させ、自主的な新規事業を展開するなど、市民が主体となる新しい文化活動を展開しています。

目標指標	単位	当初		実績値	目標値
				2015 年度	2022 年度
◆自主的活動団体（団体数） 犬山市文化協会、特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会に所属する団体数。減少が見込まれますが、2015 年度実績値の維持を目指します。	団体	73	2009 年度	55	55
◆自主的活動団体（会員数） 犬山市文化協会、特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会に所属する会員数。減少が見込まれますが、2015 年度実績値の維持を目指します。	人	1,250	2009 年度	787	800

●施策の展開方向

- ①自主的文化活動団体の育成・支援 犬山市文化協会・特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会など、既存の団体の活動を充実させ、市民劇団・サークルなどに活動の場を提供します。
- ②犬山らしさのある文化の創造 市民が参加する芸能祭や市民ギャラリーをはじめ、豊かな自然、歴史に根ざした犬山らしさのある文化を創造する機会や場を充実します。

写真・イラスト・データ